



**日本財団**  
The Nippon Foundation

助成事業

平成 19 年度

「危険物の海上運送に関する調査研究」

報告書

平成 20 年 3 月

社団法人 日本海事検定協会

## ま え が き

本報告書は、国土交通省海事局の指導の下に、平成 19 年度に日本財団の助成を得て、「危険物の海上運送に関する調査研究」について危険物等海上運送国際基準検討委員会を設けて調査研究を行い、その内容を取りまとめたものである。

### 危険物等海上運送国際基準検討委員会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

委員長	浦新	井田	環充	東京大学生産技術研究所
委員	太岡	村泰	進資	東京大学
委員	岡村	内正	敏敏	独立行政法人海上技術安全研究所
	竹内	村昌	三吾	横浜国立大学大学院
	田津	田眞	三吾	元国際海事機関海洋環境部次長
	時豊	田繁	哲治	社団法人日本海事検定協会
	半松	田村	隆義	横浜国立大学
	三宅	萩康	強志	社団法人日本海難防止協会
	東濱	城田	英雄	財団法人日本海事協会
	平原	原祐	哲祐	社団法人日本化学工業協会
				社団法人日本船主協会
				財団法人日本舶用品検定協会
				社団法人日本海事検定協会
				財団法人日本船舶技術研究協会
				海上保安庁交通部安全課
				国土交通省海事局検査測度課
				国土交通省海事局安全基準課

危険物運送要件部会

部 会 長 員

岡 泰 資  
 青 戸 久 明  
 梅 木 正 和  
 太 田 進  
 甲 斐 文 雄  
 片 桐 昂 史  
 川 上 洋 一  
 北 向 大 輔  
 ( 岡 部 亮 介 )  
 栗 原 洋 一  
 黒 越 仁  
 佐 伯 英 治  
 佐 藤 幹 夫  
 飛 延 孝 男  
 長 田 泰 英  
 能 登 洋 一  
 幅 道 雄  
 船 津 登  
 ( 長 榮 弘 征 )  
 松 尾 守 夫  
 松 木 邦 夫  
 三 宅 庸 雅  
 山 田 貢 行  
 米 倉 隆 行  
 和 田 正 彦  
 作 田 朋 巳  
 東 城 英 雄  
 平 瀬 利 明

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -  
 横 浜 国 立 大 学 大 学 院  
 日 本 危 険 物 倉 庫 協 会  
 日 本 産 業 ガ ス 協 会  
 独 立 行 政 法 人 海 上 技 術 安 全 研 究 所  
 社 団 法 人 日 本 海 難 防 止 協 会  
 社 団 法 人 全 国 火 薬 類 保 安 協 会  
 財 団 法 人 日 本 舶 用 品 検 定 協 会  
 財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会  
 日 本 火 薬 工 業 会  
 社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
 日 本 ポ リ エ チ レ ン プ ロ - 製 品 工 業 会  
 社 団 法 人 日 本 旅 客 船 協 会  
 社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
 社 団 法 人 日 本 船 主 協 会 危 険 物 小 委 員 会  
 日 本 危 険 物 コ ン テ ナ 協 会  
 日 本 有 機 過 酸 化 物 工 業 会  
 高 圧 ガ ス 保 安 協 会  
 財 団 法 人 日 本 海 事 協 会  
 社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会  
 社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
 日 本 内 航 海 運 組 合 総 連 合 会  
 ド ラ ム 缶 工 業 会  
 危 険 物 保 安 技 術 協 会  
 国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課  
 海 上 保 安 庁 交 通 部 安 全 課  
 国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課

特殊貨物運送部会

部 会 長 員

太 田 進  
 岩 田 敬 二  
 北 向 大 輔  
 ( 岡 部 亮 介 )  
 黒 越 仁  
 香 林 大 介  
 佐 々 木 謙 治  
 飛 延 孝 男  
 松 尾 守 夫  
 三 宅 庸 雅  
 村 上 幸 弘  
 村 山 雅 己  
 八 住 俊 秀  
 作 田 朋 巳  
 野 中 秀 紀  
 ( 佐 藤 将 登 )

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -  
 独 立 行 政 法 人 海 上 技 術 安 全 研 究 所  
 社 団 法 人 日 本 船 主 協 会 特 殊 貨 物 小 委 員 会  
 財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会  
 社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
 日 本 内 航 海 運 組 合 総 連 合 会  
 社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
 社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
 財 団 法 人 日 本 海 事 協 会  
 社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
 社 団 法 人 日 本 鉄 鋼 連 盟  
 社 団 法 人 日 本 船 舶 品 質 管 理 協 会  
 日 本 鋳 業 協 会  
 国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課  
 国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課

危険性評価試験部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長  
委 員

新 井 充  
安 藤 隆之  
飯 塚 義明  
遠 藤 新治郎  
北 向 大輔  
( 岡 部 亮 介 )  
栗 原 洋一  
古 積 博  
鈴 木 勝  
長 谷 川 和俊  
松 永 猛裕  
三 宅 庸雅  
森 田 健  
山 中 す み へ  
作 田 朋 巳  
平 瀬 利 明

東 京 大 学  
独 立 行 政 法 人 産 業 安 全 研 究 所  
有 限 会 社 P H A コ ン サ ル テ ィ ン グ  
日 本 無 機 薬 品 協 会  
財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会  
  
日 本 火 薬 工 業 会  
総 務 省 消 防 庁 消 防 大 学 校 消 防 研 究 セ ン タ ー  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
千 葉 科 学 大 学  
独 立 行 政 法 人 産 業 技 術 総 合 研 究 所  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
国 立 医 薬 品 食 品 衛 生 研 究 所  
東 京 歯 科 大 学  
国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課  
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課

ばら積み液体危険物部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長  
委 員

岡 村 敏  
石 綿 雅雄  
上 西 豊  
内 田 成孝  
北 向 大輔  
( 岡 部 亮 介 )  
黒 越 仁  
小 島 隆志  
関 口 秀俊  
谷 有 三  
戸 松 憲 治  
富 澤 茂  
三 宅 庸雅  
安 達 庸裕  
池 上 敦  
作 田 朋 巳  
中 橋 亨

元 国 際 海 事 機 関 海 洋 環 境 部 次 長  
社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会  
財 団 法 人 日 本 海 事 協 会  
全 国 内 航 タ ン カ ー 海 運 組 合  
財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会  
  
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
独 立 行 政 法 人 海 上 技 術 安 全 研 究 所  
東 京 工 業 大 学 大 学 院  
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
日 本 内 航 海 運 組 合 総 連 合 会  
社 団 法 人 日 本 中 小 型 造 船 工 業 会  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
環 境 省 地 球 環 境 局 環 境 保 全 対 策 課  
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課  
国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課  
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 環 境 海 洋 課

危険物輸送U N対応部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長 員

田 村 昌 三  
青 戸 久 明  
新 井 久 充  
石 綿 雅 雄  
遠 藤 新 治 郎  
岡 泰 資  
小 川 輝 繁  
小 野 純 生  
片 桐 昂 史  
栗 原 洋 一  
黒 越 伯 英 仁  
佐 伯 英 治  
鈴 木 秀 潔  
関 口 秀 俊  
中 村 清 一  
樽 原 宗 明  
能 登 洋 一  
幅 道 雄  
船 津 登  
(長 榮 弘 征)  
三 宅 庸 雅  
森 田 健  
山 中 す み へ  
米 倉 隆 行  
和 田 正 彦  
池 上 敦 敦  
小 杉 洋 一  
佐 藤 秀 徳  
野 村 井 和 樹  
福 井 島 靖  
矢 山 上 奈 三  
吉 澤 司

横 浜 国 立 大 学  
日 本 危 険 物 倉 庫 協 会  
東 京 大 学  
社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会  
日 本 無 機 薬 品 協 会  
横 浜 国 立 大 学 大 学 院  
横 浜 国 立 大 学 大 学 院  
財 団 法 人 日 本 舶 用 品 検 定 協 会  
社 団 法 人 全 国 火 薬 類 保 安 協 会  
日 本 火 薬 工 業 会  
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
日 本 ポ リ エ チ レ ン プ ロ ー 製 品 工 業 会  
社 団 法 人 日 本 船 舶 品 質 管 理 協 会  
東 京 工 業 大 学 大 学 院  
日 本 ド ラ ム 缶 更 正 工 業 会  
社 団 法 人 全 日 本 航 空 事 業 連 合 会  
日 本 危 険 物 コ ン テ ナ 協 会  
日 本 有 機 過 酸 化 物 工 業 会  
高 圧 ガ ス 保 安 協 会  
  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
国 立 医 薬 品 食 品 衛 生 研 究 所  
東 京 歯 科 大 学  
ド ラ ム 缶 工 業 会  
危 険 物 保 安 技 術 協 会  
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課  
厚 生 労 働 省 医 薬 食 品 局 審 査 管 理 課  
総 務 省 消 防 庁 危 険 物 保 安 室  
経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 保 安 課  
環 境 省 大 臣 官 房 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策 部  
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 総 務 課  
経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 保 安 課  
国 土 交 通 省 航 空 局 技 術 部 運 航 課

事 務 局

本 庄 三 郎  
土 山 和 明  
鈴 木 木 勝  
濱 田 高 志  
山 崎 高 晃

社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 食 品 衛 生 分 析 C  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室

## 目 次

はじめに		
第 1 章	調査研究の目的及び概要	
1.1	調査研究の目的	-1
1.2	調査研究の概要	-1
1.2.1	DSC 小委員会及び BLG 小委員会への対応	-1
1.2.2	UN 委員会への対応	-1
1.2.3	委員会の開催	-1
1.2.4	海外委員会等への派遣	-2
第 2 章	国際海事機関 危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会	
2.1	第 12 回 DSC 小委員会への対応	-3
2.2	DSC 小委員会等審議概要	-3
2.2.1	DSC 小委員 E&T グループの報告	-3
2.2.2	第 12 回 DSC 小委員会の報告	-3
2.2.3	DSC 小委員 E&T グループの報告	-8
2.2.4	第 11 回 BLG 小委員会の報告	-8
2.2.5	BLG 小委員会第 13 回 ESPH 作業部会の報告	-9
2.2.6	第 12 回 BLG 小委員会の報告	-10
第 3 章	国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会	
3.1	第 31 回及び 32 回 UNSCETDG への対応	-12
3.2	第 13 回及び 14 回 UNSCEGHS への対応	-12
3.3	UNSCETDG 等審議概要	-12
3.3.1	第 31 回 UNSCETDG 審議概要	-12
3.3.2	第 32 回 UNSCETDG 審議概要	-14
3.3.3	第 13 回 UNSCEGHS 審議概要	-16
3.3.4	第 14 回 UNSCEGHS 審議概要	-17
おわりに		-19
付録 1	DSC 小委員会等審議概要	
付録 1.1	DSC 小委員 E&T グループ審議概要	-21
付録 1.2	第 12 回 DSC 小委員会提案文書概要	-23
付録 1.3	第 12 回 DSC 小委員会審議概要	-47
付録 1.4	DSC 小委員 E&T グループ審議概要	-60
付録 1.5	第 11 回 BLG 小委員会審議概要	-62
付録 1.6	BLG 小委員会第 13 回 ESPH 作業部会審議概要	-66
付録 1.7	第 12 回 BLG 小委員会審議概要	-68
付録 2	UNSCETDG 等審議概要	
付録 2.1	第 31 回 UNSCETDG 提案文書概要	-72
付録 2.2	第 31 回 UNSCETDG 審議概要	-79
付録 2.3	第 32 回 UNSCETDG 提案文書概要	-85
付録 2.4	第 32 回 UNSCETDG 審議概要	-91
付録 2.5	第 13 回 UNSCEGHS 提案文書概要	-96
付録 2.6	第 13 回 UNSCEGHS 審議概要	-98

付録 2.7	第 14 回 UNSCEGHS 提案文書概要	-100
付録 2.8	第 14 回 UNSCEGHS 審議概要	-102
付録 3	第 12 回 DSC 小委員会への日本提出文書	
付録 3.1	DSC 12/4/18 : BC コード改正案へのコメント	-106
付録 3.2	DSC 12/5 : BC コードに記載されていない貨物に関する要件	-110

## はじめに

危険物、液状化物質等の船舶運送中に人命、船体、財貨等に有害な影響を及ぼすおそれのある貨物については、その取り扱いを適切、かつ、国際的に統一した基準で行うことが要請されている。このため、国際海事機関（IMO）は SOLAS 条約第 VI 章・第 VII 章をはじめ各種の規則・基準を整備し、その多くは日本国内法にも取り入れられている。これら規則・基準の IMO における審議の詳細は、危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）に委ねられている。DSC 小委員会は、危険物、固体ばら積み貨物、コンテナ等貨物の海上運送に係る IMDG コード（国際海上危険物規程）、BC コード（固体ばら積み貨物の安全実施規則）、CSS コード（貨物の積付け及び固定に関する安全実施規則）等について審議を行なっている。また、海洋汚染防止条約附属書（MARPOL 条約）に基づく個品運送の海洋汚染物質の特定及びその運送要件は IMDG コードにより規定されており、同小委員会への付託事項の一つである。また、ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）にて検討が行われているばら積み液体危険物の海洋に対する危険性評価法は、基本的に個品危険物（海洋汚染物質）のそれと同じであり、その運送に係る国際規則は共にわが国危険物運送規則である「危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）」に採り入れられている等、危険物の個品運送及びばら積み運送は相互に密接な関係がある。

一方、国連危険物輸送・分類調和専門家委員会（UN 委員会）は、危険物の国際的な安全輸送要件（危険物の定義、分類、容器及び包装、表示及び標札、危険性評価試験方法及び判定規準等）及び製造、輸送、貯蔵等の全ての分野における化学物質の分類及び表示の世界的調和（GHS）についての検討を行っている。UN 委員会で決定された輸送要件や有害化学物質の分類及び表示の要件は、危険物輸送や GHS に関する国連勧告としてまとめられ、危険物の海上運送規則である IMDG コードをはじめとする各輸送モードの国際運送基準や各国危険物輸送規則のモデル規則及び有害物質の分類表示に関する規則に取り入れられている。

DSC 小委員会及び UN 委員会で検討される内容は広範かつ詳細に及んでいるが、国内関連規則に直接係わりがあることから同小委員会及び委員会への提案については、日本の実状を踏まえた正確な対応が要請される。

こうした背景から、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家により構成される本委員会は、DSC 小委員会及び UN 委員会における各種検討事項について日本の意見を集約し、同小委員会及び委員会への日本意見をより確実に表明するとともに、関連情報を収集するために同小委員会等へ専門家を派遣している。また BLG 小委員会及びその作業部会にも専門家を派遣し、最新の情報を入手し本調査研究に反映させると共に、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画している。

本報告書は、本委員会の活動の成果をまとめたものである。

\*\*\*



## 第1章 調査研究の目的及び概要

### 1.1 調査研究の目的

国際海事機関（IMO）の「危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）」及び「ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）」並びに国連（UN）の「危険物輸送及び分類調和専門家委員会（UN 委員会）」への対応を検討するために、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家から成る委員会を設置し、我が国関係業界等の意見を包括的に集約すると共に、専門家を両国際機関委員会に派遣し各国専門家と直接意見や情報を交換することにより我が国の意見を反映し、危険物及び特殊貨物の安全でスムーズな海上運送に寄与することを目的とする。

### 1.2 調査研究の概要

#### 1.2.1 DSC 小委員会及びBLG 小委員会への対応

IMO 第 12 回 DSC 小委員会及び同小委員会編集・技術作業部会（E&T グループ）での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」並びに同委員会の下に「危険物運送要件部会」、「特殊貨物運送部会」及び「危険性評価試験部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行い、DSC 小委員会への我が国の対応案を作成した。更に、危険物及び特殊貨物の海上運送に係る専門家を DSC 小委員会及び同作業部会に派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見の反映をはかると共に、最新の情報を入手し我が国の海事関係者に周知した。

また、IMO 第 11 回及び第 12 回 BLG 小委員会並びに同小委員会第 13 回汚染危険評価（ESPH）作業部会に専門家を派遣し、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画すると共に、「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下部組織として設置した「ばら積み液体危険物部会」を通じて最新の情報を我が国の海事関係者に周知した。

#### 1.2.2 UN 委員会への対応

第 31 回及び 32 回国連危険物輸送専門家小委員会（UNSCETDG 並びに第 13 回及び 14 回国連分類調和専門家小委員会（UNSCEGHS）での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下に「危険物輸送 UN 対応部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行った。更に、これら検討結果を踏まえ、同 UN 小委員会に日本代表委員を派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見及び提案文書の反映をはかると共に、国連勧告に関する最新の情報を入手し我が国の関係者に周知した。

#### 1.2.3 委員会の開催

##### (1) 危険物等海上運送国際基準検討委員会

第 1 回会合：平成 19 年 5 月 14 日

第 2 回会合：平成 20 年 3 月 3 日

##### (2) 危険物運送要件部会

第 1 回会合：平成 19 年 8 月 31 日

第 2 回会合：平成 19 年 11 月 9 日

##### (3) 特殊貨物運送部会

第 1 回会合：平成 19 年 6 月 26 日

第 2 回会合：平成 19 年 9 月 3 日

第 3 回会合：平成 19 年 11 月 9 日

(4) ばら積み液体危険物部会

- 第1回会合：平成19年6月12日
- 第2回会合：平成19年10月16日
- 第3回会合：平成20年2月29日

(5) 危険物輸送 UN 対応部会

- 第1回会合：平成19年6月19日
- 第2回会合：平成19年8月10日
- 第3回会合：平成19年11月20日
- 第4回会合：平成20年1月15日

**1.2.4 海外委員会等への派遣**

- (1) IMO 第11回 BLG 小委員会：平成19年4月16日～20日  
派遣者： 濱田高志
- (2) IMO・DSC 小委員会 E&T グループ：平成19年5月28日～6月1日  
派遣者： 濱田高志
- (3) 第31回 UNSCETDG 及び第13回 UNSCEGHS：平成19年7月2日～10日  
派遣者： 三宅庸雅  
濱田高志
- (4) IMO 第12回 DSC 小委員会及び同小委員会 E&T グループ：平成19年9月17日～28日  
派遣者： 濱田高志  
山崎 晃
- (5) IMO・BLG 小委員会第13回 ESPH 作業部会：平成19年10月22日～26日  
派遣者： 岡村 敏  
濱田高志 他
- (6) 第32回 UNSCETDG 及び第14回 UNSCEGHS：平成19年12月3日～14日  
派遣者： 三宅庸雅  
濱田高志
- (7) IMO 第12回 BLG 小委員会：平成20年2月4日～8日  
派遣者： 濱田高志

\*\*\*

## 第2章 国際海事機関 危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会

### 2.1 第12回DSC小委員会への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び関連部会において第12回DSC小委員会提案文書概要(付録1.2)を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録1.2に示す。また、委員会及び関連部会が準備し、DSC小委員会に提出された日本提案を付録3に示す。

### 2.2 DSC小委員会等審議概要

#### 2.2.1 DSC小委員会編集・技術作業部会(E&Tグループ)報告

##### (1) 会合の概要

平成19年5月28日～6月1日 サンクトペテルブルグ：Russian Maritime Register of Shipping本部

参加国又は機関

ベルギー、デンマーク、フィンランド、仏、独、ガーナ、イラン、日本、蘭、ノルウェー、スウェーデン、韓国、英国、米国、UNECE、DGAC及びWNTI

議長等

議長：Ms. Olga P. Lefevre(仏)

事務局：Mrs. C. Linley

Mr. I. Rahim

日本からの出席者)

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

##### (2) 議題

IMDGコード第33回改正の訂正

IMDGコード第34回改正案の作成

##### (3) 審議の概要

審議の概要を付録1.1に示す。

#### 2.2.2 第12回DSC小委員会報告

##### (1) 会合の概要

平成19年9月17日～21日 ロンドン：Central Hall Westminster

参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、北朝鮮、コンゴ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リベリア、リトアニア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、クック諸島、IAEA、EC、MOWCA、ICS、ISO、IUMI、ICFTU、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、IRU、DGAC、INTERCARGO、IMarEST、WNTI、IBTA及びVOHMA

## 議長等

議長：Mrs. Olga Pestel Lefèvre (仏)

副議長：Capt. J. Pablo Heusser (チリ)

事務局：Mr. I. Rahim

## 日本からの出席者（敬称略、順不同）

小磯 康	在連合王国大使館一等書記官
野中 秀紀	国土交通省海事局
太田 進	独立行政法人海上技術安全研究所
菅 勇人	財団法人日本海事協会
八住 俊秀	日本鋳業協会
黒越 仁	社団法人日本船主協会
保坂 均	社団法人日本船主協会（ロンドン）
若林 邦芳	社団法人日本海難防止協会（ロンドン）
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会
山崎 晃	社団法人日本海事検定協会

## (2) 議題

議題の採択

他のIMO機関の決定

国連勧告との調和を含むIMDGコード及び追補の改正

固体ばら積み貨物の性状評価を含むBCコードの見直し

BCコードの強制化

海難・事故報告及びその分析

SPSコードの見直し

CSSコードの改正

BLUコードの穀類への適用拡大

コンテナ固縛時の安全作業環境整備に関するガイダンス

船内における殺虫殺菌剤の使用に関する勧告の見直し

SOLAS及び2000HSC Codeにおける個品危険物に関する要件の適用

保護衣のガイドライン

甲板積み木材運搬船に関する安全実施規則の見直し

貨物固定マニュアルの様式及び承認手続き

作業計画及びDSC 13の議題

2008年議長及び副議長の選出

その他の議題

海上安全委員会への報告

## (3) 審議結果一覧

表 2.2.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 1.2 に示す。

## (4) 審議の概要

審議の概要を付録 1.3 に示す。

表 2.2.1 DSC 12 審議結果一覧表 (1/4)

(平成19年9月17日～21日、ロンドン)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
1	12/1/Rev.1	事務局	暫定議題	-	-
	12/1/1 及びAdd.1	事務局	暫定議題の注釈	-	-
2	12/2	事務局	MEPC 55、MSC 82、FP 51、DE 50、FAL 34及びBLG 11の審議結果	適宜	ノートされた。
	12/2/1	事務局	SLF 50、MEPC 56及びNAV 53の審議結果	適宜	ノートされた。
3	12/3	E & T グループ	IMDGコードの改正(34-08):ETグループの報告	適宜	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/1	事務局	IMDGコードの改正(34-08):IMDGコードの訓練要件及び輸送/積荷書類中の追加情報の供給に関するガイダンス	適宜	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/2	メキシコ	Tampico Fibre (care)	適宜	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/3	英国	IMDGコードの改正(34-08):陸上作業員への教育訓練要件の強化	適宜	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/4	CEFIC	IMDGコードの改正(34-08):免除(exemptions)に関する規定	適宜	E&T及びDSC13にて継続審議
	12/3/5	事務局	IMDGコードと国連勧告の調和:国連危険物輸送専門家小委員会第31回会合の審議結果	適宜	ノートされた。
	12/3/6	ドイツ	IMDGコードの改正(34-08):CTUへの収納ガイドラインのIMDGコードとの調和	適宜	次回新提案
	12/3/7	ベルギー	IMDGコードの改正:ポータブルタンクによる運送	支持	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/8	ドイツ	IMDGコードの改正(34-08):過硫酸塩及び過硫酸アンモニウムの隔離	支持	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/9	ベルギー	IMDGコードの改正(34-08):くん蒸中のコンテナ	適宜	合意されなかった。
	12/3/10	ドイツ	IMDGコードの改正(34-08):ニッケル水素蓄電池の積載及び隔離	適宜	国連審議を待つこととなった。
	12/3/11	フランス	IMDGコードの改正(34-08):IMDGコード中へのINFコードの引用の取り入れ	適宜	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/12	フランス	IMDGコードの改正(34-08):引火性液体(クラス3)の積載	適宜	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/13	英国	IMDGコードの改正(34-08):IMDGコード第2.9章及び第2.10章の編集上の修正	適宜	合意されなかった。
	12/3/14	英国	IMDGコードの改正(34-08):海洋汚染物質に関する規定の変更を周知するDSCサーキュラー案	支持	原則合意(E&Tグループ)
	12/3/15	米国	IMDGコードの改正(34-08):過硫酸カリウム(UN 1492)、過硫酸ナトリウム(UN 1505)及び過硫酸アンモニウム(UN 1444)の隔離	支持	原則合意(E&Tグループ)
	12/INF.8	米国	IMDGコードの改正(34-08):過硫酸カリウム(UN 1492)、過硫酸ナトリウム(UN 1505)及び過硫酸アンモニウム(UN 1444)の隔離	DSC 12/3/15参照	DSC 12/3/15参照
	12/3/16	韓国	IMDGコードの改正(34-08):パッキングインストラクションP 001中の追加規定PP1の削除	反対	合意されなかった。
12/3/17	ICHCA International	IMDGコードの改正(34-08):陸上作業員への教育訓練要件の強化	適宜	原則合意(E&Tグループ)	
12/3/18	事務局	IMDGコードの改正(34-08):海洋汚染物質に関するDSCサーキュラー案	支持	原則合意(E&Tグループ)	

表 2.2.1 DSC 12 審議結果一覧表 (2/4)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
3	12/INF.2	事務局	IMDGコードと国連勧告の調和	適宜	ノートされた。
	12/INF.9	事務局	IMDGコードと国連勧告の調和	適宜	非公式WGによる検討結果を国連に報告することとなった。
4	12/4	WG議長	BCコードの見直し：DSC 11で開催されたWGの報告	適宜	承認された。
	12/4/1	ベネズエラ	Direct Reduced Iron (DRI) Finesの船積みに関するガイド	適宜	継続審議 (CG)
	12/4/2	ベネズエラ	DRI Fines	適宜	継続審議 (CG)
	12/4/3	ベネズエラ	DRI (B)	適宜	継続審議 (CG)
	12/4/4	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 1：SOLAS条約及びコードの改正案	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/5	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 2：前文及び第1節から第3節	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/6	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 3：第4節から第8節	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/7	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 4：第9節から第13節	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/8	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 5：個別スケジュール（シードケーキの分類、説明、性状、危険性、積付及び隔離、船倉清浄性、天候に関する注意、積荷役及び非常措置指針）	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/9	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 6：個別スケジュール（注意事項及び通風）	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/10	オーストラリア及び日本	CGの報告書 - Part 7：個別スケジュール（運送、揚荷役、清掃及び付録）	適宜	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
	12/4/11	カナダ	DRI (A)及びDRI (B)	適宜	継続審議 (CG)
	12/4/12	英国	DRI Finesのばら積み運送	適宜	継続審議 (CG)
	12/4/13	フランス	DRIのばら積み運送	適宜	継続審議 (CG)
12/4/14	マーシャル諸島、マルタ及びINTERTANKO	DRI (A) briquettes, hot moulded以外のDRI Finesを定義するために必要な情報	適宜	継続審議 (CG)	

表 2.2.1 DSC 12 審議結果一覧表 (3/4)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
4	12/4/15	カナダ	自己荷役装置を有する船舶による石炭の運送に関するBCコード要件の改正	適宜	時間的制約から審議されなかった。
	12/4/16	ドイツ及びカナダ	成形された硫黄の分類	支持	時間的制約から審議されなかった。
	12/4/17	CEFIC	個別スケジュール(注意事項及び通風)	適宜	時間的制約から審議されなかった。
	12/4/18	日本	BCコード改正案へのコメント	支持	部分的に合意された。
	12/INF.4	ベネズエラ	DRI Fines運送の安全に関する技術報告	適宜	継続審議(CG)
	12/INF.5	ベネズエラ	DRI(B)の反応性に関する技術報告	適宜	継続審議(CG)
	12/INF.6	ベネズエラ	DRI Fines及びDRI(B)の試験結果	適宜	継続審議(CG)
5	12/5	日本	BCコードに記載されていない貨物に関する要件	支持	合意された。
6	12/6	リトアニア	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/1	スウェーデン	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/2	カナダ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/3	スウェーデン	ピートの運送	適宜	ノートされた。
	12/6/4	ベルギー	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/5	カナダ	貨物コンテナの保守管理要件	適宜	MSCに新規作業計画の設置を要請
	12/6/6	オランダ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/7	ドイツ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/8	ドイツ	コンテナ船PUNJAB SENATOR号の爆発及び火災事故	DSC 12/3/10参照	DSC 12/3/10参照
	12/6/9	米国	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	12/6/10	チリ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
12/6/11	韓国	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。	
7	12/7	英国	SPSコード改正第7章	適宜	合意された。
8	12/8	ロシア	海上貨物の安全運送に関するロシア国内規則: form for cargo information and method of calculation of non-shift criterion for structurizing cargoes, relevant to specialized cargoes and regional trade	適宜	継続審議
10	12/10	WG議長	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス: DSC 11で開催されたWGの報告	適宜	継続審議
	12/10/1	英国	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス: CGの報告	適宜	継続審議
	12/10/2	ICHCA International	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス: 調査研究“コンテナ固縛作業を行う者の安全のためのコンテナ船のリスク評価”により得た結果の報告	適宜	継続審議
11	12/11	ドイツ	BCコード付録8の見直し	適宜	合意された。
	12/INF.3	ドイツ	BCコード付録8の見直し	DSC 12/11参照	DSC 12/11参照
12	12/12	日本	SOLAS及び2000HSCコードにおける個品危険物の運送に関する要件の適用: CGの報告	適宜	SOLAS条約及びHSCコード改正案が作成された。

表 2.2.1 DSC 12 審議結果一覧表 (4/4)

議題	文 書 号	提案国等	文 書 標 題	対 応	審議結果
12	12/12/1	英国	SOLAS及び2000HSCコードにおける個品危険物の運送に関する要件の適用：CG報告へのコメント	適 宜	SOLAS条約及びHSCコード改正案が作成された。
14	12/14	スウェーデン	総会決議A.715(17) “甲板積み木材運搬船に関する安全実施規則” の見直し	適 宜	継続審議 (CG)
15	12/15	IACS	貨物固定マニュアルの承認に関する様式及び手順	適 宜	合意された。
18	12/18	ロシア	コンテナの試験実施のための資質に関するCSC条約の規定の明確化	適 宜	合意されなかった。
	12/18/1	ロシア	継続検査計画の範囲及び原則に関する勧告の準備	適 宜	MSCに新規作業計画の設置を要請

### 2.2.3 DSC 小委員会編集・技術作業部会 (E&T グループ) 報告

#### (1) 会合の概要

平成19年9月24日～28日 ブリュッセル：ベルギー運輸省

参加国又は機関

ベルギー、デンマーク、フィンランド、仏、独、日本、ノルウェー、韓国、英国、米国、VOHMA及びWNTI

議長等

議 長：Ms. Olga P. Lefevre ( 仏 )

事務局：Mrs. C. Linley

日本からの出席者)

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

#### (2) 議 題

IMDGコード第33回改正の訂正

IMDGコード第34回改正案の作成

#### (3) 審議の概要

審議の概要を付録 1.4 に示す。

### 2.2.4 第 11 回 BLG 小委員会報告

#### (1) 会合の概要

平成19年4月16日～20日 ロンドン：Royal Horticultural Halls

参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、レバノン、リベリア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、ス



ペイン、スウェーデン、シリア、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、香港、クック諸島、EC、ICES、ICS、IUMI、ICFTU、IAPH、BIMCO、IACS、CEFIC、OCIMF、IMPA、FOEI、IAN、IFSMA、CESA、INTERTANKO、IUCN、SIGTTO、DGAC、CLIA、ICCL、INTERCARGO、EUROMOT、IPIECA、IMarEST、IPTA、IMCA及びIBTI

議長等

議長：Mr. Z. Alam（シンガポール）

副議長：Mr. S. Oftedal（ノルウェー）

日本からの出席者（敬称略、順不同）

小磯 康	在連合王国大使館一等書記官
岡村 敏	財団法人日本船舶技術研究協会
中橋 亨	国土交通省総合政策局
佐藤 将登	国土交通省海事局
戸松 憲治	日本内航海運組合総連合会
関口 秀俊	東京工業大学大学院
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会（他 計23名）

## (2) 議題

議題の採択

他のIMO機関の決定

化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備

2004年バラスト水管理規制条約の統一の実施のための指針の作成

MARPOL附属書VI及び窒素酸化物技術コードの見直し

ガス燃料船の規定の策定

海上における油輸送作業からの海洋汚染防止のためのMARPOL附属書Iの改正

オイルタギングシステム

硫酸酸化物排出制限の強化のための他の技術的検証方法の指針

海難分析

IACS統一解釈の検討

作業計画及びBLG12の議題

2008年議長及び副議長の選出

その他の議題

海上安全委員会及び海洋環境保護委員会への報告

## (3) 審議の概要

審議の概要（ケミカル物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による改正の準備（第3議題）関係及びバイオ燃料の輸送要件（議題10）関係）を付録1.5に示す。

### 2.2.5 BLG小委員会第13回ESPH作業部会報告

#### (1) 会合の概要

平成19年10月22日～26日 東京：三田共用会議所

参加国又は機関

デンマーク、仏、独、ギリシャ、イラン、イタリア、日本、マレーシア、蘭、ノル

ウェー、シンガポール、スウェーデン、英国、米国、ICS、INTERTANKO及びIPTA  
議長等

議長：Mrs M.C. Tiemens-Idzinga（蘭）

日本からの出席者）

中橋 亨	国土交通省総合政策局
野中 秀紀	国土交通省海事局
安達 裕司	環境省地球環境局
岡村 敏	財団法人日本船舶技術研究協会
関口 俊秀	東京工業大学大学院
石綿 雅雄	社団法人日本化学工業協会
戸松 憲治	全国内航海運組合総連合会
上西 豊	財団法人日本海事協会
黒越 仁	社団法人日本船主協会
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会

(2) 議題

新規物質の評価

タンク洗浄剤の評価

MEPC.2サーキュラーの見直し

バイオ燃料及びバイオ燃料混合物の輸送要件

(3) 審議の概要

審議の概要を付録 1.6 に示す。

## 2.2.6 第12回 BLG 小委員会報告

(1) 会合の概要

平成20年2月4日～8日 ロンドン：Royal Horticultural Halls

参加国又は機関

アルジェリア、アルゼンチン、豪、バハマ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、  
コロンビア、キューバ、キプロス、コンゴ、デンマーク、エジプト、エストニア、フィン  
ランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イ  
タリア、日本、ラトビア、レバノン、リベリア、マレーシア、マーシャル諸島、メキシ  
コ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、  
韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、スペイン、  
スウェーデン、トルコ、ツバル、ウクライナ、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、  
クック諸島、EC、ICS、IUMI、ITF、IAPH、BIMCO、IACS、CEFIC、OCIMF、IMPA、  
FOEI、IAIN、IFSMA、CESA、INTERTANKO、IUCN、SIGTTO、DGAC、CLIA、ICCL、  
INTERCARGO、EUROMOT、IPIECA、IMarEST、IPTA、IMCA及びIBIA

議長等

議長：Mr. Z. Alam（シンガポール）

副議長：Mr. S. Oftedal（ノルウェー）

日本からの出席者（敬称略、順不同）

小磯 康 在連合王国大使館一等書記官

岡村 敏	財団法人日本船舶技術研究協会
中橋 亨	国土交通省総合政策局
野中 秀紀	国土交通省海事局
戸松 憲治	日本内航海運組合総連合会
石綿 雅雄	社団法人日本化学工業協会
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会 (他 計49名)

(2) 議題

議題の採択

他のIMO機関の決定

化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備

バイオ燃料及びバイオ燃料混合物の輸送のための要件の適用

2004年バラスト水管理規制条約の統一の実施のための指針の作成

MARPOL附属書VI及び窒素酸化物技術コードの見直し

ガス燃料船の規定の策定

海上における油輸送作業からの海洋汚染防止のためのMARPOL附属書Iの改正

海難分析

IACS統一解釈の検討

作業計画及びBLG13の議題

2009年議長及び副議長の選出

その他の議題

海上安全委員会及び海洋環境保護委員会への報告

(3) 審議の概要

審議の概要（ケミカル物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による改正の準備（第3議題）関係、バイオ燃料の輸送要件（議題10）関係及びその他の議題（一部）（議題16）関係）を付録1.7に示す。

\*\*\*

### 第3章 国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会

#### 3.1 第31回及び32回 UNSCETDG への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第31回及び32回 UNSCETDG 提案文書概要（付録 2.1 及び 2.3）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.1 及び 2.3 に示す。

#### 3.2 第13回及び14回 UNSCEGHS への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第13回及び14回 UNSCEGHS 提案文書概要（付録 2.5 及び 2.7）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.5 及び 2.7 に示す。

#### 3.3 UNSCETDG 等審議概要

##### 3.3.1 第31回 UNSCETDG 審議概要

###### (1) 会合の概要

平成19年7月2日～6日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ブルガリア、アイルランド、ケニア、韓国、ルーマニア、スロバキア、スイス、IMO、OTIF、AHS、AISE、CEPE、CGA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EIGA、EMPAC、EUFIAS、EUROBITUME、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IFALPA、IFDI、ISO、RCMASA、SAAMI、USFCC、VOHMA、及びWNTI

議長等

議長：Mr. R. Richard（米国）

副議長：Mr. C. Pfauvadel（フランス）

日本からの出席者（敬称略、五十音順）

中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所

濱田 高志 ・社団法人日本海事検定協会

三宅 庸雅 国連危険物輸送専門家小委員会委員・社団法人日本海事検定協会

###### (2) 議題

議題の採択

IBC容器を含む容器性能

危険物リスト、分類及び容器包装ガスの輸送

(a) クラス1関連の提案試験

(b) その他の提案

少量危険物（モード間の調和）

電子データ（EDI）を使用した文書作成・提出

UNモデル規則に関するその他の提案

IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

UNモデル規則による危険物輸送規則の地球的規模での調和  
モデル規則の策定基本指針

GHSに関する問題

- (a) 化学的不安定ガス
- (b) 爆発性を有する物質と鈍化爆薬
- (c) その他

その他

報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.1 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.2 に示す。

表 3.3.1 UNSCETDG 31 審議結果一覧表 (1/2)

(平成19年7月2日～6日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
1	C3/61	事務局	予定議題	適宜	修正の上採択
	C3/61/a1	事務局	文書リスト	資料	
	31/INF8	事務局	会合時間表	資料	
2	07/01	スペイン	落下試験の合格基準	適宜	修正の上採択
	07/02	スペイン	大型容器の落下試験合格基準	適宜	修正の上採択
	07/33	AEROBAL	エアゾールの容器検査	適宜	取り下げ
3(a)	07/04	ノルウェー	点火装置内蔵/同梱火工品の隔離区分	賛成	修正の上採択
	07/12	SAAMI	無煙火薬の新エントリー	適宜	採択
	07/16	豪州	電気雷管の正式品名の改正	賛成	次期新提案
	07/17	豪州	正味爆発性物質の量による分類	適宜	次期新提案
	07/22	米国	UN3474 (1-HOBt) の正式品名の改正	賛成	次期新提案
	07/29	カナダ	1.4Sの分類に関する追加試験	適宜	条件付で採択
	07/30	英国	国連試験シリーズ7の見直し	適宜	次期新提案
	07/31	英国	煙火分類表 (Table 2.1.3.5.3) の改正	適宜	新提案 (2008年)
3(b)	07/03	ICCA	危険物リストに明記された物質の分類	適宜	次期新提案
	07/06	IATA	容器包装要件P099の割当	賛成	一部採択
	07/20	フランス	マニユキアの分類	適宜	採択
	07/21	米国	UN1744(臭素)の容器要件P804	適宜	採択
	07/23	米国	容器包装要件P620の改正	適宜	採択
	07/25	米国	吸入毒性液体の副次危険性	賛成	採択
	07/28	Eurobitume	ピチューメンの分類	適宜	修正の上採択
4	07/26	AHS	少量危険物の表示の改正	適宜	次期新提案
6	07/07	スウェーデン	教育訓練の要件	適宜	採択
	07/08	英国	開放型低温容器の要件	賛成	次期新提案
	07/09	EIGA	容器の定期的検査及び試験	適宜	次期新提案
	07/15	豪州	非開放型貨物輸送ユニットの定義	適宜	修正の上採択
	07/18	豪州	貨物輸送ユニットの定義	適宜	修正の上採択
	07/19	フランス	少量危険物の容器包装及び表示	適宜	修正の上採択
	07/24	米国	容器等級 の固体用ポータブルタンク	適宜	採択

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

表3.3.1 UNSCETDG 31 審議結果一覧表 (2/2)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
6	07/27	オーストリア	少量危険物の上向き表示	適宜	不採択
	07/34	IDGCA	危険物輸送の10m <sup>3</sup> 大型袋使用の可能性	適宜	新提案
7	07/05	WNTI	放射性物質の輸送維持について	適宜	継続審議
	07/14	豪州	放射性物質の輸送拒否について	適宜	継続審議
	07/32	IATA	副次性危険のあるL型輸送物	賛成	新提案
10(b)	07/10	ドイツ	GHSに未規定の爆発性状	適宜	次期新提案
	07/13	SAAMI	GHS 2.1章の改正	適宜	新提案 (2008年)
10(c)	07/11	ドイツ	GHS引火性液体類の物理化学的危険性の明確化	適宜	一部採択

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

### 3.3.2 第32回 UNSCETDG 審議概要

#### (1) 会合の概要

平成19年12月3日～7日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ケニア、ルーマニア、スイス、チュニジア、EC、OTIF、IAEA、ICAO、IMO、WHO、AEGPL、AEROBAL、AHS、AISE、CEPE、CGA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EBSA、ECMA、EIGA、EMPAC、FEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFALPA、IFDI、IME、IPPIC、ISO、RCMASA、RECHARGE、SAAMI、USFCC、VOHMA及びWNTI

議長等

議長：Mr. R. Richard (米国)

副議長：Mr. C. Pfauvadel (フランス)

日本からの出席者 (敬称略、五十音順)

安部 青吾 国土交通省海事局検査測度課  
 大野 泰啓 ウシオ電機株式会社  
 中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所  
 野上 光造 電池工業会  
 濱田 高志 社団法人日本海事検定協会  
 三宅 庸雅 国連危険物輸送専門家小委員会委員・社団法人日本海事検定協会

#### (2) 議題

議題の採択

IBC容器を含む容器性能

危険物リスト、分類及び容器包装ガスの輸送

少量危険物 (モード間の調和)

電子データ (EDI) を使用した文書作成・提出

UNモデル規則に関するその他の提案

IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

UNモデル規則による危険物輸送規則の地球的規模での調和

モデル規則の策定基本指針

GHSに関する問題

その他

報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.2 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.3 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.4 に示す。

表 3.3.2 UNSCETDG 32 審議結果一覧表 (1/2)

(平成19年12月3日～7日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
1	C3/63	事務局	予定議題	資料	
	C3/63/ Add1	事務局	文書リスト	資料	
2	07/33	AEROBOL	エアゾール容器試験	適宜	取り下げ
3	07/06	IATA	容器包装要件P099の割当	適宜	不採択
	07/36/ Rev1	IATA	容器包装要件P620及びP650	適宜	次期新提案
	07/39	ベルギー	吸入毒性液体の副次性危険	適宜	採択
	07/43	IFALPA	リチウム金属電池の再分類	適宜	取り下げ
	07/45	ドイツ	クラス8の乾電池の適用除外規定	適宜	次期新提案
	07/48	IATA	冷媒用ドライアイスの容認	賛成	修正の上採択
	07/50	ICCA	経皮毒性試験	賛成	条件付で採択
4	INF48	IATA	少量危険物ワーキンググループの報告	適宜	次期新提案
5	INF5	IATA	危険物輸送電子データ	適宜	継続審議
6	07/35	英国	国連勧告にあるISO標準の引用	適宜	採択
	07/40	ベルギー	非開放型貨物輸送ユニットの定義	賛成	修正の上採択
	07/41	英国	2.9章の改正案	適宜	修正の上採択
	07/42	英国	開放型低温容器要件に関する提案	賛成	次期新提案
	07/44	カナダ	ポータブルタンク及びMEGCsの衝撃試験	適宜	取り下げ
	07/46	ドイツ	包括、N.O.Sエントリーの正式品名及び化学名	賛成	採択
	07/47	英国	くん蒸中及び冷媒用ドライアイスの入った貨物輸送ユニット	適宜	次期新提案
	07/49	ISO/EIGA	ISO標準の引用	適宜	一部採択
	07/51	ICCA	有機金属化合物用ポータブルタンク圧力安全装置の可溶栓の任意使用	適宜	一部採択
	07/52	カナダ	UNポータブルタンク及びMEGCsの銘板	賛成	次期新提案
	07/54	DGAC/ VOHMA	教育訓練規定	適宜	修正の上採択
	07/56	ベルギー	ポータブルタンクの充填率	適宜	採択
7	07/32	IATA	副次性危険のあるL型輸送物	賛成	条件付で採択
9	07/38	IMO	危険物輸送規則の基本原則	賛成	修正の上採択
10	07/53	EIGA	混合ガスに関する酸化性の分類基準の改正	賛成	採択
	07/55	CTIF	絵表示に関する体系的アプローチ	反対	取り下げ
11	07/37	IMO	放射性物質輸送の促進	賛成	継続審議

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

### 3.3.3 第13回UNSCEGHS審議概要

#### (1) 会合の概要

平成19年7月9日～10日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、セネガル、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、カンボジア、ジャマイカ、ケニア、ラオス、ナイジェリア、韓国、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スイス、タイ、UNITAR、ILO、WHO、OECD、AEGPL、AISE、CGA、CEFIC、EIGA、FEA、IFPCM、ICCA、ICPP、IPPIC、IPIECA、ISO、RCMASA、SAAMI及びSDA

日本からの出席者（敬称略、五十音順）

蔵方 美佐子	経済産業省製造産業局化学物質管理課
城内 博	日本大学大学院理工学研究科
中島 紀昭	独立行政法人産業技術総合研究所
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会
三宅 庸雅	社団法人日本海事検定協会
森田 健	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

#### (2) 議題

議題の採択

GHS勧告第2訂版の最新化

- (a) 物理化学的危険性
- (b) 健康有害性
- (c) 環境有害性
- (d) 付録
- (e) その他

ハザードコミュニケーション

GHS基準の適用に関する指針の策定

GHSの実施

- (a) 政府又は機関からの報告
- (b) 他の国際機関との協力

キャパシティ・ビルディング

その他

報告書の承認

#### (3) 審議結果一覧

表 3.3.3 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.5 に示す。

#### (4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.6 に示す。



表 3.3.3 UNSCEGHS 13 審議結果一覧表

(平成19年7月9日～10日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文 書 標 題	対 応	備考・結果
07/01	2a	ドイツ	GHS 未規定の爆発性状	適宜	検討継続
07/02	2a	ドイツ	GHS引火性液体類の物理化学的危険性の明確化	適宜	一部採択
07/03	2a	SAAMI	GHS2.1章の改訂	適宜	検討継続
07/04	2a	FEA	引火性エアゾール	適宜	修正の上採択
07/05	3	CEFIC	極小容器の表示	適宜	検討継続

### 3.3.4 第14回 UNSCEGHS 審議概要

#### (1) 会合の概要

平成19年12月12日～14日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、カタール、セルビア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、カンボジア、ケニア、ラオス、ルーマニア、ロシア、スイス、ウルグアイ、UNEP/SAICM、UNITAR、IMO、WHO、OECD、AISE、CGA、CEFIC、DGAC、EIGA、FEICA、IFPCM、ICCA、IME、IPIECA、IPPIC、RCMASA、SAAMI及びSDA

日本からの出席者（敬称略、順不同）

蔵方 美佐子 経済産業省製造産業局化学物質管理課  
 城内 博 日本大学大学院理工学研究科  
 中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所  
 三宅 庸雅 社団法人日本海事検定協会  
 森田 健 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

#### (2) 議題

議題の採択

GHS勧告第2訂版の最新化

- (a) 物理化学的危険性
- (b) 健康有害性
- (c) 環境有害性
- (d) 付録
- (e) その他

ハザードコミュニケーション

GHS基準の適用に関する指針の策定

GHSの実施

- (a) 政府又は機関からの報告
- (b) 他の国際機関との協力
- (c) その他

キャパシティ・ビルディング  
 その他  
 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.4 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.7 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.8 に示す。

表 3.3.4 UNSCEGHS 14 審議結果一覧表

(平成18年12月12日～14日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文 書 標 題	対 応	備考・結果
07/06	2a	事務局	爆発性状を有する物質	適宜	検討継続
07/07	2a	EIGA	混合ガスに関する酸化性の分類基準の改正	賛成	採択
07/08	2c	OECD	4.1章の改正（環境有害）	適宜	採択
07/09	2c	OECD	4.1章改正に伴う附属書1,2及び3の改正	適宜	採択
07/10	2c	OECD	4.1章改正に伴う附属書9及び付属資料の改正	適宜	採択
07/11	5c	豪州他	GHS実施状況の報告	適宜	報告
07/12	5c	CEFIC	極小容器の表示	適宜	検討継続
07/13	3	CTIF	絵表示に関する体系的アプローチ	反対	取り下げ

\*\*\*

## お わ り に

海上運送される危険物や特殊貨物は極めて種類が多く運送に係る要件も多岐にわたっている。従って、多くの技術分野の専門家集団により、海上運送に関する検討がなされ安全策を講じている。日本の代表として IMO 及び UN 等の国際会議に参加している団員は、多くの技術分野の専門家集団により検討された的確な結論を基に立脚された意見を述べ討議に参加している。すなわち、国際会議での議論の前に、日本において専門家集団による十分な情報交換、議論、分析、検討、そして結論付けがおこなわれていなければならない。このような、組織化された専門集団による検討がなければ、国際会議での日本の議論は、表面的で形式的な空疎なものになりかねない。

先進工業国であり、工業製品の種類も多い日本の取り扱う貨物は、当然多様なものとなる。そのため、上記専門家集団の活躍が極めて重要であり、その活動は単に国内問題に留まらず世界の海事の安全に繋がるといってよい。

日本における専門家集団に対応している本委員会では、IMO 及び UN 委員会に提出される諸問題を検討するだけでなく、独自に調査課題を設定して、その解決策を探求し、地道で総合的な活動を行うことにより危険物や特殊貨物の安全運送の確保に寄与している。

なお、本委員会では、来年度以降も引き続き IMO 及び UN への各国の提案文書を詳細に検討し、各種安全基準の改善に努める予定である。

本報告書の作成にあたり、ご協力いただいた関係各位に厚く謝意を表するとともに、本報告書が海上運送の安全の一助となれば幸である。

\*\*\*

## 付録 1 DSC 小委員会等審議概要

## 付録 1.1 DSC 小委員会 E&T グループ審議概要

### 1 会合の概要

- (1) 期間：平成 19 年 5 月 28 日～6 月 1 日（サンクトペテルブルグ：Russian Maritime Register of Shipping 本部）
- (2) 参加国又は機関：ベルギー、デンマーク、フィンランド、仏、独、ガーナ、イラン、日本、蘭、ノルウェー、スウェーデン、韓国、英国、米国、UNECE、DGAC 及び WNTI
- (3) 議長等  
議長： Ms. Olga P. Lefevre（仏）  
事務局： Mrs. C. Linley  
          Mr. I. Rahim  
日本からの出席者： 濱田高志（(社)日本海事検定協会）
- (4) 主な議題：  
IMDG Code 第 33 回改正の訂正  
IMDG Code 第 34 回改正案

### 2 作業概況

#### IMDG コード第 32 回改正内容の訂正

今会合に提出された文書をもとに「Errata and Corrigenda」案を作成した。本「Errata and Corrigenda」案は 9 月に開催される DSC 12 の承認を受けた後に発行されると共に IMO ホームページに掲載される予定である。なお、「Errata and Corrigenda」によって多数の修正が行われることとなるが、現行危規則の実施に関して特に注意を有すると考えられる点は次の点である：

- (イ) クラス 5.2（有機過酸化物質）標札を国連勧告のそれと相違があったため修正した。なお、コードの次回改正（第 34 回改正）の発効日（2010 年 1 月 1 日）までは現行の標札を使用することが出来る。両標札の相違は、IMDG コードでは炎の色が白の場合でも上半分の線の色が黒となっているが国連勧告では線の色も白となっている点である。（paragraph 5.2.2.2.1.1）

#### IMDG Code 第 33 回改正案関連事項

小委員会の指示に従い、DSC 11 にて合意された各種提案及び国連危険物輸送専門家委員会の審議を結果取り入れた IMDG Code 第 34 回改正案を作成した。主な改正点及び DSC 12 にて更に検討が必要とされた事項は次の通りである：

- (イ) 放射性物質の航空輸送に関する国連勧告 SP336 及び SP337 はコード改正案には含めない事とした。
- (ロ) DG リストに航空運送時にのみ危険物となるもののエントリー（UN 1910、2807、

2812、3166、3171、3334 及び 3335 )を加え、その旨を規定した適当な特別要件( SP )を付与することとした。

- (H) 液体と固体の混合物の取り扱いに関する SP335 はその内容が曖昧であり、明確化するための修正を行うとともに、国連危険物輸送専門家小委員会に適切な対応を取るよう依頼することとした。また、同様の規定、SP216、SP217 及び SP218 についても検討を行うよう国連小委員会に要請した。
- (二) 火薬類の問題があった場合の取り扱いに関する規定は、他のクラスの危険物にも適用範囲を広げ規定中の文言“ shall ”を“ should ”に書き換える修正を行い、小委員会に検討を要請することとした。
- (ホ) IMDG コードでは MARPOL 条約附属書 III の規定に基づく海洋汚染物質の正しい専門的名称 ( Correct technical name ) の容器及び書類への記載に関する規定が曖昧であり、明確にする必要があると合意し、加盟国に対し意見を提出するよう要請することとした。
- (ハ) CTUs 内の冷却のための無包装ドライアイスの使用について、特別要件 297 のパラグラフ 3 は国連勧告の本文を反映するよう改正されるべきということに合意したが、5.4.2.1.8 が特別要件 297 と整合するよう改正されたならば、要件の安全性の減少、国連勧告及び IMO/ILO/UNECE 指針の本文との不一致が生じることから、5.4.2.1.8 を括弧書きとし、小委員会による更なる検討を行うこととした。
- (ト) Excepted quantities 規定の取り入れに関し、次の点を検討するよう小委員会に要請した：
  - ・ 国連委員会が策定した Excepted quantities 規定では運送書類( 危険物明細書 )を準備することを要求してはいないが、SOLAS 条約第 VII/4 規則及び MARPOL 条約附属書 III 第 4 規則は、運送される量にかかわらず運送書類を要求している；
  - ・ SOLAS 条約第 II-2/19 規則は少量危険物の運送では船舶の当該規則への適合を要求してはいないが、Excepted quantities の場合には規則への適合が要求されることとなる；
  - ・ Excepted quantities 規定は容器及び CTU 双方への表示を要求しておらず、海洋汚染物質が収納されている場合でも当該 CTU に海洋汚染物質マークを表示する必要はないこととなる。

その他

第 34 回 IMDG コード改正案は、本年 9 月の DSC 12 にて審議された後更に E&T グループでの修正等が行われ、来年に開催される MSC にて SOLAS 条約改正手続きに従って採択されることとなる。

\*\*\*

付録 1.2 第 12 回 DSC 小委員会提案文書概要

( 2007 年 9 月 17 日 ~ 21 日 ; ロンドン Central Hall Westminster )

文書番号	表 題	提 案 内 容	対 応 案	結 果
12/1/Rev.1 ( 事務局 )	暫定議題	一覧表参照		
12/1/1 及び Add.1 ( 事務局 )	暫定議題の注釈	<p>○ 暫定議題の注釈 各議題の検討すべき内容の概要説明 ( 今期会合では次の WG が予定されている )</p> <p>WG1 Amendments to the BC Code and its mandatory application ( 議題 4 及び 5 )</p> <p>WG2 Amendments to the CSS Code, Guidance on providing safe working conditions for securing of containers and form and procedure for approval of the Cargo Securing Manual ( 議題 8, 10 及び 15 )</p> <p>WG3 Review of the Recommendations on the safe use of pesticides in ships ( 議題 11 )</p> <p>DG1 Application of requirements for dangerous goods in packaged form in SOLAS and the 2000 HSC Code ( 議題 12 )</p>		
12/2 ( 事務局 )	MEPC 55、MSC 82、FP 51、DE 50、FAL 34 及び BLG 11 の審議結果	<p>Related documents: MEPC 55/23, MSC 82/24, FP 51/19, DE 50/27, FAL 34/19, BLG 11/16 and DSC 12/1/Rev.1</p> <p>【提案のポイント】 小委員会の各議題に関連する MEPC 55、MSC 82、FP 51、DE 50、FAL 34 及び BLG 11 における審議結果をそれぞれ報告書のパラグラフを引用することで紹介している。</p>	適宜対処	ノートされた。
12/2/1 ( 事務局 )	SLF 50、MEPC 56 及び NAV 53 の審議結果	<p>Related documents: SLF 50/19, MEPC 56/23, NAV 53/22, DSC 12/1/Rev.1 and DSC 12/2</p> <p>【提案のポイント】 小委員会の各議題に関連する SLF 50、MEPC 56 及び NAV 53 における審議結果をそれぞれの報告書のパラグラフを引用することで紹介している。</p>	適宜対処	ノートされた。
12/3 ( E&T )	IMDG コードの改正 ( 34-08 ) : ET グループの報告	<p>Related documents: DSC 11/3/1, DSC 11/3/3, DSC 11/3/4, DSC 11/3/5, DSC 11/3/6, DSC 11/3/7, DSC 11/3/8, DSC 11/3/11, DSC 11/3/14, DSC 11/3/15 and DSC 11/3/19</p> <p>【提案のポイント】 2007 年 5 月 28 ~ 6 月 1 日に開催された E&amp;T グループの作業報告、IMDG コード第 33 回改正の「Errata and Corrigenda」案 ( ANNEX 3 ) 並びに国連危険物輸送専門家委員会の審議結果及び DSC11 での検討結果を基にした同コード第 34 回改正案 ( ANNEX 4 ) 等である。主要な点は次の通り :</p> <p>○ IMDG コード第 33 回改正 Errata and Corrigenda 案</p> <p>(1) クラス 5.2 (有機過酸化物) 標札に国連勧告のそれとの相違があったため修正した。両標札の相違は、IMDG コードでは炎の色が白の場合でも上半分の線の色が黒となっているが国連勧告では線の色も白となっている点である。なお、コード次回改正 (第 34 回改正) の発効日 (2010 年 1 月 1 日) までは現行の標札を使用する事が出来ると合意した。</p> <p>○ IMDG コード第 34 回改正関連事項</p> <p>(1) IMDG コードでは MARPOL 条約附属書 III の規定に基づき海洋汚染物質の正しい専門的名称 ( Correct technical name ) の容器及び書類への記載に関する規定が曖昧であり、明確にする必要</p>	<p>適宜対処 Excepted quantities の取り扱いは念頭に適宜対処 ; 運送書類については DSC 9 において運送書類は必要であること合意しており (DSC 9/15、パラ 3.9)、我が国も運送書類は必要であるとの立場で対応</p> <p>Excepted quantities については、運送書類が必要であるとの DSC9 での合意が確認され、コンテナへの表示は必要ないとは合意された。 その他事項については原則合意された。(詳細については E&amp;T にて検討されることとなった。)</p>	

<p>12/3/1 (事務局)</p>	<p>IMDG コードの改正(34-08); IMDG コードの教育訓練要件及び輸送/積荷書類中の追加情</p>	<p>がある」と合意し、加盟国に対し意見を提出するよう要請することとした。</p> <p>(2) 放射性物質の航空輸送に関する国連勧告 SP336 及び SP337 はコードには含まない事とした。</p> <p>(3) DG リストに航空輸送時のみ危険物となるものエントリー (UN 1910、UN 2807、UN 2812、UN 3166、UN 3171、UN 3334 及び UN 3335) を加え、その旨を規定した適当な特別要件 (SP) を付与することとした。</p> <p>(4) CTUs 内の冷却のための無包装ドライアイスの使用について、特別要件 297 のパラグラフ 3 は国連勧告の本文を反映するよう改正されるべきとすることに合意したが、5.4.2.1.8 が特別要件 297 と整合するよう改正されたならば、要件の安全性の減少、国連勧告及び IMO/ILO/UNECE 指針の本文との不一致が生じることから、5.4.2.1.8 を括弧書きとし、小委員会による更なる検討を要請した。</p> <p>(5) 液体と固体の混合物の取り扱いに関する SP335 はその内容が曖昧であり、明確化するための修正を行うとともに、国連危険物輸送専門家小委員会に適切な対応を取るよう依頼することとした。また、同様の規定、SP216、SP217 及び SP218 についても検討を行うよう国連小委員会に要請した。</p> <p>(6) Excepted quantities 規定の取り入れに関し、次点を検討するよう小委員会に要請した： 国連委員会が策定した Excepted quantities 規定では運送書類 (危険物明細書) を準備することを要求してはならないが、SOLAS 条約第 VII/4 規則及び MARPOL 条約附属書 III 第 4 規則は、運送される量にかかわらず運送書類を要求している； SOLAS 条約第 II-2/19 規則は少量危険物の運送では船舶の当該規則への適合を要求してはならないが、Excepted quantities の場合には規則への適合が要求されることとなる； Excepted quantities 規定は容器及び CTU 双方への表示を要求しておらず、海洋汚染物質が収納されている場合でも当該 CTU に海洋汚染物質マークを表示する必要があることとなる。</p> <p>(7) 火薬類の問題があった場合の取り扱いに関する規定は、他のクラスの危険物にも適用範囲を広げ規定中の文言 “shall” を “should” に書き換える修正を行い、小委員会に検討を要請することとした。</p>	<p>すべきである。理由としては、危険物であるとの申告がなされていないにもかかわらず事象が原因であるとして事故 (accident &amp; incident) が少なくはない、海洋汚染物質は海洋への落下しないように積載しなければならぬが、申告がなければ積載要件を遵守することが出来ない等が上げられる。</p> <p>危険物運送船要件の適用については SOLAS の改正が適当である。(HSC コードの改正も必要である。)</p> <p>海洋汚染物質マークについてコンテナの取り扱い上(運送書類が必要である理由でもある積載等の目的のため)海洋汚染物質マークを表示すべきであるとの立場で対応する。</p> <p>適宜対応</p>	<p>原則合意された。(詳細については E&amp;T にて検討されることとなった。)</p>
-------------------------	--	--	--	---



12/3/2 (メキシコ)	報の供給に関する ガイダンス	<p>策について小委員会で検討するよう指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MSC 82 は放射性物質の輸送阻害問題に関する英国提案 (MSC 82/13/1) 及び WNTI 提案 (MSC 82/13/3) を検討し、小委員会に対し、放射性物質取扱者の教育訓練要件を策定すると共に、運送書類に含めるべき追加情報に関する全危険物に適用できる適当な指針を IMDG コードの改正案として準備するよう指示した。</li> </ul> <p>Related documents: DSC 10/3/2 and DSC 10/17 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、Tampico fibre は class 4.1 の UN3360 (植物繊維 (乾性のもの)) に分類され危険物として運送されているが、試験報告書によれば Tampico fibre は class 4.1 の可燃性固体又は自己反応性物質の何れの基準にも該当しない事が確認されている。</li> <li>よって、以下を提案する <ul style="list-style-type: none"> <li>提案 1: 適用除外を規定した特別要件 299 に Tampico fibre を含める改正を行う。または、提案 2: DSC 10/17 提案文書のパラグラフ 3.20 に記述された解釈 (危険物の評価基準に該当しない場合は植物由来の製品であっても IMDG コードの規定の適用を受けない) を強調及び明確にするように特別要件 299 を改正する。</li> </ul> </li> </ul>	適宜対処	原則合意された。 (詳細について は E&T にて検討 されることと なった。)
12/3/3 (英国)	IMDG コードの改 正 (34-08): 陸上 関係者の IMDG 教 育訓練強制化	<p>Related documents: DSC 10/3/8, DSC 10/3/23, DSC 10/17, MSC 82/13/2 and MSC 82/24 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物運送の場合には船舶が封印されたコンテナをそのまま受け取ることが多く、船舶及び船員の安全は陸上関係者が適切に貨物を準備したか否かに依存することになる (収納された危険物の分類、収納方法等)</li> <li>船員の教育訓練は STCW コードによってカバーされているが、危険物を取り扱う陸上関係者の教育訓練は IMDG コード上任意規定とされている。</li> <li>CIP の結果、約 32% のコンテナに違反が発見されており、これは IMDG コードの教育訓練に関する任意規定が効果的に運用されていないことを物語っている。</li> <li>以上のことから、IMDG コードの教育訓練規定の強制化を提案する。</li> <li>危険物の運送に携わる陸上関係者はその担当職種に応じた教育訓練を受けなければならないと規定し、具体的教育訓練項目は各組織が独自に策定するものとする。</li> <li>現在ほとんど組織は安全管理或いは品質管理システムを有しており、そのシステムの中で教育訓練プログラムを運用することとする。</li> <li>IMDG コードの詳細な役割分担別教育訓練項目等 (1.3.1.5 の表等) は、教育訓練プログラム等を策定するための資料とするため任意規定としてコードに残すこととする。</li> <li>各国それぞれの法体系があり、陸上関係者への規制を IMO 関連船舶規則で取り扱うことは困難かもしれないが、関係省庁が協議することで容易に解決出来ると考える。</li> <li>トレーニングの強制化以外の手法として、危険物輸送関係者へ規則内容の理解を促すために IMDG コードを IMO Website に掲載することを提案する。</li> </ul> <p>Related documents: DSC 10/3/7, DSC 10/17 (paragraphs 3.32 to 3.33) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7.9.1.1 項は、同項に基づき要件の免除を受けた者は、当該危険物の運送開始前に免除を受けてい</li> </ul>	適宜対処 改正案 1.3.1.1 中、 “Administration” は “Competent Authority” とすべ きとの指摘をし て差し支えない。	原則合意された。 (詳細について は E&T にて検討 されることと なった。)
12/3/4 (CEFIC)	IMDG コードの改 正 (34-08): 免除 (exemptions) に関 する規定	<p>Related documents: DSC 10/3/7, DSC 10/17 (paragraphs 3.32 to 3.33) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7.9.1.1 項は、同項に基づき要件の免除を受けた者は、当該危険物の運送開始前に免除を受けてい</li> </ul>	適宜対処	継続審議となっ た。(E&T 及び DSC 13)

12/3/5 (事務局)	IMDGコードと国連勧告の調和：国連危険物輸送専門家小委員会第31回会合の審議結果	<p>る旨を関係各国に主管庁に報告しなければならぬと規定している。当該危険物を運送する船舶の全ての寄港国の主管庁に免除を受けている旨の報告を行い、当該主管庁から報告を受けた旨の確認を得ることは困難であり、このことが運送拒否や遅延の原因となっている。</p> <p>この問題への対応として主管庁の連絡先リストをアップデートするために、前回 DSC 10 にて加盟国に対し IMO に最新の主管庁の連絡先を報告するよう要請したが、改善されてはいない。</p> <p>よって、7.9.1.1 項の最終文章を次のとおり改正することを提案する：</p> <p>“ Accordingly, prior to any shipment covered by the exemption, the recipient (holder) <del>of the exempted</del> shall <del>certify</del> obtain the formal acknowledgement of exemption by the <del>competent</del> authorities <del>concerned</del> of the port State of departure, the port State of arrival, and the flag State.”</p> <p>Related documents: ST/SG/AG.10/C.3/2007/CRP.1 and ST/SG/AC.10/C.3/2007/CRP.2</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国連危険物輸送専門家小委員会第 31 回会合の報告であり主な事項は次とおりである： <ul style="list-style-type: none"> <li>UN 1744 BROMINE に適用される Packing Instruction P804 に誤りがあるため中間装の規定を追加し修正した。同修正は国連勧告第 15 回改正版の Errata として回章される。</li> <li>第 15 回改正版に導入された IBC 容器の新落下試験合格基準の振動試験同様適用に関する移行期間を設けることとした。</li> <li>くん蒸ユニット及び冷却剤としてドライアイスを受納した CTU の取り扱いに関する貨物情報要件については 12 月の第 32 回会合にて検討を続けることとした。</li> <li>IMO・E&amp;T グループからの指摘に基づき、固体と液体の混合物の分類に関する特別要件 SP335、燃料電池に関する特別要件 SP328 及び SP339、容器の一般要件に関する第 4.1.1 項、Excepted quantities mark に関する第 5.2.1 項並びにラベルの様式に関する第 5.2.2.1 項を修正した。</li> </ul> </li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/3/6 (ドイツ)	IMDGコードの改正(34-08)：CTUへの収納ガイドラインのIMDGコードとの調和	<p>Related documents: None</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CTU への収納ガイドラインの第 3 版は 2006 年に出版されたが、IMDG コード第 33 回改正の内容を反映してはならず、annex 2 中のクラス 5.2 のラベル/プラカード及びくん蒸注意表示は IMDG コードで要求される現在のシンボルと一致していない。これは CTU に貨物を収納する関係者に混乱を引き起こす可能性がある。</li> <li>よって、以下を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの annex 2 を改正し IMDG コード第 34 回改正で使用されるクラス 5.2 のラベル/プラカード及びくん蒸注意表示を採用する</li> <li>序文の最後の文を “This edition has been amended to conform with Amendment (34-08) of the IMDG Code” と改正する。</li> <li>事務局に IMDG コード 2008 の Supplement に改正されたガイドラインを含めるよう指示する。</li> </ul> </li> </ul> <p>Related documents: None</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IMDG コード第 3.1.2.8.1.3 項は「輸送物が海洋汚染物質を受納している場合には、当該 MARINE POLLUTANTS の認められた化学名を表示する必要がある」と規定している。(MARPOL 条約附</li> </ul>	適宜対処(支持)	継続審議となった。(次回ドイツが新提案を行う。)
12/3/7 (ドイツ)	IMDGコードの改正(34-08)：海洋汚染物質の正式品名への補足	<p>Related documents: None</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IMDG コード第 3.1.2.8.1.3 項は「輸送物が海洋汚染物質を受納している場合には、当該 MARINE POLLUTANTS の認められた化学名を表示する必要がある」と規定している。(MARPOL 条約附</li> </ul>	適宜対処(支持)	原則合意された。(詳細については E&T にて検討されることとなった。)

<p>12/3/8 (ドイツ)</p>	<p>IMDG コードの改正 (34-08) : 過硫酸塩及び過硫酸アンモニウムの隔離</p>	<p>属書 III 第 4 規則による。) これは正式品名の専門的名称による補足を規定した SP274 に関する第 3.1.2.8.1 項とは独立した要件であるが、SP274 が割り当てられていない包括品名や NOS エントリーの場合には、海洋汚染物質の化学名を書類に記載する必要はないと誤解する関係者もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よって、以下の改正を提案する <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな Sub-heading 3.1.2.9 “Marine Pollutants” を挿入する。</li> <li>現行第 3.1.2.8.1.3 項を新第 3.1.2.9.1 項とする。</li> <li>現行第 3.1.2.8.1.4 項を第 3.1.2.8.1.3 項とする。</li> <li>新第 3.1.2.9.2 項 “Proper Shipping Name supplemented with chemical or technical names identifying that marine pollutants should be further supplemented by the addition of the words MARINE POLLUTANTS” を追加する。</li> </ul> </li> </ul> <p>Related documents: DSC 7/3/3 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IMDG コードは、過硫酸塩類はアンモニウム化合物から “Separated from” で輸送されなければならないと規定している。</li> <li>過硫酸アンモニウムと過硫酸カリウム (UN 1492) の混合物及び又は過硫酸ナトリウム (UN 1505) の混合物は粉末洗浄として使用され、アンモニウム塩と過硫酸塩類の混合物はジャンプー又は類似の目的に使用される。</li> <li>これらは別々の容器に収納され同一のコンテナで運送される場合もあったが、現在は規則によりそのような運送は不可能となっている。</li> <li>SP 900 の規定によれば、アンモニウム塩と過硫酸塩の混合物の輸送が可能であるか疑問視されるところである。</li> <li>よって、UN 1492、UN 1505 及び UN 3215 のカラム 16 を次のように改正する: “Category A. “Separated from” ammonium compounds (except ammonium persulphate) and cyanides.”</li> <li>また、UN 3215 のカラム 17 に次の文章を追加する: “Mixtures of ammonium compounds and inorganic persulphates are allowed for transport under this entry provided that the transport of the ammonium compound itself is not prohibited.”</li> </ul>	<p>適宜対処 (支持) (DSC 12/3/15 及び INF.8 参照)</p>	<p>原則合意された。(詳細については E&amp;T にて検討されることとなった。)</p>
<p>12/3/9 (ベルギー)</p>	<p>IMDG コードの改正 (34-08) : くん蒸中のコンテナ</p>	<p>Related documents: DSC 10/6/7 (annex), DSC 10/4/4 and DSC 11/14 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>くん蒸中のコンテナの運送に関連して輸送書類の意味が明確ではないために混乱が生じている。</li> <li>「輸送書類 (Transport document)」と言われると「危険物コンテナ明細書 (Multimodal Dangerous Goods Form)」を連想させるが、危険物を収納していないくん蒸中のコンテナの運送に利用される書類として危険物コンテナ明細書は適当ではない。</li> <li>よって、以下の改正を提案する: <ul style="list-style-type: none"> <li>第 5.4.4.2 項中の “Transport document” を “Shipping document (船積み書類)” に変更する。</li> <li>同様に、特別要件 SP 910 の第 5 項中の “Transport document” を “Shipping document” に変更する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>適宜対処</p>	<p>合意されなかった。</p>
<p>12/3/10 (ドイツ)</p>	<p>IMDG コードの改正 (34-08) : ニツ</p>	<p>Related documents: DSC 11/3/9, DSC 11/9 paragraph 3.36 to 3.37 and DSC 12/6/8 【提案のポイント】</p>	<p>適宜対処 (DSC 12/6/8 参照)</p>	<p>国連危険物輸送専門家委員会</p>

<p>12/3/11 (フランス)</p>	<p>ケル水素蓄電池の積載及び隔離</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2005年5月にアジアからヨーロッパに向けて航行中のコンテナ船で、コンテナに収納された家庭用電気機器に使用されるアルカリ蓄電池(ニッケル水素蓄電池)が原因と考えられる火災が発生した。当該蓄電池は適切に包装され、短絡防止措置が施され、腐食性の電解液が漏洩しないものであった。事故の調査報告がDSC 12/6/8として提出されている。</li> <li>○ 火災原因は、当該蓄電池が本船の熱源(セトリングタンク)付近に積載されていたという事であった。このことから、早急にUN 3028の運送要件を見直すことが必要となった。</li> <li>○ DSC 11にて本件についての検討を行っていることを報告したところ、小委員会はドイツに対し、国連危険物輸送専門家委員会に問題提起するよう要請した。</li> <li>○ ニッケル水素蓄電池の運送が安全上問題となるのは海上運送に限定されるものであるという事を国連勧告に反映させるため、ドイツは国連危険物輸送専門家小委員会に“Nickel-Hydride portable accumulators are subject to these regulations only transported by sea”との特別要件の追加を提案する予定である。</li> <li>○ 具体的には二の追加方法が考えられ、一つはUN 3028に適用されている特別要件SP304を修正してその旨を規定する方法で、もう一方はこの種の蓄電池をカバナーする新規エントリー追加することである。ドイツはSP304を改正する方法が適当であると考え、国連委員会の同提案への合意を条件に、IMDGコードに次の改正を行うことを提案する。 “Nickel-Hydride portable accumulators (except button cells) offered for transport are not subject to other provisions of this Code if they meet the following: 1 Accumulators shall be separated so as to prevent short circuits and shall be packed in strong packagings, except when installed in equipment and be stowed at cool place not exceeding 60 degree C; 2 A transport document according to 5.4.1 and if applicable a container/vehicle packing certificate according to 5.4.2 shall be prepared by the shipper and/or by the packer of the cargo transport unit. The transport document shall indicate that packages contain Nickel-Hydride portable accumulators which shall be stowed at cool place not exceeding 60 degree C and that the CTU shall be stowed from all sources of heat; 3 Package need not be individually marked and labelled if the pallet or if it is a full load the CTU bears the appropriate mark and label respectively placard; 4 Package and CTUs containing Nickel-Hydride portable accumulators shall be stowed “away from all sources of heat”; and 5 Nickel-Hydride portable accumulators button cells are not subject to the provisions of the Code.”</li> </ul>	<p>の検討を待つこととなった。</p>
<p>12/3/12 (フランス)</p>	<p>IMDGコードの改正(34-08): 引火</p>	<p>Related documents: INF Code, resolutions MSC.123(75) and MSC.135(76) 【提案のポイント】 ○ INF貨物の定義に関するSOLAS条約及びINFコードの改正が発効した2004年1月1日以来、放射性物質のエントリーとINFコードの適用が明確ではなくなり(スケジュールの引用が削除されたため)、船主から数多くの疑問が出されている。 ○ UN2916、2917、2919、3323、3328、3329、3330及び3331についてカラム17以下本文を含めることを提案する: “For ships transporting an INF cargo as defined in regulation VII/14 of the SOLAS Convention, 1974, as amended, refer also to the INF Code.” Related documents: IMDG Code</p>	<p>適宜対応</p>
			<p>適宜対応 (DSC 12/12/1を)</p>
			<p>原則合意された。 (詳細についてはE&amp;Tにて検討されることとなった。)</p>
			<p>原則合意された。 (詳細については)</p>

12/3/13 (英国)	性液体(クラス3)の積載	<p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IMDGコードの第7.1.9.2項及び第7.1.9.6項は引火点23以下の引火性液体の積載要件を規定している。</li> <li>引火点による積載要件の適用基準とPGの判定基準と同一としたほうがより実務的であり、次の改正を提案する： <ul style="list-style-type: none"> <li>第7.1.9.2項の第2文中、“substances with a flashpoint 23 degree C c.c. or less”を“substances with a flashpoint of less than 23 degree C c.c.”に改正する。</li> <li>第7.1.9.6項中、“flammable liquids with a flashpoint 23 degree C c.c. or less”を“flammable liquids with a flashpoint of less than 23 degree C c.c.”に改正する。</li> </ul> </li> </ul> <p>Related documents: DSC 11/3/6 and DSC 12/3</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境有害物質 (Environmentally hazardous substances) と海洋汚染物質 (Marine pollutants) の区別を明確にし、利用者にとって理解しやすくするための IMDGコード第2.9章及び第2.10章の改正を提案している。</li> <li>12月に開催される国連危険物輸送専門家小委員会にも同様の提案を行う予定である。</li> </ul>	考慮する必要がある。) )	は E&T にて検討されることとなった。) )																				
11/3/14 (英国)	IMDGコードの改正(34-08) : IMDGコード第2.9章及び第2.10章の編集上の修正	<p>Related documents: DSC 11/3/6 and DSC 12/3</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2010年1月1日の改正 MARPOL 条約附属書 III 及び改正 IMDGコード(34-08)の強制適用に向け、関係業界が現行規則から改正規則への変更にスムーズに対応できるよう変更内容を周知する DSCサーキュラー案を発行すべきであり、同サーキュラー案を作成した。</li> <li>同サーキュラー案は、既に合意されている附属書 III 改正案及び IMDGコード改正案並びに DSC 12/3/13にて提案している IMDGコード第2.9章及び第2.10章の改正案を基に策定したものである。</li> </ul>	適宜対処 (DSC 12/3/13 参照)	原則合意された。(詳細については E&T にて検討されることとなった。) )																				
12/3/15 12/INF.8 (米国)	IMDGコードの改正(34-08) : 過硫酸カリウム (UN 1492)、過硫酸ナトリウム (UN 1505) 及び過硫酸アンモニウム (UN 1444) の隔離	<p>Related documents: DSC /INF.8</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過硫酸カリウム (UN 1492)、過硫酸ナトリウム (UN 1505) に関し危険物リストのカラム 16には “Separated from ammonium compounds” と規定され、またカラム 17には、その物質は “may form explosive mixtures with powdered metals or ammonium compounds” と述べられている。</li> <li>過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムは、過硫酸アンモニウム (UN 1444) と接触した場合でも危険な反応を起こさないし、また、爆発性の混合物も作らない。これは試験の結果により明らかである。</li> <li>よって過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムを過硫酸アンモニウムから隔離する要件を削除するため、隔離の免除を規定したコード第7.2.1.13.1.2項に次の表を加えることを提案する。</li> </ul> <p>Table 3</p> <table border="1" data-bbox="1289 568 1412 1601"> <thead> <tr> <th>UN No.</th> <th>Proper Shipping Name</th> <th>Class</th> <th>Sub-risk</th> <th>PG</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1444</td> <td>AMMONIUM PERSULPHATE</td> <td>5.1</td> <td></td> <td>III</td> </tr> <tr> <td>1492</td> <td>POTASSIUM PERSULPHATE</td> <td>5.1</td> <td></td> <td>III</td> </tr> <tr> <td>1505</td> <td>SODIUM PERSULPHATE</td> <td>5.1</td> <td></td> <td>III</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、それぞれのエントリーのカラム 16に “See 7.2.1.13.2”も追加する。</p>	UN No.	Proper Shipping Name	Class	Sub-risk	PG	1444	AMMONIUM PERSULPHATE	5.1		III	1492	POTASSIUM PERSULPHATE	5.1		III	1505	SODIUM PERSULPHATE	5.1		III	適宜対処 (支持) (DSC 12/3/8 参照)	原則合意された。(詳細については E&T にて検討されることとなった。) )
UN No.	Proper Shipping Name	Class	Sub-risk	PG																				
1444	AMMONIUM PERSULPHATE	5.1		III																				
1492	POTASSIUM PERSULPHATE	5.1		III																				
1505	SODIUM PERSULPHATE	5.1		III																				

12/3/16 (韓国)	IMDG コードの改正(34-08): パッキングインストラクション P 001 中の追加規定 PP1 の削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム及び過硫酸アンモニウムを同一の CTU に収納することを許可した米国主管庁承認 CA2005100019 の写しが DSC12/INF.8 として提出されている。</li> </ul> <p>Related documents: IMDG Code amendment (33-06), paragraphs 4.1.4.1 (P001), 3.4.2.1 and 3.4.2.2</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Packing Instruction P001 中の PP1 は、「UN1133、UN1210、UN1263 及び UN1866 に関して、容器等級及びそのものを内容積が 5 L 以下の金属製容器又はプラスチック製容器に収納する場合であって、かつ次の(a)又は(b)の条件で運送される場合は、第 6.1 章の機能試験を満たすことを要求されない:</li> <li>(a) パレット、パレット箱又はユニット貨物に置かれ又は積み重ねられ、ストラッピング包装、シュリンク包装、ストレッチ包装その他の適切な方法でパレットに固縛されていること。</li> <li>かつ、海上輸送に対し、パレット貨物、パレット箱又はユニット貨物が非開放型貨物輸送ユニット内でしっかりと収納及び固縛されていること; 又は</li> <li>(b) 最大正味質量 40kg の組み合せ容器の内装容器であること。」と規定している。</li> <li>3.4.2.1 及び 3.4.2.2 の規定(少量危険物規程)では、UN1133、UN1210、UN1263 及び UN1866 に関して、容量 5 L 以下の金属製容器又はプラスチック製容器に収納する容器等級及びその物質の容器は、輸送の際に 6.1.4 を除く第 6.1 章の機能試験を満たすことを要求されず、これらの危険物は適切な外装容器に入れられる内装容器にのみ収納され、輸送物の総重量は 30kg を超えてはならない。この場合、シュリンク包装又はストレッチ包装されたトレーは外装容器として認められるが、輸送物の総重量は 20kg を超えてはならないこととなる。</li> <li>上記の規定はお互いに類似しており、利用者の混乱を避けるため P001 中の PP1 及び UN1133、UN1210、UN1263 及び UN1866 についての危険物リスト中の PP1 を削除することを提案する。</li> </ul>	適宜対処(不支持)	合意されなかった。
12/3/17 (ICHCA International Limited)	IMDG コードの改正(34-08): 陸上作業者への教育訓練要件の強制化	<p>Related documents: DSC 12/3/3 and DSC 9/15</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上関係者の教育訓練要件の強制化に関する英国提案(DSC 12/3/3)を全面的に支持する。</li> </ul>	適宜対処(DSC 12/3/3 参照)	原則合意された。(詳細については E&T にて検討されることとなった。)
12/3/18 (事務局)	IMDG コードの改正(34-08): Marine Pollutants に関する DSC サーキュラー案	<p>Related documents: Resolution MSC.205(81)</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MARPOL 条約附属書 II の改正に関連して GHS を取り入れた GESAMP HP の改正がおこなわれたが、IMDG コード第 2.10 章は、未だ海洋汚染物質の判定基準として改正前の GESAMP HP の基準を引用している。</li> <li>MARPOL 条約附属書 III の改正に伴う IMDG コードの改正案は GESAMP HP を引用しておらず、改正発効後は問題とならないが、現状ではコードの規定の適用は不可能であり、改正コードが発効するまでの措置について周知する必要がある。</li> <li>上記理由から E&amp;T グループは事務局に適当な DSC サーキュラーを策定することを要請し、その要請に基づいて事務局が準備した DSC サーキュラー案が添付されている。</li> </ul> <p>Related documents:</p>	適宜対処(支持)	原則合意された。(詳細については E&T にて検討されることとなった。)
12/INF.2	IMDG コードと国	Related documents:	適宜対処	ノートされた。

12/INF.2/Corr.1 (事務局)	連動告の調和	None 【提案のポイント】 ○ 2007年2月に開催されたUN/CEFACT下のInternational Trade Procedures Working Group (ITPWG) (TBG15)の結果のうち、危険物運送に係る書式(Documentary Aspects of the Transport of Dangerous Goods)に関する勧告(UN/CEFACT Recommendation 11)案を紹介している。	適宜対処	非公式WGにて検討が行われ、検査結果が国連危険物輸送専門家委員会に報告された。
12/INF.9 (事務局)	IMDGコードと国連動告の調和	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ 本年7月の国連危険物輸送専門家小委員会会期中に開催された少量危険物に関する作業部会の報告が添付されている。 ○ 作業部会は、各モード間における少量危険物規定の相違を明確にし、それらの相違を解決するための(改正等の)可能性を検討しており、規定の適用範囲、容器包装要件及び隔離要件には大きな相違はないが、表示及び輸送書類に関する要件に相違があると指摘している。 ○ なお、航空運送規則の少量危険物規定は他のモードのそれと相違が大き過ぎるため検討を行わないとしている。	適宜対処	承認された。
12/4 (DSC 11 WG)	BCコード強制化：DSC 11で設立されたWGの報告	Related documents: DSC 11/4, DSC 11/4/1, DSC 11/4/2, DSC 11/4/3, DSC 11/4/4, DSC 11/4/5, DSC 11/4/6, DSC 11/4/7, DSC 11/4/8, DSC 11/4/9, DSC 11/4/10, DSC 11/5, DSC 11/5/1, DSC 11/5/2, DSC 11/6/6, DSC 11/7, DSC 11/12, DSC 11/INF.3, DSC 11/INF.6, MSC/Circ.1146 and MSC 79/23/Add.4 【提案のポイント】 ○ DSC 11におけるBC Codeに関するWGの報告である。この報告の内容は、DSC 11で設置されたCGで検討済みである。 ○ なお、第16.10節においてNew Section 11(保安)を強制化すべきとしているが、この点については、DSC 11の最終日のプレナリーで非強制制であることが確認されている旨、DSC 12/4/5(CG Report Part 2)第9節で明記してある。	適宜対処	承認された。
12/4/1 (ベネズエラ)	DRI Finesの船積み指針	Related documents: DSC 11/4/2, DSC 11/4/3 and DSC 11/4/4 【提案のポイント】 ○ DRI Finesの船積み指針を紹介し、Circularの発行を要請している。	適宜対処	コレスポнденスグループが設立され継続審議となった。
12/4/2 (ベネズエラ)	DRI Fines	Related documents: DSC 11/4/2, DSC 11/4/3, DSC 11/4/4 and DSC 12/INF.4 【提案のポイント】 ○ DRI Finesに関するDSC 11のBC Code WGからの質問に対する回答である。貨物の区分、機械通風装置、イナージェンが不要であること、ガス計測、船積み時の水分値及び温度について説明し、付録にDraft Individual Scheduleを示している。	適宜対処	コレスポнденスグループが設立され継続審議となった。
12/4/3 (ベネズエラ)	Direct Reduced Iron (B)	Related documents: DSC 11/4/2, DSC 11/4/3, DSC 11/4/4 and DSC 12/4/4 【提案のポイント】 ○ DRI (B)の運送方法について論じており、窒素雰囲気では反応性が高まるため、イナージェン(現行BC Codeの要件)は不適当としている。	適宜対処	コレスポнденスグループが設立され継続審議となった。
12/4/4 (オーストラリア)	BCコード強制化：CGの報告	Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1 and DSC 12/4	適宜対処	採択前に再度必要な部分の修正

及び日本)	Part 1: SOLAS 条約 (TOR 12) 及び同コードの内容の改正案	<p><b>【提案のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BC Code を強制化するための SOLAS 条約の改正案に関する検討結果について報告する。CG の多くのメンバーは、SOLAS 条約第 VII 章の規則番号を、通し番号にしたいとの考えであった。SOLAS 条約第 VII 章の規則への番号の振り直しの結果、危険物、IBC Code、IGC Code 等の定義に関する規則番号が変わるため、Consequential Amendments についても改正案を用意した。(SOLAS 条約及び SOLAS 条約第 VI 章並びに第 VII 章で言及される各コードについて調査済み。</li> <li>強制化に際して、BC Code の範囲について検討した結果を報告する。関連の MSC/Circ. 等は、BC Code と同時に刊行すべきであるが、BC Code の一部とはすべきでない(改正手続きも異なる)ことを指摘している。</li> <li>小委員会への要請事項は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. endorse the view on renumbering the regulation in chapters VI and VII of SOLAS Convention (paragraph 5);</li> <li>2. finalize the draft amendments to SOLAS Convention (paragraph 7 and annex 1);</li> <li>3. finalize the draft amendments to the INF Code (paragraph 9 and annex 2);</li> <li>4. instruct the Secretariat to consider the footnotes to SOLAS and other IMO instruments, as necessary (paragraphs 10 and 11);</li> <li>5. endorse the view on the contents and supplements of the BC Code (paragraph 13 and annex 3);</li> <li>6. consider the change of headings of sections 1. and 2. (paragraph 14 and annex 3);</li> </ol> </li> </ul>		を行うことを前提に改正案が合意された。
12/4/5 (オーストラリア及び日本)	BC コード強制化 : CG の報告 - Part 2 : FOREWORD and Sections 1 to 3	<p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1, DSC 12/4, DSC 12/4/4, DSC 12/4/6, DSC 12/4/7, DSC 12/4/8, DSC 12/4/9 and DSC 12/4/10</p> <p><b>【提案のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前書きは、DSC 11/5, Annex 1 をベースとして検討した。</li> <li>第 1 章は、DSC 11/5, Annex 2 をベースとして検討した。検討の結果、第 1.3 節「BC Code に無い貨物の取り扱い」については、合意に至らなかったため、改正案を提示しなかった。</li> <li>4 節では、強制化の範囲を明確にしている。第 11 章(保安)、第 12 章(積付率の換算表)及び第 13 章(関連資料の一覧表)は非強制であることを明確にするとともに、貨物の個別スケジュールについては、DESCRIPTION, CHARACTERISTICS, HAZARDS and EMERGENCY PROCEDURES が非強制であることを明確にした。Appendix 2 以降は非強制である。</li> <li>5 節として、新たに、免除のための規定を設けた。</li> <li>6 節には、SOLAS 条約第 VI 章及び第 VII 章が集録される予定である。</li> <li>7 節 : 定義を明確にした。</li> <li>第 2 章及び第 3 章は、2004 年版 BC Code (MSC.193(79)。以下、現行 BC Code と呼ぶ。) をベースに検討した。</li> <li>911(22) "Uniform wording for referencing IMO instruments" に従うことを明らかにし、非強制部分 (Appendix 2 以降及び関係指針等) は、強制要件の本文で引用しないよう修正した。</li> <li>第 2 章では、復原性資料等の規則で明確に要求されている事項に関する規定を削除した。</li> <li>一部危険物について SOLAS 条約第 II-2 章では機械通風が要求されているのに対して、BC Code では(航海中)通風しないことが要求されていることについて、CG は、当面、SOLAS 条約第 II-2 章は設備面の要件、BC Code は運用面の要件であり、矛盾ではないと解釈することで合意した。これに関連して、SOLAS 条約の通風要件の見直しについて、小委員会に検討が委ねられた。</li> <li>第 3 章では、特に通風要件について議論があり、一部の通風要件については、小委員会に判断を</li> </ul>	適宜対処	採択前に再度必要な部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。



12/4/6 (オーストラリア及び日本)	BC コード強制化：CG の報告 - Part 3 : Sections 4 to 8	<p>委ねた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3章では、幾つかの節を削除し、また、順序の並べ替え等を行った。</li> <li>○ 小委員会への要請事項は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>.1 consider new sub-section 1.3, i.e., the procedures for the carriage of cargoes not listed in the Code (paragraphs 6 to 8);</li> <li>.2 consider the definition of "Non cohesive material" (paragraphs 13 to 15);</li> <li>.3 consider the heading of section 2 (paragraph 18.1);</li> <li>.4 consider the deletion of the last sentence in draft revised sub-section 2.1.1 (paragraph 18.2);</li> <li>.5 endorse the view of the group on ventilation requirements in SOLAS Convention and in the BC Code (paragraph 21);</li> <li>.6 consider the amendment to the heading of SOLAS regulation II-2/19.3.4 and decide appropriate course of action, as necessary (paragraph 22);</li> <li>.7 endorse the view of the group on the requirements in sub-sections 9.1.2.1.3 and 3.4.2, in principle, (paragraph 23);</li> <li>.8 note the lack of a definition of "effective ventilation" (paragraph 24);</li> <li>.9 consider the text for revised sub-section 3.5.5 (paragraph 26);</li> <li>.10 note the discussion on revised sub-section 3.2.4 (paragraph 28); and</li> <li>.11 finalize the texts in FOREWORD and Sections 1 to 3;</li> </ul> </li> </ul> <p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 12/4, DSC 12/4/4, DSC 12/4/5, DSC 12/4/6, DSC 12/4/7, DSC 12/4/8, and DSC 12/4/9</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貨物申告資料の書式案を作成した (TOR.4)。また、固体ばら積み貨物の分類に関する記述を検討し (TOR.10) 「試験法は、主管庁の定めるところによる」とした。その上で、第4章改正案を作成した。</li> <li>○ 第5.1節の荷繰り要件について検討し、現行 SOLAS 条約第 VI 章 7.4 規則の記述に倣って、"as necessary"を入れること、即ち、全ての貨物に荷繰りが要求されるわけではないことで合意した。</li> <li>○ その上で、第5章 (荷繰り要件) 改正案を作成した。</li> <li>○ 静止角 35 度以上の貨物 (非粘着性物質) に対する荷繰り要件について議論があり、時間の都合で検討できなかったため、小委員会に判断が委ねられた。</li> <li>○ 液化化物質の説明に係る記述 (第 7.2 節) を見直し、第 6 節 (傾斜角試験法)、第 7 節 (液化物質の要件)、第 8 節 (運送許容水分値等試験法) の改正案を作成した。</li> <li>○ 第 4.7 節 (試料採取方法に関する規格のリスト) の要否については、意見が分かれたので、小委員会に判断を委ねた。</li> <li>○ 荷繰りについては、貨物情報に疑義がある場合の荷繰りの要件を残すか否かで意見が分かれ、小委員会に判断を委ねた。</li> <li>○ 第 6 章及び第 8 章は、第 5 章及び第 7 章に組み入れてはどうかとの意見もあったが、合意されず、一部改正案が用意された。</li> <li>○ 第 7 章の液化化に関する記述は、この分野の専門家である Coordinator の太田氏が見直しを行い、CG はこれに合意した。</li> <li>○ 第 8 章については、水分値計測方法 (第 8.2 節) は付録 2 にあるので、削除してはどうかとの意見があり、小委員会に判断が委ねられた。</li> </ul>	適宜対処	採択前に再度必要部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
-------------------------	---	--	------	----------------------------------

12/4/7 (オーストラリア及び日本)	BC コード強化 : CG の報告 - Part 4 : Sections 9 to 13	<p>○ 小委員会への要請事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>.1 examine the Draft form for cargo information for solid bulk cargoes (paragraph 2 and annex 1);</li> <li>.2 decide whether to retain the list of standard sampling procedure or not (paragraph 6);</li> <li>.3 consider the deletion/retainment of the sentences for trimming in case of doubt on cargo information (paragraph 10);</li> <li>.4 consider the alternative as the first sentence in sub-section 5.1.2 (paragraph 12);</li> <li>.5 consider the alternative requirement for "non-cohesive bulk cargoes having an angle of repose greater than 35°" (paragraph 13);</li> <li>.6 consider the deletion of revised sub-section 8.2 (paragraph 20); and</li> <li>.7 finalize the texts in Sections 4 to 8.</li> </ol> <p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1, DSC 12/4, DSC 12/4/4, DSC 12/4/5, DSC 12/4/6, DSC 12/4/7, DSC 12/4/8, DSC 12/4/9 and DSC 12/4/10</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DSC 11/5/1, annex 7 (オランダ (Heddy : 危険物のエキスパート) が用意した案) をベースに第9章 (危険物) を書き直した (TOR.5)。</li> <li>○ 第9章については、危険物の定義を残すか、または、危険物の定義は IMDG Code に言及するかで意見が分かれ、小委員会に検討を要請した。</li> <li>○ 第10章の改正案を用意した。</li> <li>○ 第11章は、DSC 11の保安 DG の検討結果 (DSC 11/7 及び DSC 11/WP.3。併せて DSC 12/4 を参照のこと) に基づき検討した。</li> <li>○ 第11章については、CEFIC が事業者側の意見として、硝安 (UN 1942) 及び硝安肥料 (UN 2067) のみを、特に重大な結果を及ぼす貨物として言及しないよう求めた。これに対しては、Coordinator は IMDG Code に言及する案を提示したが、合意されず、CG 案としては仮にこれらの物質に言及したままとしたが、小委員会に CEFIC のコメントを検討するよう要請した。</li> <li>○ 第12章は、修正無し。</li> <li>○ 第13章は、関係する規則番号等を見直して、整理し、改正案を用意した。</li> <li>○ 小委員会への要請事項は以下の通り。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>.1 consider the revised sub-sections 9.2.2.1 to 9.2.2.8 (paragraph 3);</li> <li>.2 consider the comment by CEFIC and take action as appropriate (paragraph 9); and</li> <li>.3 finalize the texts in Sections 9 to 13.</li> </ol>	適宜対処	採択前に再度必要部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。
12/4/8 (オーストラリア及び日本)	BC コード強化 : CG の報告 - Part 5 : Individual schedules for solid bulk cargoes, Classification of seed cakes, DESCRIPTION, CHARACTERISTI CS, HAZARD, STOWAGE & SEGREGATION, HOLD	<p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1, DSC 12/4, DSC 12/4/4, DSC 12/4/5, DSC 12/4/6, DSC 12/4/7, DSC 12/4/9 and DSC 12/4/10</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シードケーキ (UN 1386 (b)) の分類については、水・油分については説明図を入れることとし、BIMCO のコメントに基づき、DESCRIPTION の改正案を用意した。(TOR.2)</li> <li>○ ILMENITE SAND は液状化物質を含むものとし、関係する個別スケジュールの修正を行った。</li> <li>○ 米国はタピオカを MHB (ばら積み時のみ化学的危険性を有する物質 : 特殊貨物船舶運送規則の「固体化学物質」とすべきとの意見であり、判断は小委員会に委ねた。</li> <li>○ EMERGENCY PROCEDURES (非強制) については、Editorial な間違いを指摘したのみ。</li> <li>○ 検討の叩き台として、合意済みの以下の4の貨物に関する個別スケジュールを入れた。 .7.1 CHOPPED RUBBER AND PLASTIC INSULATION (after CHARCOAL);</li> </ul>	適宜対処	採択前に再度必要部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。

12/4/9 (オーストラリア)	HOLD CLEANLINESS, WEATHER PRECAUTIONS, LOADING and EMERGENCY PROCEDURES	<p>.7.2 COARSE CHOPPED TYRES (after COAL SLURRY);</p> <p>.7.3 GRANULATED TYRE RUBBER (after GRANULATED SLAG); and</p> <p>.7.4 LINTED COTTON SEED (after LIMESTONE).</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DESCRIPTION (非強制) の改正案を留意した。殆どの改正は、他の項目から、要件に該当しない貨物の性状に関する説明を移動したものである。</li> <li>○ CHARACTERISTICS (非強制) の改正案を留意した。Stowage Factor が Not Applicable になっっている部分を横棒で置き換える等の Editorial な修正を行った。</li> <li>○ HAZARD (非強制) の改正案を留意した。殆どの改正は、他の項目から、要件に該当しない貨物の危険性に関する説明を移動したものである。</li> <li>○ STOWAGE &amp; SEGREGATION の改正案を留意した。殆どの改正は、用語の統一を図ったものである。</li> <li>○ HOLD CLEANLINESS の改正案を留意した。標準的表現として、"due consideration shall be paid to cleaning and drying of the cargo spaces"が提案されたが、メンバーの一人(提案文書には記載されていないがオランダ)は"due consideration"との表現は、要件には馴染まないとの意見であったことを明記し、小委員会に検討を委ねた。</li> <li>○ WEATHER PRECAUTIONS の改正案を留意した。液状化物質の雨中(雪中)荷役については、我が国は従来から反対の立場であるが、現行 BC Code では、運送許容水分値より貨物の水分値が十分に低ければ小雨の中では荷役できることになっているので、基本的要件はそのままとした。</li> <li>○ LOADING の改正案を留意した。貨物情報に疑義がある場合の荷繰り要件の削除については、意見が分かれたので、小委員会に判断を委ねた。一般的な荷繰り要件、密度の高い貨物に関する要件(tanktop の過大荷重防止)については、標準的表現を作成した。</li> <li>○ 貨物の個別スケジュールの LOADING についても、個々に見直しを行った。</li> <li>○ 小委員会への要請事項は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> <li>.1 finalize classification of seed cakes (paragraph 7);</li> <li>.2 endorse the view of the group on ILMENITE SAND (paragraph 8);</li> <li>.3 consider the classification of TAPIOCA;</li> <li>.4 approve the proposed amendment to the heading of EMERGENCY PROCEDURES in the individual schedule for CALCIUM NITRATE UN 1454 (paragraph 9);</li> <li>.5 note that the group considered the individual schedules for new cargoes based on the preliminary draft texts set out in annex 1 (paragraph 12);</li> <li>.6 finalize the texts in the sections for DESCRIPTION (paragraph 13 and annex 2);</li> <li>.7 finalize the texts in the sections for CHARACTERISTICS (paragraph 14 and annex 3);</li> <li>.8 finalize the texts in the sections for HAZARD (paragraph 15 and annex 4);</li> <li>.9 finalize the texts in the sections for STOWAGE &amp; SEGREGATION for mandatory application (paragraph 17 and annex 5);</li> <li>.10 consider the standard text for HOLD CLEANLINESS (paragraph 18);</li> <li>.11 finalize the texts in the sections for HOLD CLEANLINESS for mandatory application (paragraph 19 and annex 6);</li> <li>.12 finalize the texts in the sections for WEATHER PRECAUTIONS for mandatory application (paragraph 21 and annex 7);</li> <li>.13 decide on retaining or deleting the sentence in the sections for LOADING (paragraph 22); and</li> <li>.14 finalize the texts in the sections for LOADING for mandatory application (paragraph 27 and annex 8).</li> </ol> </li> </ul> <p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1, DSC 12/4, DSC 12/4/4, DSC 12/4/5, DSC 12/4/6, DSC</p>	適直対処	採択前に再度必要部分の修正
---------------------	---	--	------	---------------

及び日本)	Part 6 : Individual schedules for solid bulk cargoes, PRECAUTIONS and VENTILATION	<p>12/4/7, DSC 12/4/8 and DSC 12/4/10</p> <p><b>【提案のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ PRECAUTIONS と VENTILATION の改正案を用意した。</li> <li>○ Dust Precautions については、標準的表現(2種)を提示したが、1メンバー(オランダ)は、保護衣の着用を含め強制化すべきとの意見であり、小委員会に判断を委ねた。</li> <li>○ ピルジの保護に関する標準的表現を提示した。</li> <li>○ 貨物の個別スケジュールの PRECAUTIONS について、個々に見直しを行った。</li> <li>○ VENTILATION (通風要件) については、各種の標準的表現を定めた。</li> <li>○ 石炭の通風要件は、個別スケジュールの付録にあるので、VENTILATION の項にあった表層通風の要件を削除することで合意した。</li> <li>○ 小委員会への要請事項は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> <li>.1 consider the requirements for dust precautions (paragraph 2);</li> <li>.2 consider the requirements for a fixed gas fire extinguishing system for Group C cargoes depending on duration of voyage and MSC/Circ.1146, Table 1 (paragraph 11);</li> <li>.3 consider the clarification of the requirement for PEAT MOSS (paragraph 18);</li> <li>.4 finalize the texts in the sections for PRECAUTIONS (paragraph 27 and annex 1);</li> <li>.5 consider the standard text for ventilation requirements, in particular, requirement for surface ventilation (paragraph 31); and</li> <li>.6 finalize the texts in the sections for VENTILATION (paragraph 34 and annex 2).</li> </ol> </li> </ul>		を行うことを前提に改正案が合意された。
12/4/10 (オーストラリア及び日本)	BC コード強化 : CG の報告 - Part 7 : Individual schedules for solid bulk cargoes, CARRIAGE, DISCHARGE, CLEAN-UP and Appendices	<p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1, DSC 12/4, DSC 12/4/4, DSC 12/4/5, DSC 12/4/6, DSC 12/4/7, DSC 12/4/8 and DSC 12/4/9</p> <p><b>【提案のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CARRIAGE の改正案を用意した。船倉の風雨密の要件については、標準的表現を作成したが、その要否について、小委員会に判断を委ねた。</li> <li>○ 貨物の個別スケジュールの CARRIAGE について、個々に見直しを行った。</li> <li>○ DISCHARGE の改正案を用意した。吸湿性のある貨物の要件の標準的表現を作成した。</li> <li>○ 貨物の個別スケジュールの DISCHARGE について、個々に見直しを行った。</li> <li>○ 貨物の個別スケジュールの CLEAN UP について、個々に見直しを行った。</li> <li>○ 以下の貨物の個別スケジュールには Appendix がある。 BROWN COAL BRIQUETTES COAL FERROSILICON UN 1408 &amp; FERROSILICON (MHB) PITCH PRILL SCRAP METAL</li> <li>○ これら貨物の個別スケジュールの Appendix を見直し、改正案を用意した。</li> <li>○ 小委員会への要請事項は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> <li>.1 consider the requirements for weathertightness (paragraph 2);</li> <li>.2 consider the requirement for temperature monitoring of ammonium nitrate based fertilizers (paragraph 3);</li> <li>.3 endorse the amendments to the requirements for checking condition of cargoes in Group A (paragraph 4);</li> <li>.4 finalize the texts in the sections for CARRIAGE (paragraph 9 and annex 1);</li> </ol> </li> </ul>	適宜対処	採択前に再度必要部分の修正を行うことを前提に改正案が合意された。

12/4/11 (カナダ)	Direct Reduced Iron (A) and (B)	<p>.5 consider the text in the section for discharge in the individual schedule for FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN 2793 (paragraph 13);</p> <p>.6 finalize the texts in the sections for DISCHARGE (paragraph 16 and annex 2);</p> <p>.7 consider the requirement for protection of bilge pumps (paragraph 17);</p> <p>.8 finalize the texts in the sections for CLEAN UP (paragraph 24 and annex 3);</p> <p>.9 consider the trimming requirement for BROWN COAL BRIQUETTES and COAL (paragraph 26); and</p> <p>.10 finalize the texts in the appendices to individual schedules (paragraph 32 and annex 4).</p> <p>Related documents: DSC 11/6/6, DSC 11/INF.3 and DSC 12/4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DRI (A) 及び DRI (B) の個別スケジュールに関する改正提案</li> <li>○ DRI (A) については、主として以下の要件を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 荷送人は、船長等のため貨物のストックパイル等へのアクセスを確保すること</li> <li>- 貨物の表面温度を計測すること（航海中を含む）</li> </ul> </li> <li>○ DRI (B) については、幾つかの要件の追加を提案しているが、イナートイングで運送する要件を残している。（この点は、ベネズエラ（DSC 12/4/3）と意見が異なっている。）</li> </ul>	<p>適宜対処 表面温度を計測する意味を明確にし、明確な理由がなければ“表面”の削除を検討するよう指摘して差し支えない。</p>	<p>Bilge に関する要件の目的を明確にする必要がある。（“Precaution”中の Bilge の要件 vs “Carriage”中の Bilge の要件）</p>
12/4/12 (英国)	DRI Fines のばら積み運送	<p>Related documents: DSC 11/INF.3, DSC 11/6/6, DSC 11/4/3 and MSC 79/12/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 還元鉄粉に関するこれまでの検討結果を整理し、イナートイングで運送すべきとし、運送要件は DSC 11/INF.3 及び DSC 11/6/6（フランス提案）を基礎として審議すべきとしている。</li> </ul>	<p>適宜対処</p>	<p>コレスポnden スグループが設立され継続審議となった。</p>
12/4/13 (フランス)	DRI のばら積み運送	<p>Related documents: DSC 11/19, DSC 11/6/6, DSC 11/INF.3 and DSC 12/INF.5 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 還元鉄 (B) の運送方法として、以下を提案している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HAZARD の記述の拡充する</li> <li>・ 水分値の上限を 0.3 % に設定する</li> <li>・ 荷送人は貨物の温度上昇及び水素濃度上昇の際の措置を提供すること。</li> <li>・ 定期的温度計測の要件を設けること。</li> <li>・ 短航海の場合等の例外を認めないこと。</li> </ul> </li> <li>○ 要件案では、通風を止めイナートイングすべきとしている。</li> </ul>	<p>適宜対処</p>	<p>コレスポnden スグループが設立され継続審議となった。</p>
12/4/14 (マーシャル諸島共和国、マルタ & INTERCARGO)	DRI(A) briquettes, hot moulded 以外の DRI Fines の定義に必要とされる情報	<p>Related documents: DSC 11/4, DSC 11/4/1, DSC 11/4/10 and DSC 11/19 (annex 3) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故調査結果に基づき、4 mm 以上の粒子を含む場合はイナートイングで運送すべきとし、4 mm 以上の粒子を含まない場合は、連続機械通風でもイナートイングでも運送できるとしている。</li> <li>○ 船倉の水密性、通風装置の仕様（防爆ファン）等、各種要件を提案している。</li> <li>○ イナートガスとしては、窒素を使用すべきとしている。</li> </ul>	<p>適宜対処</p>	<p>コレスポnden スグループが設立され継続審議となった。</p>
12/4/15 (カナダ)	Self-unloader type vessel での石炭運送の BC コードの	<p>Related documents: BC Code 2004, DSC 11/4/8, DSC 11/19, DSC 12/4/5 and DSC 12/4/6 【提案のポイント】</p>	<p>適宜対処 適用となる船舶（甲板下に belt</p>	<p>時間的制約から審議されなかつた。</p>

12/4/16 (ドイツ及びカナダ)	要件の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>Self-unloader: 船による石炭運送を規定するため、以下を提案している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新 4.2.4 節の追加</li> <li>石炭の個別スケジュールの改正案</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>conveyor を有する Self-unloader) を明確にする必要がある。</li> </ul>	
12/4/16 (ドイツ及びカナダ)	成型された硫黄 (固体) の分類	<p>Related documents: DSC 11/5/1 section 10 and IMDG Code Special Provision 242 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IMDG Code の適用対象外である成型された硫黄を Group C 貨物として、そのスケジュールを BC Code に取り入れることを提案している。</li> </ul>	<p>新スケジュールの取り入れには賛成。内容については適宜対処。但し、用語は新 BC Code に合わせる必要がある旨、WG において指摘して差し支えない。</p> <p>UN 1350 の要件と整合を取る必要がある。また、Characteristics 中に粒径 (Size) は、運送実態を考慮の上、決定する必要がある。</p>	時間的制約から審議されなかった。
12/4/17 (CEPIC)	個別スケジュール (注意事項及び通風)	<p>Related documents: DSC 12/4/9 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DSC 12/4/9 (CG report Part 6) にある埃に対する要件 "Standard-Dust-Text-2" の表現が、限定的過ぎるとして、「ゴージャル」を「ゴージャルまたは適当な眼の保護具」に修正することを提案している。</li> </ul>	適宜対処	時間的制約から審議されなかった。
12/4/18 (日本)	BC コード改訂案 についてのコメント	<p>Related documents: DSC 11/4/8, DSC 12/4/9 and DSC 12/4/10 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CG で検討が行われた BC Code 付録 1 (個別エントリ) 案に関し、幾つかの要件に不具合が見つかったので、改正案を提案している。</li> </ul>	我が国提案の実現に努められた。	部分的に合意された。
12/INF.4 (ベネズエラ)	Technical report on the safety issues on the shipment of DRI Fines	<p>Related documents: DSC 12/4/2 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DSC 12/4/2 を補足するための DRI Fines に関する技術資料</li> </ul>	適宜対処	コレスポンデンスグループが設立され継続審議となった。
12/INF.5 (ベネズエラ)	Technical report on the reactivity of Direct Reduced Iron (B)	<p>Related documents: DSC 12/4/3 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DSC 12/4/3 を補足するための DRI (B) に関する技術資料</li> </ul>	適宜対処	コレスポンデンスグループが設立され継続審議となった。
12/INF.6	Test results of DRI	<p>Related documents:</p>	適宜対処	コレスポンデンスグループが設立され継続審議となった。

(ベネズエラ)	finer and DRI (B)	DSC 11/4/2, DSC 11/4/3, DSC 11/4/4, DSC 12/4/2 and DSC 12/4/3 【提案のポイント】 。 DSC 12/4/1, DSC 12/4/2 及び DSC 12/4/3 を補足するための試験結果の報告	スグループが設立され継続審議となった。
12/5 (日本)	BC コードに記載のない貨物に関する要件	Related documents: DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1 and DSC 12/4/5 【提案のポイント】 。 BC Code の個別スケジュールに記載されていない固体ばら積み貨物の運送に係る要件(新 1.3 節)については、CG で合意に至らなかった。この点を考慮し、小委員会の審議の便のため、同要件案を提供している。 。 CG 報告の個別スケジュールの位置づけに係る要件(新 1.2 節)案も、記述が適当でない箇所があったため、代替案を示している。	我が国提案の説明に努められた。以下、適宜対処。
12/6 (リトアニア)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポイント】 。 個品危険物に関するインスペクションの結果報告	ノートされた。
12/6/1 (スウェーデン)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポイント】 。 個品危険物に関するインスペクションの結果報告	ノートされた。
12/6/2 (カナダ)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポイント】 。 個品危険物に関するインスペクションの結果報告	ノートされた。
12/6/3 (スウェーデン)	ピート(泥炭)の輸送	Related documents: None 【提案のポイント】 。 ローリーに積載したピートの運送中の事故報告(ro-ro 旅客船の甲板下積載)である。同様の事象は他の ro-ro 旅客船でも発生しており、この事故は特殊なものではない。 。 ローリーに積載したピートが、航海中に燻焼した。水で消火した。 。 専門家の調査によれば、一般的にピートは自然発火性を有してはいない(危険物には該当しない)が、一定条件下(ストックパイルの様な状態)では自己発火性を有している。 。 ピートの積載に際しては、熱源を排除することが推奨される。また、船会社はピートを危険物と同様に解放区域に積載している。	ノートされた。
12/6/4 (ベルギー)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	Related documents: MSC.1/Circ.859 【提案のポイント】 。 個品危険物に関するインスペクションの結果報告	ノートされた。
12/6/5 (カナダ)	輸送用コンテナの保守・点検	Related documents: DSC 11/6/4 and DSC 11/19 【提案のポイント】 。 危険物を収納したコンテナの落下事故(DSC 11/6/4)の原因は、コンテナ上部の吊上り部材(Corner	適宜対処 MSC に対し新規作業計画の設置を要請することとなった。

12/6/6 (オランダ)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	<p>Fittings) の変形と考えられたが、当該コンテナの重量は基準を超過していないかったことから、この変形は、事故以前に発生していたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナ検査基準 (ACEP) の見直し、または、CSC 条約に規定される状態の良いコンテナ以外は使用してはならないとの要件を SOLAS 条約第 VI/5.5 規則に追加 (CSC/Circ.134 "Guidance on serious deficiencies in containers of containers の脚注引用を含む) することを求める。</li> </ul> <p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個品危険物に関するインスペクションの結果報告</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/6/7 (ドイツ)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個品危険物に関するインスペクションの結果報告</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/6/8 (ドイツ)	CMV Punjab Senator の船上での爆発火災	<p>Related documents: DSC 1/Circ.36, DSC 11/3/9, DSC 11/19 and DSC 12/3/10 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2005 年 5 月にアジアからヨーロッパに向けて航行中のコンテナ船 "Punjab Senator" で発生した、積み荷の家庭用電気機器に使用されるアルカリ蓄電池 (ニッケル水素蓄電池) が原因と考えられる火災事故の調査報告である。</li> </ul>	DSC 12/3/10 参照	DSC 12/3/10 参照
12/6/9 (米国)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 and DSC 11/6/8 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個品危険物に関するインスペクションの結果報告</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/6/10 (チリ)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	<p>Related documents: MSC.859 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個品危険物に関するインスペクションの結果報告</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/6/11 (韓国)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個品危険物に関するインスペクションの結果報告</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/6/12 (事務局)	個品危険物に関するインスペクションの結果報告	<p>Related documents: MSC 12/6, DSC 12/6/1, DSC 12/6/2, DSC 12/6/4, DSC 12/6/6, DSC 12/6/7, DSC 12/6/9, DSC 12/6/10 and DSC 12/6/11 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各国から DSC 12 に提出された CIP の結果をとりまとめたものである。</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。
12/7 (英国)	Revised Chapter 7 of the SPS Code	<p>Related documents: DSC12/3 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DSC 11 で申し出たとおり、火薬類に限らない全てのクラスの危険物の運送に適用するための SPS</li> </ul>	適宜対処	合意された。



12/8 (ロシア)	Russian rules for safe carriage of cargoes by sea, form information and method of calculation of non-shift criterion for structuring cargoes, relevant to specialized cargoes and regional trade	<p>コードの第7章改正案を提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該船舶での使用を目的として運送される場合を除き、危険物の運送は IMDG コードの要件に従わなければならない、それ以外の危険物は IMDG コードの規定を考慮の上、安全に取り扱わなければならないと規定している。</li> </ul> <p>Related documents:  Regulations /1.2, /2 and /5 of SOLAS-74 as amended, MSC/Circ.663, MSC/Circ.745, Regulations A.862(20) Appendix 5, MSC 77/25/4, SLS.18/Circ.24, SLS.15/Circ.103, MSC 78/13/1, DSC 10/7/1, DSC 10/INF.4, DSC 10/17 paragraphs 7.5 and 7.6, DSC 10/17 paragraph 7.5 and DSC 10/19 paragraph 10.4 and 10.5</p> <p>【提案のポイント】  【経緯】 ロシアは、不定形物品のトラックの荷台上等における荷崩れ防止に関する要件の CSS Code への取り入れを提案したが、CSS Code の改正は不要(トラックの荷台等における物品の荷崩れは、CSS Code の対象外)と、DSC 10 で判断され、貨物情報及び荷崩れ防止措置については、MSC/Circular を作成すべきとされた。DSC 11 には提案が無く、議題の目標年を一年延長し、2007 年とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MSC/Circular 案として、ロシアの基準の紹介を添えている。</li> </ul>	<p>ロシアの基準の紹介であるので、特に強く反対する必要はないと考えられるが、この提案文書で紹介されている RULES FOR SAFE CARRIAGE OF CARGOES BY SEA を見ると、BC Code に記載されている貨物のうち、pig iron 及び scrap metal をばら積み貨物ではなく a discrete structure に分類し、や packaging や package 等の言葉の用法が IMDG Code と異なるなど、他の規則との整合性に問題があると考えられる。よって、MSC/Circular として回章するのではなく、BC Code の強制化を踏まえ、各種規則との表現の整合を図るべきと考えられる旨を指摘してはどうか。</p>	継続審議となった。
---------------	--	--	---	-----------

12/10 (WG 議長)	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス：DSC 11 で開催された WG の報告	<p>Related documents: DSC 11/13, DSC 11/10 resolution A.714(17), MSC/Circ.664, MSC/Circ.745, MSC/Circ.886 and MSC/Circ.1026</p> <p><b>【提案のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DSC 11 における WG の結果であり、以下の改正案等を用意した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) MSC/Circ.745 "Revised Guidelines for the preparation of Cargo Securing Manual" の改正案 (ANNEX 1) <ul style="list-style-type: none"> <li>- PREAMBLE の第 4 節を追加</li> <li>- 1.2.8 節 (Cargo Safe Access Plan) を追加</li> <li>- 第 5 章 (Cargo Safe Access Plan) を追加</li> </ul> </li> <li>(2) CSS Code の改正案 (ANNEX 2) 具体的には、Appendix 3 として CSS Code に収録されている A.533(13) "Elements to be taken into account when considering the safe stowage and securing of cargo units and vehicles in ships" の改正 (Cargo Safe Access Plan への言及) 及び新 ANNEX (ここでは骨子のみ) の追加を提案している。</li> </ul> </li> <li>なお、Appendix 4 として収録されている A.581(14) の改正案は、スウェーデン提案 DSC 11/10 "AMENDMENTS TO THE CSS CODE, Proposal on revising the Guidelines for securing arrangements for the transport of road vehicles on ro-ro ships (resolution A.581(14))" (我が国の方針：適宜対処 (合意して差し支えない) ) に基づくものであり、コンテナの安全荷役とは関係ない。</li> <li>(3) MSC/Circ.886 "Recommendation on Safety of Personnel During Container Securing Operations" の改正案 (ANNEX 3) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 表紙に一節 (経緯説明) 追加</li> <li>- ANNEX に第 6 節 (CSS Code 改正に言及) 及び第 7 節 (コンテナ固定作業の危険性に言及) を追加</li> </ul> </li> </ul> <p>CSS Code の改正案をさらに検討するための CG の設置を提案 (DSC 11 で承認済)。</p>	適宜対処	継続審議となった。
12/10/1 (英国)	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス：CG の報告	<p>Related documents: DSC 11/13</p> <p><b>【提案のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CG の報告。ANNEX 1 に CSS Code の新 Annex 案として "Guidance on providing safe working conditions for securing of containers" を示している。ガイダンス案は Cargo Safe Access and Securing Plan (CSAP) を策定するためのガイダンスであり、章立ては次のとおりである： <ol style="list-style-type: none"> <li>1: Aim</li> <li>2: Scope</li> <li>3: General <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1: Introduction</li> <li>3.2: Recommendations on safety of personnel during securing operations (MSC/Circ.886)</li> <li>3.3: Cargo Safe Access and Securing Plan (CSAP)</li> <li>3.4: Design, Operation and Maintenance</li> <li>3.5: Training</li> </ol> </li> <li>4: Safe Access and Cargo Securing Requirements</li> <li>5: Responsibilities <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1: Designers</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>	適宜対処 (ガイダンスそのものの策定には賛成。しかし、ガイダンスに船の設備 (構造) 要件が含まれており、当該要件の既存船への適用を避けるべく対応する必要がある。しかしながら、ガイダンスの取り扱い (そのステータス：強制 or あくまでガイ	継続審議となった。

		<p>5.2: Shipbuilders</p> <p>6: Design</p> <p>6.0: General Design Considerations for Shipbuilders and Ship Designers</p> <p>6.1: Lashing Platform Design</p> <p>6.2: Fencing design</p> <p>6.3: Ladder and Manhole Design</p> <p>6.4: Twistlock Design</p> <p>6.5: Lashing Bar Design</p> <p>6.6: Storage Bins and Lashing Equipment Stowage Design</p> <p>6.7: Provision of Safe Access (Design)</p> <p>6.8: Lighting Design</p> <p>6.9: Lashing Gear and Equipment</p> <p>7: Operational Procedures</p> <p>7.1: Failure to Provide Safe Lashing Stations Onboard / Carry Out Lashing by Port Workers</p> <p>7.2: Container Stowage</p> <p>7.3: Containership Condition Report</p> <p>7.4: Lashing Gear and Twistlock</p> <p>7.5: Container Deck Working</p> <p>8: Specialized Container Safety Design</p> <p>9: Reference</p> <p>Appendix: VESSEL CONDITION REPORT</p> <p>○ Appendix 2 に検討事項 (CG で合意できなかった事項) が示されている。</p>	<p>ダンス?)が曖昧であり、取り扱いに関する議論を注視しながら、適宜、強制化及び現存船への適用を反対する。</p>	
12/10/2 (ICHCA International)	<p>コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス:調査研究“コンテナ固縛作業を行う者の安全のためのコンテナ船のリスク評価”により得た結果の報告</p>	<p>Related documents: DSC 12/10 and DSC 12/10/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICHCA はCGの作業にかかわると同時に、研究事業として世界中のコンテナターミナルを対象に質問状を送りコンテナ固縛時の作業環境に関する現状調査を行った。その調査結果の要約を本文書の ANNEX として紹介する。なお、調査研究の最終報告は、10月に開催される組織内の会議にて承認を受けた後に出版される予定である。</li> </ul>	適宜対処	
12/11 12/INF.3 (ドイツ)	BCコード補足書8の改訂	<p>Related documents: DSC 12/INF.3, DSC 10/4/4, DSC 10/17 and MSC 81/25 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船上における殺虫剤の安全使用勧告 (1996 版) の BC Code への収録のための改正案を示している。基礎となる勧告は BC Code 2004 年版 (MSC.193(79)) の P392 ~ 414 に収録されている。</li> <li>○ オゾン層破壊の観点から使用が禁止される臭化メチルに関する記述の削除を提案している。</li> </ul>	適宜対処 提案文書にある勧告は、独立の MSC/Circular として強制 BC Code には含まないことを明確にし、且つ、読者の利便性のため、BC Code と同時に刊行すべき旨を指摘する。	合意された。

12/12 (日本)	SOLAS 及び 2000HSCコードに おける個品危険物 の運送に関する要 件の適用:CGの報 告	<p>Related documents: DSC 11/3, DSC 11/19, MSC 80/23/3 and MSC 81/23/5</p> <p>【提案のポイント】 括弧内の番号は、提案文書の節番号 (3-5) 概要CGへの付託事項</p> <p>CGへの付託事項 (Terms of Reference: TOR) は以下の通り。 TOR 1.1: UN 2211 及び UN 3314 の通風への防風要件の適用の検討 TOR 1.2: HSC Code 7.17 における引火点基準の改正 (61°から 60°へ) TOR 2: SOLAS 条約第 II-2 章 19.3 表の改正の検討 TOR 3: 2000 HSC Code 7.17-3 表の改正案の作成 TOR 4.1: TOR 2 及び 3 による改正の現存船への遡及適用の検討 TOR 4.2: 適合書式の標準書式に関する MSC/Circular 案の作成 (MSC/Circ.1027 の改正) TOR 5: DSC 12 への報告</p> <p>(6-8) SOLAS 条約第 II-2 章 19.3 表の改正 (TOR 2) CG では、副次危険性をも考慮することを前提とした表と、副次危険性に直接言及しない表 (MSC 81/23/5 にある表の修正版) について意見を求め、我が国提案に基づく後者の表を用い ることで合意した。</p> <p>備考 MSC 81/23/5 には、副次危険性の観点以外にも、高引火点の貨物に通風装置の防風 を要求する改正案が含まれていたが、これは、我が国の意図ではなく、DSC 11 に おいて、間違いである旨を説明した。MSC 80/23/3 では、こうした要件の適用範囲 の拡大は含まれていない。</p> <p>(9-10) 引火点基準 (TOR 1.2) SOLAS 条約第 II-2 章 19.3 表及び 2000 HSC Code 7.17-3 表における引火点基準は、60°C に変更 することで合意した。</p> <p>(11-12) UN 2211 及び UN 3314 への通風防風要件の適用 (TOR 1.2) Class 9 の二物質 UN 2211 「プラスチックビーズ等」及び UN 3314 「プラスチック成型用コンパウンド (塊状、シー ト状、縄状のものであつて引火性蒸気を発生するもの)」に通風装置の防風 (SOLAS II-2/19.3.4.2 等) を適用することで合意した。具体的には、表の当該規則の Class 9 への適用の欄に適用の印 を入れ、これに関する注釈において、これら二物質にのみ適用する案を作成した。</p> <p>(13-14) 適用表改正案の作成 (TOR 2 &amp; TOR 3) 以上に基づき、SOLAS 条約第 II-2 章 19.3 表 (Annex 1) 及び 2000 HSC Code 7.17-3 表 (Annex 2) の改正案を作成した。</p> <p>(15~22) 現存船への遡及適用 (TOR 4.1) 改正した表を現存船にも適用することについては、基本的に合意した。しかしながら、改正し た表の適用は、適合証書の改正と合わせる方が混乱がないとの理解の下、適用は「発効日から最 初の検査まで」とすることで合意した。遡及適用の方法としては、MSC/Circular よりも SOLAS 条約第 II-2 章第 1 規則の改正の方が適当との考えに合意し、SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則 (旧 第 54 規則) の改正・適用の経緯を整理したうえで (Annex 3)、SOLAS 条約第 II-2 章第 1 規則の 改正案 (Annex 4) を作成した。</p> <p>(23~26) 適合証書の標準書式 (TOR 4.2)</p>	適宜対処	SOLAS 条約及び HSCコードの改 正案が作成され た。
---------------	---	--	------	---

12/12/1 (英国)	SOLAS 及び 2000HSCコードに おける個品危険物 の運送に関する要 件の適用:CG報告 へのコメント	<p>HSC Codeの改正に経緯を整理した上で(Annex 5)、改正した表に合わせた適合証書の標準書式に関する改正 MSC/Circular の案(Annex 6)を作成した。</p> <p>(27~33) Class 4.1 物質の通風装置の防爆要件 本件はCGの付託事項にはない。</p> <p>Class 4.1の5物質について、通風装置の防爆要件(SOLAS 条約第II-2章第19.3.4.2等)の適用について意見があり、CGに図ったところ、UN 3175「固体(引火性液体を含有するもの)(10ミリリットル未満の引火性液体(容器等級がIのものを除く。))を吸収した固体物質であって、密閉された小容器に収納されたものを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。))」については適用すべきことで合意した。また、UN 2926 &amp; UN 3179については、さらに検討を要することが分かった。そのため、上記の表のさらなる改正の案を示し、小委員会に検討を求めるとにした。</p> <p>(34~36) Class 3 危険物の容器等級との関係における引火点基準の改正 Class 3 危険物の容器等級の引火点基準との整合のためのII-2/19.3表等の改正については、小委員会に検討を求めるとにした。</p>	適宜対応 (DSC 12/3/12を考慮の上検討の必要がある。)	SOLAS 条約及び HSCコードの改 正案が作成され た。
12/14 (スウェーデン)	材木運搬船のため の安全訓練コード -規則A.715(17)の 改訂の枠組み及び スケジュール	<p>Related documents: DSC 10/3/21, DSC 11/3, DSC 11/19, DSC 12/2, DSC 12/12, MSC 80/23/3 and MSC 81/23/5 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CG報告に関し次の点についてコメントする。</li> <li>要件の適用基準となる引火点の範囲をIMDGコードの引火性液体の容器等級判定基準に合わせ「<math>r &lt; 23</math>」と「<math>r \geq 23 \leq 60</math>」とするべきである。</li> <li>「<math>r &gt; 60</math>」は使用すべきではない。</li> <li>特定の国連番号の引用を行うことが問題となる場合がある。(Re-classification等)</li> </ul> <p>Related documents: Resolution A.715(17)-Code of Safe Practice for Ships Carrying Timber Deck Cargoes, 1991 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4節で、今後の審議の進め方を提案している。</li> <li>ANNEX 1に改正Codeの骨子、ANNEX 2に試験法の概要が示されている。</li> </ul>	適宜対応	コレスポnden スグループが設 立され継続審議 となった。
DSC 12/15 (IACS)	Cargo Securing Manualの承認につ いてのフォーラム及 び手順	<p>Related documents: MSC 82/24(paragraph 21.12), MSC 82/21/16 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MSC 82/21/16 "DSC - WORK PROGRAMME, Chapter VI and chapter VII of the SOLAS Convention, as amended, Form and procedure of approval of Cargo Securing Manual" に対するコメントである。</li> <li>(1) SOLAS改正ではなく、MSC/Circ.745を改正すべき。</li> <li>(2) 英語のCSMを備えるよう規定すべき。</li> <li>(3) CSMの偽造(falsification)があるとは認識していない。よって、この観点から規則を変え る前に、偽造があることを明らかにすべき。</li> <li>(4) 偽造があるとしても、MSC 81/21/16で示した方法の他に、適当な偽造防止の方法があるは ず。よって、MSC 81/21/16のANNEXにある改正案には反対。</li> </ul> <p>Related documents: CSC regulation 2.2(a) 【提案のポイント】</p>	適宜対応 MSC 82/21/16(口 シア)よりも、 DSC 12/15の方が 妥当と考えられ る。よって、IACS 案を支持して差 し支えない。	合意されなかつ た。
DSC 12/18 (ロシア)	その他の議題: 1972年安全なコン テナに関する国際	<p>Related documents: CSC regulation 2.2(a) 【提案のポイント】</p>	適宜対応	合意されなかつ た。

DSC 12/18/1 (ロシア)	<p>条約(CSC) - コンテナを検査する能力に関するCSC規定の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ CSC 条約附属書 I 第 2.2(a)規則は承認されたコンテナの所有者は、運航状況に応じた間隔で、関係締約国が定め又は承認する手続きに従い、コンテナを検査し又は検査させなければならないと規定している。</li> <li>○ 近年の状況では、新規にコンテナを所有した者がコンテナの検査に関する経験を十分に有していない場合がある。しかしながら、同規則では、保守管理の権限を所有者が有していると解釈されるため、問題となることがある。</li> <li>○ よって、同規則を以下のように改正することを提案する。</li> <li>○ “The owner of an approved container shall <del>examine the container or</del> have it examined in accordance with the procedure either prescribed or approved by the Contracting Party concerned, at intervals appropriate to operating conditions.”</li> <li>○ 本改正により、コンテナ所有者に保守管理の権限を与えるか否かは所有者の経験・能力を考慮の上、締約国政府が決定するということが明確になる。</li> </ul>	適宜対処	MSC に対し新規作業計画の設置を要請することとなった。
<p>その他の議題： 1972年安全なコンテナに関する国際条約(CSC) - Preparation of recommendations on the scope and principles of continuous examination programmes</p>	<p>Related documents: International Convention for Safe Containers (CSC), 1972, as amended, CSC/Circ.134 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CSC 条約附属書 I 第 2.2(a)規則は「承認されたコンテナの所有者は、運航状況に応じた間隔で、関係締約国が定め又は承認する手続きに従い、コンテナを検査し又は検査させなければならない」と規定している。また、同附属書第 2.3 規則は「2 項の規定による検査に代えて、CEP (continuous examination programme) が所有者によって提出された証拠により、第 2 項の規定による検査の基準に劣らない安全上の基準を満たす場合には、当該 CEP を承認することが出来る。」と規定している。</li> <li>○ 現在、第 2.3 規則の規定に基づいて多くの国で多くの CEP が承認されているが、CEP の策定及び承認に関する要件、勧告等は存在しない。</li> <li>○ よって、CEP の標準化を図る必要があり、そのための作業を行うよう提案する。</li> </ul>			

\*\*\*

## 付録 1.3 第 12 回 DSC 小委員会審議概要

### 1 会合の概要

(1) 平成 19 年 9 月 17 日～21 日（ロンドン Central Hall Westminster）

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、北朝鮮、コンゴ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リベリア、リトアニア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、クック諸島、IAEA、EC、MOWCA、ICS、ISO、IUMI、ICFTU、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、IRU、DGAC、INTERCARGO、IMarEST、WNTI、IBTA 及び VOHMA

(3) 議長等

議長：Mrs. Olga Pestel Lefevre（仏）

副議長：Mr. Juan P. Heusser（チリ）

日本からの参加者：

小磯 康（在英日本大使館）
（敬称略）
野中 秀紀（国土交通省海事局）
太田 進（独立行政法人海上技術安全研究所）
菅 勇人（(財)日本海事協会）
黒越 仁（(社)日本船主協会）
保坂 均（(社)日本船主協会（ロンドン））
八住 俊秀（日本鋳業協会）
若林 邦芳（(社)日本海難防止協会（ロンドン））
濱田 高志（(社)日本海事検定協会）
山崎 晃（(社)日本海事検定協会）

### 2 審議概況

(1) 議題の採択（議題 1 関連）

特段の議論なく、原案（DSC 12/1/Rev.1 及び DSC 12/1/Rev.1/Corr.1）のとおり採択された。DSC 12/1/1/Add.1 で示されていたタイムテーブルについては、若干修正した上で審議スケジュールの目安として合意された。

(2) 他の IMO 機関の決定（議題 2 関連）

事務局から、文書 DSC 12/2 及び DSC 12/2/1 に基づき、MEPC 55、MSC 82、FP 51、DE 50、FAL 34、BLG 11、SLF 50、MEPC 56 及び NAV 53 の決定のうち、本小委員会に関係するものについて報告があり、議長は、審議すべき内容は、関係議題で取り扱うこととした。

(3) 国連勧告との調和を含む IMDG コード及び追補の改正 (議題 3 関連)

E&T グループの報告 (DSC 12/3)

- (イ) 現行 IMDG コード (第 33 回改正) のエラッタを承認し、第 33 回改正の発効前に回章するため、引き続き開催される E&T グループにて最終案を作成することとなった。
- (ロ) IMDG コード第 34 回改正案を承認し、MSC 84 での採択のため、引き続き開催される E&T グループにて、その他合意事項と共に再度検討の上、IMDG コード第 34 回改正案を準備することとなった。
- (ハ) E&T グループの指摘に基づき、Excepted quantities 規定の IMDG コードへの取り入れにより生じる問題について検討が行われ、下記の事項を合意した。

(a) 輸送書類

輸送書類の作成は危険物を安全に輸送するために非常に重要であり、如何なる量の危険物についても免除しないことを合意した。

(b) 危険物運送船要件の適用

少量危険物には防火に関する危険物運送船要件 (SOLAS 条約第 II-2/19 規則) の適用免除が規定されていることから、少量危険物よりも少量である Excepted quantities についても同様に適用を免除することを合意した。

(c) コンテナへの海洋汚染物質マークの表示

ドイツ、日本等から、少量危険物と同様、海洋汚染物質の積載要件を遵守するために表示が必要であるとする意見があったものの、オランダ、米国、英国等多くの国がコンテナへの表示も免除すべきであると主張し、検討の結果、コンテナへの海洋汚染物質マークの表示は免除することを合意した。

個別の提案について

- (イ) 陸上作業員への教育訓練要件の強制化 (DSC 12/3/1、DSC 12/3/3、DSC 12/3/17)

陸上作業員の規則の理解及び認識不足に起因する危険物事故及び規則違反が数多く報告されていることから、危険物運送に係る全ての陸上作業員に教育訓練を強制化すべきであるとの英国及び ICHCA 提案については、パナマ、キプロス、中国が陸上作業員への教育訓練の強制化を海上運送規則である IMDG コードにて規定することには問題があるとの指摘をする一方、スイス、リベリア、米国、オランダ、フランス、ノルウェー等の大多数の国及び ICS 等の非政府機関から全面的に賛成する旨の意思表明があったところ、陸上作業員への教育訓練要件の強制化を合意し、E&T グループで教育訓練要件に関する IMDG コードの改正案を準備することとした。

- (ロ) 例外規定 (DSC 12/3/4)

主管庁から特定の要件の免除を受けた者は、危険物の運送開始前に当該免除に関し関係各国の主管庁に報告し、免除に対する同意を得なければならないとする IMDG コード第 7.9.1.1 項の規定を、荷出し国、荷受け国及び旗国の 3 カ国への報告及び同意手続きに改正すべきとする CEFIC 提案については、その趣旨は検討に値するとされたものの、第 7.9.1.1 項の規定を 3 カ国合意に変更することには問題あるとの意見が多く、引き続き開催される E&T グループ及び小委員会の次回会合 (DSC13) で引き続き検討することとなった。

- (ハ) CTU への収納ガイドラインの IMDG コードとの調和 (DSC 12/3/6)

CTU への収納ガイドラインを現行の IMDG コード第 33 回改正版の内容と一致するよう改正すべきとするドイツ提案については、改正が必要であるものの、小委員会の



作業計画に当該作業が含まれていないことから、委員会に対し新規作業計画の設置を要請することを合意した。

(二) くん蒸コンテナ (UN 3359) (DSC 12/3/9)

IMDG コード第 5.4.4.2 項の規定中の表現「輸送書類」は危険物コンテナ明細書を連想させるため、くん蒸中のコンテナ (UN 3359) の運送書類としては適当でないにもかかわらず同明細書が利用されている。よって、「輸送書類」を積荷の品名を記載する書類である「船積書類」に変更すべきとするベルギー提案については、くん蒸コンテナに関する要件の見直しが国連危険物輸送専門家小委員会で行われており、ベルギーに対し同小委員会の検討結果を待って次回会合 (DSC 13) に再度提案するよう要請した。

(ホ) ニッケル水素電池の積載及び隔離 (DSC 12/3/10)

適切な包装及び保護が施されたニッケル水素電池の本船上の熱源付近への積載が原因で発生した火災事故の報告をもとに、ニッケル水素電池 (UN 3028) の特別要件 SP304 に熱源からの隔離を含む特別な積載要件を追加すべきとするドイツ提案については、同様の提案が国連危険物輸送専門家小委員会に提出されており、同小委員会での審議結果を待ち、次回会合で再度検討することとした。

(ハ) IMDG コード第 2.9 章及び第 2.10 章の編集上の修正 (DSC 12/3/13)

環境有害物質と海洋汚染物質の区別を明確にするために IMDG コード第 2.9 章及び 2.10 章を改正すべきであるとする英国提案については、特別要件 SP179 の割り当てを修正することで対応が可能であり規則本文の修正は必要ないとの指摘があり、合意されなかった。なお、小委員会は E&T グループに対し、SP179 の割り当てに関し検討を行うよう指示した。

(ト) パッキングインストラクション P001 中の追加規定 PP1 の削除 (DSC 12/3/16)

UN1133、UN1210、UN1263 及び UN1866 に関して、パッキングインストラクション P001 中の追加規定 PP1 が少量危険物規定と類似しているために利用者が混乱するので、追加規定 PP1 を削除すべきとする韓国提案については、発言したほぼ全ての国が輸送に与える影響が大きいとして反対した上、この規定は他の輸送モードにも関係する規定であるので国連危険物輸送専門家小委員会に提案すべきものであることを確認した。

(チ) 以下の事項については原則合意し、引き続き開催される E&T グループにて IMDG コード第 34 回改正案に取り入れるための修正等が行われることとなった。

(a) Tampico Fibre の危険物 (植物繊維: UN 3360) からの除外 (DSC 12/3/2: メキシコ)

(b) 海洋汚染物質の正式品名 (DSC 12/3/7: ドイツ)

(c) 過硝酸カリウム (UN 1942)、過硫酸ナトリウム (UN 1505) 及び過硫酸アンモニウム (UN 1444) の隔離 (DSC 12/3/8: ドイツ、DSC 12/3/15、DSC 12/INF.8: 米国)

(d) IMDG コード中への INF コードの引用の取り入れ (DSC 12/3/11: フランス)

(e) 引火性液体 (クラス 3) の積載 (DSC 12/3/12: フランス)

(f) 海洋汚染物質に関する規定の変更を周知する DSC サーキュラー案 (DSC 12/3/14: 英国)

(g) IMDG コード中の第 2.10 章 (海洋汚染物質) の適用のためのガイドラインに関する DSC サーキュラー案 (DSC 12/3/18: 事務局)

(4) 固体ばら積み貨物の性状評価を含む BC Code の見直し(議題 4 関連)、固体ばら積み貨物の安全実施基準の強制適用(議題 5 関連)

プレナリーでの審議(WG 設置前)

議長より、内容を考慮して、前回 DSC 11 の WG (Working Group) での報告、CG (Correspondence Group) の検討結果(DSC12/4/4、5、6、7、8、9 及び 10) 及び注意事項及び通風(DSC 12/4/17)、BC コード改正案へのコメント(DSC 12/4/18)、BC コードに記載されていない貨物に関する要件(DSC 12/5)、DRI の運送(DSC 12/4/1、2、3、11、12、13 及び 14 並びに DSC/INF.4、5 及び 6) の順番で審議を行う旨の提案があり、これに基づきプレナリーで審議が行われた。

(イ) DSC 11 で開催された WG の報告(DSC 12/4)

特段のコメントは無く、DSC 11 の WG レポートを了承した。

(ロ) CG の報告書：SOLAS 条約及びコードの改正案(DSC 12/4/4)

BC コード強制化に関する SOLAS の改正等については、WG で審議することとなった。また、BC コードの内容(規定する項目)について合意し、第 1 節及び第 2 節の表題を"General provisions and definitions" 及び "General carriage precautions" とすることとした。

(ハ) CG の報告書：前文及び第 1 節から第 3 節(DSC 12/4/5)

(a) 未査定固体ばら積み貨物の積載に関しては、すべての貨物に対して 3 カ国間合意が必要とする(ベルギー、カナダ、ドイツ、オランダ及びロシア)と、危険物のみ 3 カ国合意が必要とする(バハマ、キプロス、ギリシャ、日本、マーシャル諸島、パナマ、韓国、米国、ベネズエラ及び ICS) に意見が分かれ、また、状況を調査してから判断すべき(ノルウェー、スペイン及び英国)との意見も出された。審議の結果、危険物は 3 カ国合意が必要であるとし、他の貨物については WG で審議することとなった。

(b) "Non cohesive material" の定義については、Co-ordinator 案を採用することを合意した。

(c) 第 2 節、第 2.1.1 規則の追加記載提案については、これを削除することで合意した。

(d) 第 3 節、第 3.5.5 規則の“空気で薄められない”の記載の必要性は WG で審議することとした。

(e) 第 3 節、第 3.2.4 規則の閉囲区域への立ち入りに関する規定に関しては、誤解を招く部分もあり、WG で審議することとした。

(f) 他の確認事項については、CG 案を合意し、前文及び第 1 節から第 3 節の最終案を WG で作成するように指示した。

(ニ) BC コードに記載されていない貨物に関する要件(DSC 12/5)

提案文書を変更すること無く、合意した。

(ホ) CG の報告書：第 4 節から第 8 節(DSC 12/4/6)

(a) 貨物情報のフォーマットは WG で審議することとした。

(b) スタンダード・サンプリングのリストは、削除せずに残すべき(ギリシャ、ノルウェー、ICS 及び INTERCARGO)との意見があり、WG で審議することとした。

(c) トリミング要件に関する確認事項については、WG で審議することとした。

(d) 第 8 節、第 8.2 規則の記載を残すことで合意し、第 4 節から第 8 節の最終案を WG で作成するように指示した。

(ヘ) CG の報告書：第 9 節から第 13 節(DSC 12/4/7)

- (a) 第 13 節の硝酸アンモニウム、硝酸アンモニウム肥料に対する規定を削除すべきとする CEFIC 提案は、前回、既に検討済みである（オランダ及び米国が指摘）ので、受け入れられないことで合意した。
- (b) IMDG コードの引用についての問題があるとの意見（オランダ及びノルウェー）があり、WG で審議することとした。
- (c) 第 13 節については、後で審議することとしたが、その他については CG 案を合意し、WG に第 9 節から第 13 節の最終案を WG で作成するように指示した。
- (ト) CG の報告書：シードケーキの分類、説明、性状、危険性、積付及び隔離、船倉清浄性、天候に関する注意、積荷及び非常措置指針（DSC 12/4/8）
  - (a) シードケーキ（UN 1386 (b)）については、本文を残すこと、ILMENTITE SAND については CG 案を合意した。また、TAPIOCA については提案文書が提出されておらず、WG で審議することとした。
  - (b) 「Discharge」の用語の使用に問題があるため「Unloading」を用いるべき（ドイツ）との意見があり、WG で審議することとした。また、DRI については、追って検討することとした。
  - (c) その他の審議項目については、基本的に合意し、WG で詳細審議することとした。
- (チ) CG の報告書：注意事項及び通風（DSC 12/4/9 及び DSC 12/4/17）
  - (a) CEFIC 提案（DSC 12/4/17）については、ICS から反対意見があり、WG で審議することとした。
  - (b) PRECAUTIONS のテキストに関しては、基本的に合意し、詳細については他の審議項目とともに WG で審議することとした。
- (リ) CG の報告書：運送、揚荷役、清掃及び付録（DSC 12/4/10）
  - (a) 風雨密の要件に関しては、特に注意すべき要件であり残すべき（ICS）との意見があり、詳細は WG で審議することとした。
  - (b) 温度計測要件については、表面温度計測と温度計測の違い等が明確でない（ICS）との意見があり、詳細は WG で審議することとした。
  - (c) その他の審議項目については基本的に合意し、詳細は WG で審議することとした。
- (ヌ) BC コード改正案へのコメント（DSC 12/4/18）
  - 提案内容については WG で詳細審議することとした。
- (ル) DRI 運送（DSC 12/4/1、2、3、11、12、13、14 及び DSC/INF.4、5、6）
  - (a) DRI 関連の提案文書すべての説明後、審議を行った。
  - (b) 審議の重要項目であるイナートニングの必要性に関しては、DRI (b) 及び DRI Fines には必要とする国（フランス、マーシャル諸島、ノルウェー、英国及び ITF）が多い一方で、ベネズエラは試験結果に基づき不要との立場であり、また、ベルギーから更に詳細な情報を与えるべきとの意見も出され、最終的には、WG で詳細審議することとした。

#### WG での審議

- (イ) BC コード強化に関する SOLAS 条約及び INF Code の改正案を、DSC12/4/4 ANNEX I 及び ANNEX II に若干の修正を加え作成した。
- (ロ) DSC 12/4/4 の未査定固体ばら積み貨物の積載に関しては、検討の結果、グループ A 及びグループ B に分類される貨物については 3 カ国間合意とし、グループ C については、積荷港当局の査定（結果を揚荷港当局、船籍国に通知する）で積載可能とした。また、どちらの場合も BC コードへの貨物追加のため IMO に一年以内に通知を行うこ

ととした。3カ国間合意が必要な分類は多少増加したが、基本的に日本提案に沿ったものとした。

- (ハ) 米国より、IMDGコードの関連サーキュラーをBCコードに追補として添付、又はサーキュラー番号を示すことが使用者に役立つとの提案があり、内容を調査して検討することとした。
- (ニ) TAPIOKAのグループ変更については、クライテリアが不明確なために判断できないとの理由により、物性等のデータの提出を待って審議することとなった。
- (ホ) CGの報告書(DSC 12/4/4からDSC 12/4/10)のテキストについては、語句の修正等を加えた。また、日本が、現在のテキストでは解釈が不明な部分があり、解釈次第では石炭を含む特定の貨物が通常のバルクキャリアのいくつかの貨物艙に積載できないことが予想されるとの理由により追加の見直しの必要性を指摘したところ、温度計測方法、DRIのスケジュール、隔離要件等の検討が今後必要であるとされた。
- (ヘ) BCコード改正案へのコメント(DSC 12/4/18:日本)は、審議の時間がなく完全には検討されなかったが、他の文章審議の際、いくつかの関連部分(パラ7、11、13、15、17)が審議され、これら提案が受け入れられた。
- (ト) DRIの積載要件に関しては、DRI(B)及びDRI-FINEに対して、イナーティングによる運送が必要かとの論議があり、不要とするベネズエラと必要とするマーシャル諸島、フランス、英国等に分かれた。結果、DRI(B)は引き続き審議を継続することとなり、DRI-FINEについてはベネズエラがイナーティング不要の根拠を次回会合で示すこととなった。
- (チ) 自己荷役装置を有する船舶による石炭の運送に関する要件の改正(DSC 12/4/15:カナダ)、成形された硫黄の分類(DSC 12/4/16:ドイツ及びカナダ)及び注意事項及び通風(DSC 12/4/17:CEFIC)については、審議時間がなく、審議されなかった。
- (リ) 以上により、今後のBCコードの見直しのためのCGの必要性、次回MSCでのWGの必要性を示し、プレナリーに報告することとした。

#### プレナリーにおける審議(WG後)

- (イ) BCコード強化に関するSOLAS条約及びINFコードの改正案は合意され、承認のためMSC 84に送付することとした。
- (ロ) BCコードのテキストに関しては、オーストラリア、ギリシャ及びICSからテキスト全体の調査のために時間が必要、また、ドイツ、マーシャル諸島及びベネズエラからDRIに関する審議が終わっていないため今後も継続審議が必要との意見が出された。これに対し議長は、BCコードが作成されて10年以上経っており基本的に問題ないこと、今回のテキストをMSC 84に承認要請したい旨の発言があった。
- (ハ) 審議の結果、小委員会は、以下の点については採択前に更なる改正が行われることを前提として、改正案に合意し、承認のためMSC 84に送付することとした。
  - (a)還元鉄の個別スケジュール(個別の貨物に適用される要件)
  - (b)非危険物の硫黄の個別スケジュール
  - (c)重力式セルフアンローダー船に関する要件
  - (d)石炭及び褐炭ブリケット(Brown Coal Briquettes)の個別スケジュール

また、DRIについてはマーシャル諸島をCo-ordinatorとしてCGを設置することとした。

上記の点については、DSC 13 にて検討を行い、BC コード採択予定の MSC 85 に修正案を提出することとした。

- (二) BC コードは“LIVING DOCUMENT”(定期的に見直す規則)とすることで合意した。
- (ホ) 上記の結果、見落としの修正等を若干加え、WG の報告書を承認した。

(6) **海難・事故報告及びその分析(議題6 関連)**

危険物を収納したコンテナの検査(CIP)の結果報告

DSC 12/6(リトアニア)、DSC 12/6/1(スウェーデン)、DSC 12/6/2(カナダ)、DSC 12/6/4(ベルギー)、DSC 12/6/6(オランダ)、DSC 12/6/7(ドイツ)、DSC 12/6/9(アメリカ)、DSC 12/6/10(チリ)、DSC 12/6/11(韓国)に基づき、CIP(コンテナ検査)の結果報告が行われた。

前回のDSC 11/6/10による2006年の報告では、合計25,284のコンテナが検査され、7,979のコンテナ(32%)、8,574の欠陥(34%)があったが、2007年については合計34,416のコンテナについて実施され、8,319のコンテナ(24%)、10,606の欠陥(30.8%)があったことが、DSC 12/6/12(事務局)で報告された。

これらのデータを活かすための効果的な調査方法を追求する必要性が指摘され、提出のあった国に対する謝辞、及び欠陥の割合が高かった標札及び標識(40%)やコンテナ内の収納方法(19%)をはじめ IMDG コードの遵守意識の欠如に対する懸念が表明された。

また、小委員会はCIPの結果を提出していない国に、MSC.1/Circ.1202に従って結果を提出するよう要請した。

個別事項

ピート輸送中の事故報告(DSC 12/6/3:スウェーデン)、コンテナの保守・点検の提案(DSC 12/6/5:カナダ)、蓄電池による火災事故の報告(DSC 12/6/8:ドイツ)については、議題3及び議題18で議論された。

(7) **SPS(特殊目的船)コードの見直し(議題7 関連)**

英国が提出した全クラスの危険物輸送を対象としたSPSコード第7章改正案(DSC 11/9)を検討し、特段の意見はなく同提案を承認した。

(8) **貨物の積付と固定に関する安全実施基準の改正(議題8 関連)**

本議題は、DSC 10において、ロシアより提案された不定形物品のトラック荷台上等における荷崩れ防止に関する要件のCSS Codeへの取入れが検討された結果、本提案内容はCSS Codeの対象外であり改正は不要と決定されるとともに、貨物情報及び荷崩れ防止措置についてはMSC Circularを作成すべきとされていた。また、DSC 11には提案文書が無かったため、本議題にかかる作業目標年が1年延長され今次会合(2007年)とされていた。

今回、ロシアより、安全な海上輸送のための貨物情報および荷崩れを防止するための計算方法に関する国内基準を紹介する文書(DSC 12/8)が提出され、議長より、本件はロシアの国内規則をMSC Circularとして回章するか否かの問題であるとの説明がなされた。

カナダ及びノルウェーは、ロシアへの寄港船に対する注意喚起としてMSC Circularの回章を支持した。これに対してICSは、反対は出来ないとした上で、各国の国内規則を回章されるのは困ると述べ、これをギリシャが支持した上で、MSC Circularではない別の方法を考えるべ

きとの意見を述べた。これをドイツ、パナマ、スペイン、米国及び IACS が支持した。

審議の結果、多数の国が情報の有用性を認めたものの、MSC Circular として回章することについては否決し、MSC Circular に代わる情報周知方法について、WG で審議することとした。WG で検討した結果、次の 3 案を取りまとめ、プレナリーの判断を求めることとなった。

SLS Circular による方法。

各国規則の情報に関する DSC Circular による方法。各国主管庁より情報を収集し事務局による定期的な更新を行う。

事務局に対して、本件に関する主管庁から提出された全ての情報の収集、維持、更新を図るために、世界的な総合海運情報システム（Global Integrated Shipping Information System：GISIS）の中に盛り込み、一般からのアクセスに供するよう指示する。

プレナリーにおいて、バハマ及びロシアが、周知方法については、事務局の負担を出来るだけ軽減する必要があることから、上記 案を支持した。これに対し、ギリシャ及びパナマが GISIS を使用するためには、システムの変更が必要となり、費用的な負担が大きくなるとの理由で、上記 案を支持した。

審議の結果、議長より、本件については今次会合で最終化する必要は無く、事務局が上記 3 案をそれぞれ検討し、最も適切な方法を DSC 13 に報告するとの説明があり、小委員会はこれに合意した。

(9) **BLU Code の穀類への適用拡大（議題 9 関連）**

DSC 11 での合意に従い、本議題に関する検討は BC コード強制化作業の終了を待って、次回会合にて行われることとなった。

(10) **コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス（議題 10 関連）**

コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関して DSC11 で設置された WG での検討結果（DSC 12/10）が英国（WG 議長）より報告され、同報告にある小委員会への要請事項について検討を行った。

貨物固定マニュアル（CSM）策定のための指針（MSC/Circ.745）の改正

コンテナ固縛時の安全作業環境を整備するため、“Cargo Safe Access Plan（CSAP）”を新たに標記指針案に追加することが提案されていた。同改正案に対しては、特段の反対も無くプレナリーで合意した。なお、合意された同改正については、承認のため MSC 84 に送付される予定となっていたが、今次会合で設置された WG において、一部修正が加えられるとともに MSC への送付は本議題に関する全ての検討が終了するまで延期することが合意され、プレナリーもこれを承認した。

コンテナ固縛のための安全な作業環境に関する規定の強制化

コンテナ固縛のための安全な作業環境に関する規定を SOLAS 条約の下で強制化する件については、日本がここで言う「規定」は何を想定しているのか不明であることを指摘したところ、WG 議長より具体的な検討はしていないとの回答があった。ノルウェーは、Cargo Securing Manual（CSM）策定のための改定指針（新たに 5 章として Cargo Safe Access Plan = CSAP が追加されている）を強制化するのか、そうであるならコンテナ船のみでなく全船に適用するのか、と指摘した。また、ギリシャは、本議題についての強制化に関する議論は MSC より要請されていないこと等を指摘し、この発言を基本的にパナマ及び ICS が支持した。

一方、ドイツは細部については検討を要するが、見直しを図ればコンテナ船に対する強制化は可能と述べた。

以上の結果、MSC からの要請が無い以上、強制化の検討は行わないことを合意した。  
CSS Code の改正

貨物輸送ユニット及び車輛の安全な固縛の際に考慮すべき要素に関する CSS Code Appendix 3 の改正を合意し、MSC に送付することとした。

コンテナ固縛作業中の作業員の安全についての勧告の改正に関する MSC Circular (案) 承認のため MSC 84 に送付することを合意した。

コンテナ固縛時の安全な作業環境に関する指針案 (DSC 12/10/1) 及びコンテナ固縛作業を行う者の安全のためのコンテナ船のリスク評価結果 (DSC 12/10/2)

コンテナ固縛時の安全な作業環境に関する指針案 (CSS Code の New ANNEX) について、DSC 11 で設置された WG 及び同 WG に引き続いて設置された CG での検討結果 (DSC 12/10/1) が英国 (CG 議長) より報告され、コンテナ固縛作業を行う者の安全のためのコンテナ船のリスク評価結果に関する ICHCA 提案 (DSC 12/10/2) とともに WG で検討することとなった。

WG では、CG で検討された指針案について、逐条審議が行われた。

審議において、IACS より、同ガイダンスは CSAP 策定のための指針となっており、CSAP は図面であることから、訓練要件は不要との意見があり、一旦削除されることとなったが、ICHCA の強い反対があり、結果、WG ではそのまま残すこととなった。

また、同ガイダンスには、作業スペースの広さ、ラッシングブリッジの幅、ハンドレールの高さ等の設計基準が規定されており、既存船では改造が必要となり、また新造船においても設計の変更が必要となる場合がある。

特にハッチカバー上のコンテナ (20ft) 間の作業スペースについては、構造上の問題があることから、日本が、規定された広さを確保することは非常に困難であり、造船業界とも相談の上、検討する必要がある旨指摘したところ、船舶によっては、適合できないことが十分に予想されるが、本ガイダンスはあくまで勧告であり、また新造船のみを対象にしているとの回答が WG 議長よりあった。

設計基準に関する問題については、ノルウェー、パナマ、英国及び ICS も懸念を表明しており、ステートメントとして WG レポートに記録された。

WG では本指針案の見直しについては概ね終了したが、更に詳細な検証が必要であることが確認され、今次会合では最終化せず、次回会合 (DSC 13) において最終化することを合意した。

また、今後の検討については、CG を設置せず、DSC 13 において WG で引き続き検討を行うことを小委員会に提案することとした。

プレナリーにおいて、最終化の延長及び DSC 13 での検討方法について、特段の反対もなく合意された。

#### (11) 船内における殺菌殺虫剤の使用に関する勧告の見直し (議題 11 関連)

DSC 11 において、英国から提出されたコンテナのくん蒸に関する必要な情報を包括的に取りまとめた提案 (DSC 11/14) の検討が行われ、同提案の内容が概ね合意されると共に、ドイツから、ばら積み貨物を対象としたくん蒸に関する提案文書を今次会合に提出する予定であることが報告されていた。

BC コード補足書 8 の改訂 (DSC 12/11、DSC 12/INF.3)

今回、ドイツより BC コード補足書 8 の改訂として、船上における殺虫剤の安全使用勧告の改正案が提出され、検討を行った。

プレナリーにおいて、同提案にある臭化メチルに関する項目の削除については、現在、くん蒸剤として臭化メチルが多用されており、それに代わるくん蒸剤がないことから、削除することは時期尚早であるとの意見があり、削除しないことを合意した。また、カーゴスペース以外におけるげっ歯類の管理に関する項目について削除することを合意した。

DG (Drafting Group) の報告

DG においては、英国提案及びドイツ提案に基づき、それぞれコンテナ及びばら積み貨物ホールドのくん蒸剤 (殺虫剤) の安全使用勧告について検討が行われ、両改正勧告案を作成した。また、コンテナのくん蒸に関する勧告を IMDG コードの付録とすること、ばら積み貨物ホールドに関する勧告を BC コード及び GRAIN コードの付録とすることを小委員会に推奨することとした。

プレナリーにおいて、両改正勧告案が承認され、また DG からの推奨である各コードの付録とすることについても合意された。

なお、英国は DSC 11/14 において、関係者への注意喚起を促進するためマトリックスを作成しており、IMO パブリックウェブに掲載することを要請していた。本件については、MSC に対し、IMO パブリックウェブに掲載することを要請することとした。また、ノルウェーより、貨物ホールド以外におけるくん蒸剤 (殺虫剤) の安全使用勧告を検討すべきとの意見があったが、議長より本議題は今次会合で終了しないこと、必要であれば次回会合で検討できる旨説明があった。

## (12) SOLAS 条約及び 2000HSC Code における個品危険物に関する要件の適用 (議題 12 関連)

概要

本議題は、日本提案により前回会合より開始された議題であり、日本を Co-ordinator とする CG で、改正案を検討してきた。今次会合には CG 報告 (DSC 12/12) の他、引火点のクライテリアの修正等に関する英国提案が提出された。

小委員会は、一部危険物の積載区分を改正することを前提に、SOLAS 条約第 II-2 章及び 2000HSC コード第 7.17 節の改正案及び危険物運搬船適合書の標準書式を含む MSC Circular の改正案を作成した。これら改正案は、検討のため FP 52 に送付される。

以上により、本議題を終了した。

SOLAS 条約第 II-2 章の改正

今次会合で小委員会が合意した SOLAS 条約改正案の概要は以下のとおりである。

### (1) 19.3 表の改正 (第一段階)

IMDG コードの容器等級の区分に合わせて、引火点のクライテリアを「23 度未満及び 23 度以上」とした。

要件の適用を定めるための危険物の区分を 20 種類から 23 種類に増やした。

副次危険性 Class 2.1 を有する Class 2.3 の危険物 (毒性・可燃性ガス)、引火点 23 度未満の Class 4.3 の液体 (水反応性可燃性・引火性液体) 等に、19.3.2 規則 (発火源の排除) 及び 19.3.4.2 規則 (機械式通風の防爆) が適用されることを明確にした。



引火性液体への規則の適用にならって、引火点が 23 を超える Class 6.1 の液体（毒性・引火性液体）及び Class 8 の液体（腐食性・引火性液体）に適用されていた機械式通風の防爆（19.3.4.2）要件を、これらの物質に適用しないことにした。この点については、DSC 小委員会は FP 小委員会に検討を要請することに合意した。

Class 9（有害性物質）のうち、可燃性蒸気を発生する物質に 19.3.2 規則（発火源の排除）及び 19.3.4.2 規則（機械式通風の防爆）を適用することにした。

副次危険性 Class 6.1 を有する Class 8 の液体（腐食性・毒性液体）には、引火点に関わらず、19.3.5 規則（ビルジ排出の安全）を適用することにした。

引火点 23 度未満の Class 4.3 液体に、19.3.2 規則（発火源の排除）、19.3.4.2 規則（機械式通風の防爆）及び 19.3.5 規則（ビルジ排出の安全）を適用することにした。

(II) 19.3 表の改正（第二段階）

副次危険性 Class 2.1 を有する Class 2.3 の危険物（毒性・可燃性ガス）、引火点 23 度未満の Class 4.3 の液体（水反応性可燃性・引火性液体）は、IMDG コードを改正して甲板下積載を禁止するとの仮定の下、暴露甲板及び解放型 ro-ro 区域への積載には適用されない 19.3.3 から 19.3.5 規則は、これらの物質には適用しないとの代替改正案を作成した。なお、小委員会は、この案を採用し、現行 IMDG コードで甲板下積載を認めている危険物（UN 1082 及び UN 3399 容器等級 I 並びに容器等級 II）の積載区分の変更及びこれら種類の危険物の甲板下積載禁止要件の作成について、E&T グループに検討を指示した。

(III) 19.1 表の改正

現行規則では、閉囲された貨物輸送ユニットに入っている場合、Class 4（可燃性物質類）及び Class 5.1（酸化性物質類）には、19.3.4 規則（機械式通風）が適用されないが、同規則を適用しないのは固体に限り、Class 4 及び Class 5.1 の液体は、閉囲された貨物輸送ユニットに入っている場合、同規則を適用することにし、換気回数は毎時二回まで減じられることとした。

(IV) 第 2 規則の改正

19.1 表及び 19.3 表の改正を現存船に適用するための第 2 規則（適用）の改正案を作成した。

2000 高速船コード第 7.17 節の改正

SOLAS 条約の改正案に相当する要件の適用に関する表（7.17-1 表及び 7.17-3 表）の改正案を作成した。

危険物の運送に関する MSC Circular 案

上記 SOLAS 条約第 II-2 章及び 2000HSC コード第 7.17 節の改正に対応した危険物運搬船の適合証書を含む、MSC Circular 案（MSC/Circ.1027 及び MSC/Circ.1148 は廃止）を作成した。

今後の予定

E&T グループによる検討の結果、現行 IMDG コードで甲板下積載を認めている、副次危険性 Class 2.1 を有する Class 2.3 の危険物（毒性・可燃性ガス。UN 1082）及び引火点 23 度未満の Class 4.3 の液体（水反応性可燃性・引火性液体。UN 3399 容器等級 I 並びに容器等級 II）の積載区分が変更され、これらの種類の危険物の甲板下積載を禁止する要件が作成された場合、これに対応する SOLAS 条約及び 2000HSC コードの改正案が採用される。

採用された改正案は、IMDG コードとの調和を図る目的で、MSC 84 での採択（発効）

2010年1月1日)のため、MSC 83に承認を求めることとなった。

本議題はDSC小委員会の作業計画から削除された。

(13) **保護衣のガイドライン(議題13関連)**

文書が提出されていないことから、本議題に関する検討は次回会合にて行われることとなった。

(14) **甲板積み木材運搬船に関する安全実施規則の見直し(議題14関連)**

甲板上での木材の運送はthe Code on Safe Practice for Ships Carrying Timber Deck Cargoes (resolution A.715(17))以下、「Timber Deck Code」によって規定されているが、MSC 82/21/14(スウェーデン)により、安全、合理的、効果的に改正することが提案されたことを受け、2010年の施行を目標に本小委員会の優先事項として議題に加えられている。

DSC 12/14では、その枠組み及び今後のスケジュールがスウェーデンから提案され、合意されるとともに、Timber Deck Code改正のCGが設立された。CGへの委任事項は以下のとおりである。

安全と効率性の確保のために、新たに必要となる事項に注意し、Timber Deck Codeを再検討する。

形式改正が必要となる、関連するサーキュラー及び決議を特定する。

DSC 13での議論のため、Timber Deck Codeの改正草案を作成する。

DSC 13にレポートを提出する。

(15) **貨物固定マニュアルの書式及び承認手続き(議題15関連)**

本件は、MSC 82においてロシア提案(MSC/21/16)を受けて本小委員会の作業項目に加えられた。同提案に対し、IACSより反論文書(DSC 12/15)が提出され、検討した結果、マーシャル諸島、オランダ、ノルウェー等がIACS文書を支持し、ロシア提案を支持する国は無かった。

この結果、CSMの偽造防止のためにSOLAS条約を改正すべきとするロシア提案については、CSMの内容を検証する方法は幾らでもあることから否決した。また、作業言語が英語以外の場合は英語への変換が必要であるとするIACS提案については、WGにおいて検討した結果、同提案に合意した。

しかしながら、WG前のプレナリーにおいて、英語の他、仏語、西語も認めるべきことが確認されていたことから、議長はプレナリーにおける合意事項と合わないと主張した。

議長の主張に対し、中国、ノルウェー等が国際的に海運港湾業界においては英語が使用されており、CSMについても英語に限定すべき旨主張したが、英語、仏語、西語のいずれかとすることとした。しかしながら、CSM作成のためのガイドラインについて、議題10にて取り扱ったとおり、次回DSC13にて検討することとなっているため、具体的なアクションは次回検討することとなった。

(16) **作業計画及びDSC13の議題(議題16関連)**

MSC 83に承認のために送られる次回会合の議題及びWG/DGは以下のとおりである。

議題1 議題の採択

- 議題 2 他の IMO 機関の決定
  - 議題 3 危険物輸送についての UN 勧告と IMDG コードの調和を含む IMDG コード及び付録の改正
    - IMDG コードと国連勧告の調和
    - IMDG コード及び付録の 35-10 改正
  - 議題 4 固体ばら積貨物の性質評価を含む BC コードの改正
  - 議題 5 事故報告及びその分析
  - 議題 6 CSS コードの改正
  - 議題 7-1 BLU (ばら積船安全荷役) コードの穀類への適用拡大
  - 議題 7-2 コンテナ固定時の安全作業環境を提供するための指針
  - 議題 8 船内での殺虫剤の安全な使用に関する勧告の見直し
  - 議題 9 保護衣の指針
  - 議題 10 甲板積木材運送の安全実施基準の見直し
  - 議題 11 貨物固定マニュアルの書式及び承認手続き
  - (議題 12 CSC 条約の改正)
  - (議題 13 貨物輸送ユニットへの収納のためのガイドラインの見直し)
  - 議題 14 作業計画と DSC14 の議題
  - 議題 15 2009 年の議長及び副議長の選出
  - 議題 16 その他
  - 議題 17 海上安全委員会への報告
- WG/DG
- 1 : BC コードの改正
  - 2 : 船内での殺虫剤の安全な使用に関する勧告の見直し
  - 3 : 甲板積木材運送の安全実施基準の見直し
  - 4 : 保護衣の指針
  - 5 : 貨物輸送ユニットへの収納のためのガイドラインの見直し
  - 6 : コンテナ固定時の安全作業環境を提供するための指針

(17) **2008 年の議長及び副議長の選出 (議題 17 関連)**

MSC の手続き規則に従って、2008 年の議長及び副議長には、それぞれ現職の Mrs. Olga Pestel Lefevre (仏) 及び Capt. Juan P. Heusser (チリ) を再選した。

(18) **その他の議題 (議題 18 関連)**

コンテナの検査能力に関する CSC 条約規定の明確化 (DSC 11/18)

コンテナの検査権限を明確にするために CSC 条約附属書 I 第 2.2 (a) 規則の改正が必要であるとしたロシア提案については、現状のシステムが十分に機能しており、規則の改正は必要ないとの意見が大勢を占め、検討を行わないことを合意した。

CSC 条約 : ACEP システムの見直し (DSC 12/6/5 及び DSC 12/18/1)

CSC 条約附属書 I 第 2.3 規則に規定された Continuous Examination Programme (CEP) の実施基準の見直し及び標準化に関するカナダ提案及びロシア提案については、検討の必要性を合意し、MSC に対し、CEP の見直しに関する新規作業計画の設置を要請することとした。

\*\*\*

## 付録 1.4 DSC 小委員会 E&T グループ審議概要

### 1 会合の概要

- (1) 期間：平成 19 年 9 月 24 日～28 日（ブリュッセル：ベルギー運輸省）
- (2) 参加国又は機関：ベルギー、デンマーク、フィンランド、仏、独、日本、ノルウェー、韓国、英国、米国、VOHMA 及び WNTI
- (3) 議長等  
議長： Ms. Olga P. Lefevre（仏）  
事務局： Mrs. C. Linley  
日本からの出席者： 濱田高志（(社)日本海事検定協会）
- (4) 主な議題：  
IMDG Code 第 33 回改正の訂正  
IMDG Code 第 34 回改正案

### 2 作業概況

#### IMDG コード第 33 回改正内容の訂正

本年 5 月に開催された E&T グループが作成した「Errata and Corrigenda」案の見直しを行い、最終案を作成した。第 33 回改正の「Errata and Corrigenda」は 11 月初旬に発行されると共に IMO ホームページに掲載される予定である。

#### IMDG Code 第 34 回改正案関連事項

小委員会の指示に従い、DSC 12 にて合意された各種提案を取り入れた IMDG Code 第 34 回改正案を作成した。第 34 回 IMDG コード改正案は、来年 5 月に開催される MSC 84 に提出され、SOLAS 条約改正手続きに従って採択されることとなる。なお、今回取り入れを行った主な改正点は次の通りである：

- (イ) 輸送物から内容物の漏れ等の問題があった場合の取扱いに関する要件を、火薬類及びその他のクラスの危険物に適用するものに分け、それぞれ 7.1.7.4.10 及び 7.3.1.3 として新たに規定した。なお、規定中の文言を“ shall ”から“ should ”に修正することにより同規定が強制要件ではないことを明確にしている。（DSC 11/3/8）
- (ロ) 危険物運送関連業務に従事する陸上関係者は、事前に教育訓練を受けなければならないとする規定を取り入れた。また、教育訓練を受けていない者であっても適切な者の監督下にある場合には作業を行うことを認める旨の規定も取り入れた。なお、英国提案にあった“ Administration ”は“ competent authority ”に修正した。（DSC 12/3/3）
- (ハ) 正式品名が包括品名又は NOS 品名となる海洋汚染物質の場合には、MARPOL 条約附属書 の規定に基づき、正しい専門的名称（correct technical name）を正式品

名に追記しなければならないという要件を明確にするため、3.1.2.8 を修正し新たに 3.1.2.9 を追加した。(DSC 12/3/7)

- (二) Marine pollutant と Severe marine pollutant の区別が無くなったことから、Severe marine pollutant に適用されていた少量危険物の内装の許容容量・許容質量(500 ml / 500 g) を国連勧告に合わせ修正した。
- (ホ) 特定の過硫酸塩相互の隔離要件の免除については、7.2.1.13.1 に新たに表を追加するのではなく、危険物リストの第 16 欄に隔離の免除に関する特別要件を追加することとした。(DSC 12/3/8、DSC 12/3/15 及び DSC12/INF.8)
- (ハ) 一定密度以上に束ねられた TAMPICO FIBRE を危険物から除外するための特別要件 SP299 の修正を行った。同修正により 360 kg/m<sup>3</sup> 以上の密度をもつ TANPICO FIBRE を非開放型貨物輸送ユニットで運送する場合、当該貨物は非危険物となる。(DSC 12/3/2)
- (ト) 引火性液体の積載要件(第 7 章)中、防火関連要件の適用基準を、容器等級の基準にあわせ、引火点“23 以下”から引火点“23 未満”へ修正した。(DSC 12/3/12)
- (フ) UN 1082 及び UN 3399 (PG I 及び II) の積載区分を“D”に変更した。

#### その他

- (イ) 2010 年 1 月 1 日に発効する MARPOL 条約附属書 の改正内容を事前に周知するための DSC サーキュラーを作成した。(DSC.1/Circ.54)
- (ロ) IMDG コードの要件の免除を受けた場合、第 7.9.1 項の規定に従い、免除を受けた者が当該貨物の輸送に係る全ての国の主管庁に通知を行い同意を求めることは困難であり、同規定を修正すべきであるとする CEFIC 提案については、検討する上で実態を把握する必要があることから、CEFIC に対し次回 DSC 小委員会により詳細な情報を提出するよう要請することとした。

\*\*\*

## 付録 1.5 第 11 回 BLG 小委員会審議概要

( 議題 3 関連 : ケミカル物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による改正の準備  
及び議題 10 関連 : バイオ燃料の輸送要件 )

### 1 会合の概要

(1) 平成 19 年 4 月 16 日 ~ 20 日 ( ロンドン : Royal Horticultural Halls )

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、レバノン、リベリア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、シリア、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、香港、クック諸島、EC、ICES、ICS、IUMI、ICFTU、IAPH、BIMCO、IACS、CEFIC、OCIMF、IMPA、FOEI、IAIN、IFSMA、CESA、INTERTANKO、IUCN、SIGTTO、DGAC、CLIA、ICCL、INTERCARGO、EUROMOT、IPIECA、IMarEST、IPTA、IMCA 及び IBTI

(3) 議長等

議長 : Mr. Z. Alam ( シンガポール )

副議長 : Mr. S. Oftedal ( ノルウェー )

### 2 審議概況

#### 2.1 議題 3 関連

(1) プレナリーでの審議

ESPH 12 の報告 ( BLG 11/3 )

ESPH 議長から 2006 年 9 月に開催された ESPH 作業部会第 12 回会合の議事内容の報告が行われ、その内容が基本的に合意された。

三国間合意の Web 掲載 ( BLG11/3/3 及び BLG3/3/8 )

三国勘合委の結果を適宜 IMO Web サイトに掲載すべきだとする IPTA 提案 ( BLG11/3/3 ) 及び IPTA 提案を支持した INTERTANKO 提案 ( BLG3/3/8 ) についての検討が行われ、基本的に合意された。しかし、一方で Web に掲載した場合の実効性に関する問題等も指摘された。また、MEPC サーキュラーの文書による回章の廃止についても提案され、これは賛否両論であった。そのため、事務局の対応 ( GISIS の利用 ) の可能性も踏まえ、WG で議論されることとなった。

GESAMP HP のレーティングの解釈等 ( BLG11/3/2 )

事務局が GESAMP HP のレーティングの解釈等に関する概要説明をおこない、本会議はこれに合意した。

#### GESAMP/EHS WG 財源確保システム (BLG11/3/1)

GESAMP/EHS の運営にかかる今後の財源確保の方法について下記 3 のオプションが提示され、その内容が検討された。

第 1 案：現行通り IMO より拠出

第 2 案：IMO 及び評価依頼者の双方より拠出

第 3 案：評価依頼者より拠出

第 1 案は、米国、CEPIC、DGAC が支持したが、多数の国がこれに反対を表明した。日本及びオランダは第 2 案を支持した。検討の後、第 2 案及び第 3 案について採決が行われ、第 2 案については 7 カ国、第 3 案については 10 カ国が支持した。しかしながら、フランスから、本件についての最終決定は MEPC で行うべき事項であると指摘があり、WG において第 2 案及び第 3 案のメリット・デメリットを更に検討することとなった。

#### 附属書 の貨物の安全データシート (BLG/11/3/7)

UNSGEGHS において液体化学薬品のばら積み運送規則に関する情報を含めるための安全データシート (SDS) 作成のためのガイダンス の修正が行われたことが英国から紹介され、関係業界に対し、GHS での決定を考慮するよう要請することとなった。

#### 新規物質の評価 (BLG 11/3/4、BLG 11/3/5 及び BLG 11/3/6)

同提案に本会議では審議されず、直接WGで検討されることとなった。

### (2) WGでの審議

Mrs. M. C. Tiemens-Idzinga (オランダ) を議長とするWGが設置され、小委員会からの付託事項に基づき審議が行われた。審議結果の概要は次のとおりである。

#### 新規物質の評価

##### (イ) Palm Kernel Fatty Acid Distillate (マレーシア：BLG 11/3/4)

今回提出されたデータではE2及びE3が共にNIであったが、推定に基づき仮の評価を行った。その結果、次回GESAMPでの確認を条件としてMEPC.2/Circ.に掲示されることとなった。なお、運送要件中、通気装置及び計測装置は、それぞれ、通気装置(開放 制御)、計測装置(開放 制限)に修正され、特別要件15.12.3及び15.12.4が追加された。

##### (ロ) Tall Oil Crude及びTall Oil Pitch (スウェーデン：BLG 11/3/5及びBLG 11/3/6)

ESPH 12に提出されたデータシートに呼吸器感作性のデータの根拠を追加したデータシートに基づいた当該貨物の運送要件修正提案が検討され、その内容が合意された。当該貨物の運送要件は既にMEPC.2/Circ.12及び2009年に発効するIBCコード改正案に含まれており、混乱を防ぐため2009年の次に発効するコードの改正案に含めることとなった。

#### 附属書 の改正に伴うタンク洗浄剤評価のガイダンス(MEPC Cir363)の検討

MARPOL 附属書 の改正によりタンク洗浄剤評価シートの最終的な再見直しが行われ、改正 MEPC Circular 案が作成された。本 Circular 案は MEPC 56 で承認される予定である。

なお合意された Circular 案では、すでに評価され MEPC.2/Circ.12 に記載されている洗浄剤についても、改正された評価シートに従って再度評価を行うこととされており、改

正ガイドラインに基づいたデータの提出が要求されることとなる。また、それらの洗浄剤については、再評価のための猶予期間が改正ガイドライン承認後 3 年と設定されている。

#### タンク洗浄剤の評価

今回 57 品目のタンク洗浄剤の評価の提案がなされていたが、上記 を踏まえて次回中間会合において、個々の洗浄剤の評価が行われることとなった。

#### MEPC.2/Circ. 暫定査定結果の見直し及び三国間合意の IMO Web サイトへの掲示

IMO Web サイトへの三国間合意の掲示に関する IPTA 及び INTERTANKO の提案並びにプレナリーにおいて指摘された GISIS の利用についての検討が行われた。検討の結果、三国間合意を現在の IMO Web サイトに掲示すべきであると合意され、また今後の対応として GISIS に同情報を追加公開する可能性について、MEPC に検討を依頼することもあわせて合意された。

なお、Web サイトに掲示される項目としては、MEPC.2/Circ. List 1、List 3 及び List 4 対象物質については、製品名、提案国及びリストナンバーとし、List 2 対象物質については、製品名、主たる含有物質、N.O.S エントリーナンバー及び製造国とすることが合意された。

#### GESAMP/EHS WG の長期的財源確保システムの検討

財源確保のための第 2 案及び第 3 案（上記 2 (1) 参照）についての議論が行われ、その中で下記事項が確認された。

- ・ 現在のシステムにおける GESAMP/EHS WG の 1 回の開催費用は約 60,000US \$ であり、メンバーへ謝金を支払った場合のコストは 100,000US \$ となる。
- ・ 受益者である製造者による費用負担システムは、小規模の製造者にデータの提出を躊躇させることとなる場合がある。
- ・ GESAMP/EHS WG は物質の危険性評価のみを行っているわけではなく、機関から依頼された他の作業も行っており、関係業界のみに全ての費用負担を要求する 3 案は問題がある。
- ・ 新たな長期的財源確保のシステムが確立されるまでは、機関が費用を負担し続ける必要がある。
- ・ データ不足等により 2 回以上の評価が必要となった場合の費用は一律にするか、回数に応じて減額する方法もある。この場合、初回費用は 6,500US \$ 程度が妥当である。
- ・ 第 2 案から第 3 案への移行は比較的容易である。
- ・ 資金に余剰が出た場合には、IMO の予算を削減する方法もある。
- ・ データ準備に当たって GESAMP/EHS WG よりアドバイスを受けることができれば企業にとって非常にメリットがある。
- ・ 支払いの方法は政府の関与なしに、製造者から直接 GESAMP/EHS WG に支払う方法とすべきである。

なお、米国は、受益者による支払いシステムは、貨物関係者に対し評価に伴う税負担を課すようなものであると指摘し、米国法は、国連機関が米国民に課税をした場合には同国連機関へ規定外の拠出金を出すことを禁じていると述べた。



GESAMP ハザードプロファイルのレーティングの解釈の見直し  
時間の都合上、本件は次回 ESPH 13 にて検討されることとなった。

#### IBC コード第 19 章の見直し

MSC82 の決定に従い、IBC コード第 19 章中の同義語の見直し（特に、異常に長い名称及び実際には使用されていない名称の削除）が行われた。検討の結果、それらの名称を削除する明確な理由が見出されないため、現時点では見直しは行われなかったこととなった。しかしながら、同じ物質であっても名称が異なり、運送要件が異なる物質があるため、今後見直しを行うことが必要であるとの認識から、新たな作業項目にすることとなった。

#### IBC コードにおける一般名称と特定名称の取り扱い

本件は、時間の都合上次回 ESPH 13 で検討されることとなった。

### (3) プレナリーでの審議

WG の報告書が審議され、次回 ESPH13 の日程調整以外、特段の議論もなく報告書が承認された。

## 2.2 議題 10 関連

### (1) プレナリーでの審議

#### バイオ燃料及び油の混合物の運送要件（IPTA：BLG 11/10）

今回の提案に対し、オーストラリアは、ケミカルタンカーと油タンカーの消火設備の相違及び 6,500 という係数の決め方について疑問があり反対意見を表明する一方、ギリシャ、ICS、ドイツ、パナマ、ブラジルは賛成を表明した。また、デンマークも、より検討すべき点があることを指摘しつつも賛成を表明した。審議の結果、ESPH WG にて詳細な検討が行われることとなった。

#### リニューアブル・ディーゼル（フィンランド：BLG 11/10/1）

“リニューアブル・ディーゼルオイル”の性状が通常のディーゼルオイルと同等であるため油タンカーで輸送できるとしたフィンランド提案については、シンガポール、スウェーデン、エストニアがこれを支持した。クック諸島、オランダ、ドイツ、ノルウェー、フランス、英国、イタリア、ギリシャ、スペイン、リベリアは附属書 I 及び II の適用に関する根本的な問題であるとして、これに反対した。審議の結果、反対多数のためこれ以上の検討は行われなかったこととなった。

### (2) WGでの審議

本件は、時間の都合上次回 ESPH13 で検討されることとなった。

### (3) プレナリーにおける審議

WG の報告書が審議され、次回会合にて検討が行われることが確認された。

\*\*\*

## 付録 1.6 BLG 小委員会第 13 回 ESPH 作業部会審議概要

### 1 会合の概要

- (1) 平成 19 年 10 月 22 日～26 日（東京三田共用会議所）
- (2) 参加国又は機関  
デンマーク、仏、独、ギリシャ、イラン、イタリア、日本、マレーシア、蘭、ノルウェー、シンガポール、スウェーデン、英国、米国、ICS、INTERTANKO 及び IPTA
- (3) 議長等  
議長：Mrs M.C. Tiemens-Idzinga（蘭）  
日本からの参加者： 中橋 亨（国土交通省総合政策局）  
（敬称略） 野中秀紀（国土交通省海事局）  
安達裕司（環境省地球環境局）  
岡村 敏（(財)日本船舶技術研究協会）  
関口俊秀（東京工業大学）  
石綿雅雄（(社)日本化学工業協会）  
戸松憲治（全国内航海運組合総連合会）  
上西 豊（(財)日本海事協会）  
黒越 仁（(社)日本船主協会）  
濱田高志（(社)日本海事検定協会） 他

IPTA 代表として参加： 谷 有三（東京マリン株式会社）

### 2 審議概況

#### (1) 新規物質の評価

11 物質の新規提案があり、下記修正を行ったのち全ての物質の輸送要件が承認された。この結果は本年 12 月に発行される MEPC.2/Circ.13 の List 1 に掲載されることとなる。

- ・ Calcium alkylsalicylate：Calcium long chain alkyl salicylate (C13+)の類似名として IBC コード第 19 章に記載されており、混乱を避けるため同品名を第 19 章から削除すると共に “alkyl” の後ろに “(C18-C28)” を加えたものを製品名とする。
- ・ Alkenoic acid ester, borated：輸送要件の n 欄（非常用設備）を “No” とする。
- ・ Calcium long-chain alkyl phenate sulphide (C8-C40)：d 欄（危険性）及び l 欄（防火）をそれぞれ “P” から “S/P” 及び “AB” から “ABC” に変更し、o 欄（特定及び作業要件）に “16.2.9” を追加する。
- ・ Alcohol (C10-C14)：3 種の alcohol のみからなる混合物であることから製品名を “Decyl/Dodecyl/Tetradecyl alcohol mixture” とする。

#### (2) タンク洗浄剤

61 の洗浄剤の評価が行われ 50 の洗浄剤が基準に合致するものとして承認された。承認されなかった 11 の洗浄剤の中、10 の製品はその使用方法に関する情報が十分ではなかったことによるものであり、残りの 1 の製品については GESAMP による評価が行われていないことによるものであった。

### (3) MEPC.2 サーキュラーの見直し

Raw C5 (英国) Ethoxylated tallow amine (シンガポール) 及び 3, 5-bis (1,1-dimethylethyl)-4-hydroxybenzenepropanoic acid, (C<sub>7</sub>-C<sub>9</sub>)-dranched alkyl esters (同) の 3 種の物質の評価が行われ、Raw C5 及び 3, 5-bis (1,1-dimethylethyl)-4- hydroxybenzenepropanoic acid, (C<sub>7</sub>-C<sub>9</sub>)-dranched alkyl esters はそれぞれ MEPC.2 サーキュラーの List 3 及び 5 に掲載されることとなった。Ethoxylated tallow amine については List 5 への掲載を提案しているものの、安全上の危険性を有していること及び IBC コードの全ての要件を策定出来るだけのデータがそろっていることが指摘され、今後この指摘に基づいた新たな提案が行われることとなった。

また、事務局より MEPC.2 サーキュラーに記載された三国間合意物質のリスト改正案 (MEPC.2 サーキュラー次回改正案) が示され、WG は関係各国に対し内容に誤り等がないか確認するよう要請した。

### (4) バイオ燃料の運送要件

バイオ燃料及びバイオ燃料混合物の輸送要件については、下記事項を考慮の上検討を進めていくこととなった。

- ・ バイオ燃料混合物に関する詳細なデータが必要である。
- ・ 境界値を設定するための油水分離器等の作動に関する技術データが必要である。
- ・ 現在、産業界は混合比 15% という暫定境界値を限度として運用をしている。
- ・ 少量の油を含有している化学品の取扱に関する指針が存在していない。
- ・ 現行規則では、オイルを含有する化学品の排出一切禁止されている。

なお、今後の検討のたたき台として、次の条件が提示された。

Band1 85% 以上の鉱物油と附属書 II 物質の混合物：附属書 Ⅱ の要件を適用する (油水分離器等の性能への影響確認が必要ではあるが)。

Band2 1% 以上 85% 未満の鉱物油と附属書 II 物質の混合物：附属書 Ⅱ 物質として汚染分類 X、船型 2 及び最も厳しい最低運送要件を適用する (分解ガソリン、プチルベンゼン、脂肪酸メチルエステルのような類似製品に基づいて)。

Band3 1% 未満の鉱物油と附属書 Ⅱ 物質の混合物：附属書 Ⅱ の要件を適用する。

\* \* \*

## 付録 1.7 第 12 回 BLG 小委員会審議概要

( 議題 3 関連 : ケミカル物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による改正の準備、  
議題 4 関連 : バイオ燃料の輸送要件及び議題 16 関連 : その他の議題 ( 一部 ) )

### 1 会合の概要

(1) 平成 20 年 2 月 4 日 ~ 8 日 ( ロンドン : Royal Horticultural Halls )

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アルゼンチン、豪、バハマ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、コンゴ、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、レバノン、リベリア、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ツバル、ウクライナ、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、クック諸島、EC、ICS、IUMI、ITF、IAPH、BIMCO、IACS、CEFIC、OCIMF、IMPA、FOEI、IAIN、IFSMA、CESA、INTERTANKO、IUCN、SIGTTO、DGAC、CLIA、ICCL、INTERCARGO、EUROMOT、IPIECA、IMarEST、IPTA、IMCA 及び IBIA

(3) 議長等

議長 : Mr. Z. Alam ( シンガポール )

副議長 : Mr. S. Oftedal ( ノルウェー )

### 2 審議概況

#### 2.1 議題 3 関連

(1) プレナリーでの審議

ESPH 13 の報告 ( BLG 12/3 )

ESPH 議長から 2007 年 10 月に日本で開催された ESPH 13 の議事内容の報告が行われ、特段の指摘事項も無くその内容が承認された。

新規物質の評価 ( BLG 12/3/1 及び BLG 12/3/2 )

同提案は本会議では審議されず、直接WGで検討されることとなった。

(2) WGでの審議

Mrs. M.C. Tiemens-Idzinga ( オランダ ) を議長とするWGが設置され、小委員会からの付託事項に基づき審議が行われた。審議結果の概要は次のとおりである。

新規物質の評価

(イ) エトキシ化タローアミン ( >95% ) ( BLG 12/3/1 ) については、特別要件16.2.9 ( 凝固点を示すこと ) が追加され、MEPC.2/Circ.に記載されることとなった。

(ロ) ジアルキルチオ燐酸ナトリウム塩溶液 ( BLG 12/3/2 ) については、GESAMPのHPの毒性データとの食い違いが見られることから今回は提案が取下げられ、データの確認を行った上で次回ESPH ( 2008年10月開催予定 ) に再度提案されることとなった。

なお、新規物質の評価提案を行う場合には、BLG Product DATA Reporting Formを使用しなければならないことが確認された。

#### 新規タンク洗浄剤の評価

26 種類の新規洗浄剤の評価が行われ（日本からは提案なし）、23 種類の洗浄剤が承認された。承認されなかった 3 種類の洗浄剤は、用途が示されていないことによるものである。

#### MEPC.2/Circ.に関する審議

- (イ) MEPC.2/Circ.13 List 1に掲げられた物質（次回IBCコード改正時にコードに取り入れられるべき物質）については、次回ESPHにおいて検討される新規提案物質の検討結果も併せてMEPC.2/Circ.14に記載することとした。
- (ロ) List 2に掲げられた物質について、その主成分として掲げられた物質名がIBCコードに記載されていない物質名である場合がある（例：Cyclopentanol）。これらについては、IBCコードの第17章及び第18章、並びに、MEPC.2/Circ.のList 1又はList 5に記載されている物質名を使用すべきであることが合意され、関係各国が精査して次回ESPHに報告することとなった。
- (ハ) 混合物中のミネラルオイルの取扱いについては結論が得られなかったため、MEPC.1/Circ.512の第5.7項及び第5.8項の適用を考慮しつつ、次回ESPHにおいて検討されることとなった。なお、排出等の懸念はあるものの、ミネラルオイル混合物中のミネラルオイルはその成分として存在しているため、MEPC.2/Circ.のList 5にエントリーする手法もある、との指摘があった。
- (ニ) MEPC.2/Circ.14が2008年12月17日に発行されることにより同日に期限が切れることとなるMEPC.2/Circ.13に掲げられている物質であって、2009年1月1日に発効する改正IBCコードにも掲げられている物質は、MEPC.2/Circ.14には掲げられない。そのため、当該物質は2008年12月17日から2008年12月31日まで運送できないこととなる。よって、それを解消するため、MEPC.2/Circ.13の有効期限を2008年12月31日まで延長することが合意された。
- (ホ) MEPC.2/Circ.13において修正を必要とするものについては、次回ESPHで検討されることとなった。又、3国間合意については、有効期日以前に削除されないよう注意喚起がなされた。

#### IBCコード第19章の見直しについて

IBCコード第19章の見直しについては、オランダが会期外に作業を行うこととなり、WGはメンバーに対しオランダに情報提供を行うよう要請した。

#### (3) プレナリーでの審議

WGの報告書が審議され、特段の議論もなく報告書が承認された。

### 2.2 議題4 関連

#### (1) プレナリーでの審議

ESPH WG議長より第13回ESPHにおけるバイオ燃料の輸送に関する検討結果が報告された。ブラジルより、混合比25%のバイオエタノール混合物を陸上で使用しているため、

混合比 25%までの混合物に附属書 I の運送要件を適用させたい旨の発言があったが、特段の検討は無く、詳細については WG にて検討されることとなった。

## (2) WGでの審議

ブラジルから混合比 25%という新たな基準が示されたが、ESPH 前回会合と同様、検討を進める上でのデータが不足していることから、今後、次に掲げる事項を特に念頭に置いて検討を進めることとなった。

- (イ) 船上での混合作業の取扱
- (ロ) 附属書 I 及び II の境界
- (ハ) 既に合意されている暫定ガイドラインの適用期限 (2009 年 7 月 1 日) を考慮した情報の取りまとめ
- (ニ) 油排出監視装置の実効性の確認 (バイオエタノール/ガソリン混合物、FAME/軽油混合物及びパームオレイン/軽油混合物による。)
- (ホ) 混合比が異なる場合の ODME の運用
- (ヘ) 混合比 15%を境界とする現在の暫定ガイドラインの、附属書 I の要件への適合性
- (ト) BAND 2 (石油燃料が 1%以上 85%濃度までの場合 : BLG 12/3 参照) を考慮した 3 国間協議の可能性

## (3) プレナリーにおける審議

WG の報告書が審議され、暫定ガイドラインの適用期限 (2009 年 7 月 1 日) は短すぎるのではないかとの意見はあったものの、その他には特段の異議も無く、WG での合意に従い今後検討が続けられることとなった。

## 2.3 議題 16 関連

### (1) MARPOL 附属書 II 第 12 規則及び第 18 規則の適用に関する BLG.1/Circ.策定の提案について (BLG 12/16/3 : INTERTANKO)

同提案に対し、IPTA より、ケミカルタンカーは第 12 規則で要求されている設備は満足しており、INTERTANKO の言うようなトラブルは報告されていないとの発言があった。これに対し INTERTANKO から、2、3 のトラブルが報告されているとの回答があった。また、ICS、キプロス等からはそのようなトラブルは地域的な問題であって Circ.の必要はないのではないかとの意見があり、小委員会は、今後、具体的な問題があれば検討することとし、今回はこれ以上の検討は行わないこととなった。

\* \* \*

## 付録 2 UNCETDG&GHS 等審議概要

付録 2.1 第 31 回 危険物輸送専門家小委員会個別提案概要 (対応及び結果)

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
07/1 (スペイン) 2	落下試験の合格基準	パラグラフ 6.1.5.3.6.3 の容器試験合格基準が曖昧で、容器試験機関が適切な判断を下せず混乱を起こしている。パラグラフを次のように明確化することを提案する。 「容器包装又は外装容器は、輸送の安全性に影響を及ぼすような損傷が生じてはならない。それに加え、組み合わせ容器においては内装が飛び出すような破壊はあってはならない。内装容器からは充填した物質の漏洩があってはならない。」	適宜	修正の上採択 INF23 の内容で採択された。
07/2 (スペイン) 2	大型容器の落下試験基準	大型容器の落下試験合格基準が試験準備のパラグラフと試験条件のパラグラフの両パラグラフに記載されているため試験方法が明確でない。従って、両パラグラフを整理して新しいパラグラフを作成し、若干の説明を追加して、試験の実施方法を明確化することを提案する。	適宜	修正の上採択 INF24 の内容で採択された。
07/3 (ICCA) 3(b)	危険物リストに明記された物質の分類	危険物リストの特別要件 SP223 「この品名に該当する物質の化学的又は物理的性状が試験により第 3 欄に示された分類若しくは区分又は他の分類若しくは区分に対し策定された判定基準に合致しない場合には、本コードの規定を適用しない。」は現在 309 のエントリーに割当てられているが、科学の進歩により多くの物質の危険レベルを下げることを可能とした。従って、個々のエントリーに特別要件を割当てるとより、一般要件として規則に取り入れることが良いと考えるので次のように改正することを提案する。 危険物リストから SP223 を削除する。 2 章(序論)に新しいパラグラフ 2.0.1.6 「3.2 章の危険物リストに品名が掲げられている物質が、その危険性がどの分類の定義にも属さないという科学的根拠(試験結果による)がある場合及び割り当てられた分類意を使用するいかなる理由がない」(SP279 の要求事項のように人間の経験による)場合は、この規則が適用されない。」を作成する。	適宜	次期新提案 提案の主旨は支持されたが、多くの問題点が指摘され、次期新提案となった。
07/4 (ノルウェー) 3(a)	点火・点爆装置付又は同梱されている爆発物品の隔離区分	RID/ADR には点火・点爆装置付の爆発物品の隔離区分の規定があるが、国連通告にはない。整合性を図る目的で次の改正を提案する。 2.1.2 表(隔離区分表)に次の注記を追加する。 注記 1) 隔離区分 D 及び E の物品は、点火・点爆装置の偶発的な作動による爆発を防止するよう設計された少なくとも 2 個の有効な安全装置を有する点火・点爆装置を取り付けるか一緒に包装することができる。このような包装品は隔離区分 D 又は E に割当てられる。 注記 2) 隔離区分 D 及び E の物品は、点火・点爆装置が偶発的に機能しても通常の輸送状態で物品が爆発することはないという生産国の主管庁の見解があれば、2 個の有効な安全装置を備えていない点火・点爆装置でも一緒に包装できる。このような包装品は隔離区分 D 又は E に割当てられる。	賛成	修正の上採択



07/5 (WNTI) 7	放射性物質の輸送維持について	近年、放射性物質の輸送が拒否されたり遅延したりする案件が増えている。その原因はハンドリングや輸送書類に関する要求事項が複雑で煩わしいためであり、これを解決するために、政府機関、政府及び産業界が協力する必要がある。WNTI も協力をするとする提案。	適宜	継続審議
07/6 (IATA) 3(b)	容器包装要件 P099 の割当	容器包装要件 P099 (管轄官庁許可) に関し、国連勧告と ADR、49CFR、ICAO TI の整合が取れていないので、整合性を図るために次の提案をする。 ADR と整合させ、P099 から P001 又は P002 に改正する。 UN1194, 1222, 1261, 1865, 3094, 3095, 3096, 3124, 3301 ADR、ICAO TI、49CFR 整合させ、次のように改正する。 UN3123: P099 P601 UN3125: P099 P002 ADR、ICAO TI で輸送禁止、IMDG コードで輸送禁止又は P099 が割当てられている物質に関しては、さらなる検討をする。 UN2186, 2249, 3097, 3100, 3121, 3127, 3133, 3137, 3255	賛成	一部採択 は採択 は採択 は継続審議
07/7 (スウェーデン) 6	教育訓練の要件	スウェーデンにおいて、ADR の教育訓練に関する規定に違反している企業を発見したが、現行の規定では将来教育訓練をするという約束さえすれば規定を満足することがわかった。国連勧告の教育訓練の 1.3 章は ADR とほぼ同じであり、同様な問題を起こさないように、教育訓練に関する規定を「危険物輸送従事者は教育訓練を受けた者でなければならぬ」とすることを提案する。	適宜	採択 現在の規定も同様の趣旨であるが、明確化のため「shall receive」を「shall have received」とした。
07/8 (英国) 6	開放型低温容器の要件	開放型低温容器に関しては、国連勧告は P203 で主管庁許可となっているが、ADR/RID、ICAO TI は主管庁許可ではなく、細かな要件を規定し運用している。従って、国連勧告と ADR/RID、ICAO TI との整合性を図ることを目的に各規則の違いを明らかにし、規定の概略案を作成したので、生産者、使用者をはじめとする関係者に広く意見を求め、検討していくことを提案する。	賛成	次期新提案
07/9 (EIGA) 6	容器の定期検査及び試験	ガス容器の水圧試験に関する規定 6.2.1.5.1(d)の注記 2 に「主管庁の承認を得て、シリンドー及びチューブの水圧試験は音波放出又は超音波による同等の方法に代えることができる。」とある。音波放出又は超音波試験は一般的となり、多くの主管庁が許可をしていることから、注記ではなく、6.2.1.5.1(d)の「水圧試験」を「水圧試験又は音波放出/超音波試験」とし、主管庁の承認がなくても音波放出又は超音波試験が適用できるように提案する。	適宜	次期新提案 提案の主旨は支持されたが、合格基準が明確でない等の問題点も指摘され、新提案となった。
07/10 (ドイツ) 10(b)	GHS に未規定の爆発性	火薬類の暫定受入手順により爆発性を示した物質でも次の手順が包装されたものの試験であるため火薬類から除外される可能性がある。GHS は生産、貯蔵、輸送等全ての領域に適用されるので、物質が爆発性を有しているかどうかの情報を伝達することは大切である。従って、通常の分類手順結果ではなく、先行試験として爆発性を有しているかどうかを評価する次の試験を提案する。 熱感度試験 衝撃感度試験 摩擦感度試験	適宜	次期新提案 ワーキンググループで検討していくこととなった。

07/11 (ドイツ) 10(c)	GHS 引火性液体類 の物理化学的危険性 の明確化	引火性液体類の物理化学的危険性の明確化については、2005年の会合に提案したが、より 詳細な提案をするよう要請されたので、GHS テキストを改正する案を作成した。改正案の 概要は次のとおりである。 分類基準のパラグラフ 2.6.2 の燃焼継続試験に関する注記 2「引火点が 35 を超える 液体は」を「引火点が 35 を超え 60 以下の液体は」に改正する。 混合物の引火点計算の手引きのパラグラフ 2.6.4.2.2 の「関連する分類基準より 5 以 上高い場合には次の各項を満たすことを条件にその引火点を実験で測定する必要は ない。」を「関連する分類基準 (23 及び 60) . . . .」と改正する。 パラグラフ 2.6.4.2.5 を「引火点測定方法は次による。」と改正し、国際標準に ISO2719、 ISO13736 を追加する。 初留点測定方法が明記されていないので、初留点測定方法を規定する新しいパラグラ フ 2.6.4.2.5 を追加し、国際標準 ISO3924, ISO4626, ISO3405、各国基準 ASTM D86, ASTM D 1078 等を明記する。	適宜	一部採択 は新提案 は採択 は採択 は採択
07/12 (SAAMI) 3(a)	無煙火薬の新エント リー	現在、無煙火薬には 2 つのエントリー、UN0160 (1.1C)、UN0161 (1.3C)がある。小売の消 費財は、主に最大正味量 3.7kg の 4G の組合せ容器で運送されており、1.4C である。(主管 庁の研究所に多くのデータがある。)従って、新しいエントリーを設ける次の提案をする。 危険物リストに新しいエントリー UNXXXX を設け、容器要件は現在のエントリーに ある P114(b)を使用する。 内装容器は最大正味量 3.7kg に制限される旨の特別規定 PPXX を設ける。	適宜	採択
07/13 (SAAMI) 10(b)	GHS 2.1 章の改訂	SAAMI は、危険区分 1.4 の GHS 表示を爆発している爆弾の絵表示にした決定は、1.4S の 危険物に関しては、その定義及び航空輸送可能であることから、行き過ぎた警告であり、 再考するよう昨年の会議で提案したが、反対意見や 1.4S の製品にのみ除外を設ける案が出 され、問題を整理して再度提案するよう依頼を受けたので、次の提案をする。 GHS 附属書 1 の火薬類の表に 1.4S の欄を設け、爆弾絵表示から 1.4S 記号に変更する。 GHS 表 2.1.2 を同上とする。	適宜	新提案 火薬類ワーキンググルー プが開催される 2008 年 7 月に新提案が提出される こととなった。
07/14 (豪州) 7	放射性物質の輸送拒 否について	豪州が IAEA Transport Safety Standards Committee (TRANSSC) に提出した放射性物質輸送 拒否の解決策策定案を小委員会が検討するよう要望する提案。 概略はアクセスマップを作成し、各国の港や空港で輸送されている放射性物質の種類を把 握、規則や禁止令の詳細の検討、より効率的な輸送の検討等を実施することである。	適宜	継続審議 各種障害の分析や問題点 の特定を進めていくこと となった。
07/15 (豪州) 6	非開放型貨物輸送コ ニットの定義	国連勧告の 14 訂版には非開放型輸送ユニットの定義がない。ADR には非開放型自動車/ コンテナという定義があり、国連勧告の非開放型輸送ユニットと若干の違いがある。この ことを考慮して次のような定義を提案する。 非開放型輸送ユニット：耐久構造により内容物が完全に閉鎖されるユニットをいい、側面 や上部が布製である貨物輸送ユニットは非開放型輸送ユニットとは考えられない。	適宜	修正の上採択
07/16 (豪州)	電気雷管の正式品名 の改訂	電気雷管及び電子雷管は、同じ点火玉、添装薬を内蔵し、電子雷管は特定の符号化された 信号が一体化した超小型演算装置に送られ起爆されるのに対し、電気雷管は電氣量により	賛成	次期新提案 雷管の定義変更を再検討

3(a)			起爆される点、機能は全く異なるが、安全性に関する違いは極めて少ない。従って、UN0030、0255、0456の正式品名を「電気雷管又は電子雷管（爆破用のもの）」とすることを提案する。			し、新提案することとなった。
07/17 (豪州) 3(a)	爆発性物質の正味量 による分類		2002年に豪州で発生した煙火貯蔵庫の爆発の原因を調査したところ、危険区分1.3及び1.4の商品が貯蔵されたコンテナ/火薬庫も大爆発したことが判明した。爆発の原因は、様々な要因から起こった可能性があるが、正味爆薬量（NEQ）による危険性の増大も考えられる。従って輸送ユニットに密閉される煙火に関して、輸送単位での分類システムや輸送単位の数量の制限等について議論することを提案する。	適宜	次期新提案 議論すべきとの提案は受け入れられ、英国及びフランスが具体的内容を含む提案をすることとなった。	
07/18 (豪州) 6	貨物輸送ユニットの 定義		輸送ユニットと貨物輸送ユニットの定義が明確でないので、次のように提案する。 貨物輸送ユニット：道路輸送用タンク、貨物輸送用自動車、鉄道輸送用タンク、貨物輸送用貨車又は複合輸送用貨物コンテナ又はポータブルタンクをいう。	適宜	修正の上採択	
07/19 (フランス) 6	少量危険物の容器包装及び表示		少量危険物で内装容器がボトルの場合、ボトルが箱に入れられその後外装に入れられるのが一般的包装であるが、現在の規定では、どの箱が外装でオーバーパックなのか明確でなく、どこに何を表示すべきかも明確でない。従って、中間包装という概念を取り入れることにより外装を明確化し、オーバーパック表示はしなくても良い旨の提案をする。	適宜	修正の上採択	
07/20 (フランス) 3(b)	マニキュアの種類		UN2059 ニトロセルロース(溶液)(窒素量が12.6質量%以下でニトロセルロースの含有率が55質量%以下のものに限る。)に割当てられているSP198には、印刷用インク、印刷用インク関連物質、塗料又は塗料関連物質として運送されるニトロセルロース(溶液)であって、ニトロセルロースの含有率が20%以下のものはUN1210、1263又は3066に該当するとある。マニキュアはニトロセルロースを2~17%を含み、エントリーとしては、UN1266 香料製品類が適切である。従って、SP198の本文に香料製品、UN1266を追加し、危険物リストのUN1266の第6欄にSP198を追加することを提案する。	適宜	採択	
07/21 (米国) 3(b)	UN1744(臭素)の容器要件 P804		第29回会合でUN1744 臭素又はその溶液の新容器包装要件を採択したが、内装容器にガラス容器を使用し、内装容器と外装容器の間に緩衝材や吸収剤を入れた中間容器を使用するという要件を除外してしまった。したがって、P804の第1パラグラフを次のように訂正することを提案する。 重量25kgを超えない組合せ容器で、1.3リットルを超えないガラス製内装容器であって容量の90%以下に充填され、輸送中の衝撃や振動で緩み等が生じないように蓋がされ、緩衝材とガラス製内装容器の自身を完全に吸収できる十分な吸収剤とともに金属製容器に入れられ、その後、外装容器 1A2, 1B2, 1N2, 1H2, 1D, 1G, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4E, 4F, 4G 又は 4H2 で梱包されること。	適宜	採択 15 訂版の正誤表として周知することとなった。	
07/22 (米国) 3(a)	UN3474 (1-HOBT)の正式品名の改正		第30回会合で1-HOBT 1水塩をUN3474に含めるという提案(30/INF27)は、データを検討する十分な時間がないこと及び1水塩の水含有量の低さについて疑問があるとして採択されなかった。物理的性質及び1-HOBTの水和物について行った試験結果を見直した結	賛成	次期新提案 提案主旨は受け入れられたが、多くの問題も指摘さ	

07/23 (米国) 3(b)	容器包装要件 P620 の改正	果、次の提案をすることとした。 UN3474 の正式を「1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE, ANHYDROUS, WETTED with not less than 20% water, by mass or 1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE, MONOHYDRATE」とする。 UN3373 診断用標本に規定される容器要件 P650 には、クラス 3、8、9 の 30ml 以下の物質は同梱できるとする緩和規定があるが、UN2814 人体に病毒をつしややすい物質及び UN2900 動物に病毒をつしややすい物質に規定される容器要件 P620 には同規定はない。従って、次の規定を追加することを提案する。 「他の危険物は病毒をつしやしやすい物質の生育を維持したり、危険性の退化を防ぐ必要がない場合は、危険区分 6.2 として同一の容器に包装してはならない。クラス 3、8、9 を含む危険物で容量が 30ml 以下であれば、病毒をつしやしやすい物質が入った一次容器と同梱できる。これらの少量の危険物がこの要件に従って梱包された場合は、他の要求事項に合致しなくてもよい。」	適宜	採択	れた。米国が新提案することとなった。
07/24 (米国) 6	容器等級の固体用 ポータブルタンク	昨年の会議において、危険区分 4.2 PG の固体物質にポータブルタンクの要件 T21 及び危険区分 4.3 PG の固体物質に T9 を割当てることが採択された。しかし、T9、T21 は底部の開口部を許可していないので、現在の条件では実質固体物質の揚荷ができないこととなっている。従って、4.2.5.2.6 にあるポータブルタンク要件に次の注記 b を追加すること提案する。 「この欄に認められないと表示されている場合は、物質が液体で輸送される場合に底部排出口は認められないことである。(6.7.2.6.1 参照) 物質が通常輸送時の全ての温度に対して固体である場合は、6.7.2.6.2 に規定された底部排出口が認められる。」	適宜	採択	
07/25 (米国) 3(b)	吸入毒性液体の副次 危険性	UN3385、3386 吸入毒性液体（水反応性のも）及び UN3389、3390 吸入毒性液体（腐食性のも）の物質で引火点が 60 以下のものがあり、又、UN3383、3384 吸入毒性液体（引火性のも）の物質で腐食性の危険性があるものがある。しかし、これらのエントリーをカバーするものはないので、副次危険性を表示する要件を示した SP329 と SP313 を各エントリーに追加することを次のように提案する SP329 を危険物リスト第 6 欄に追加する UN3385、3386、3389、3390 SP313 を危険物リスト第 6 欄に追加する。 UN3383、3384 SP313 を SP329 と同様な書きぶりにする。 「物質がクラス 8 の基準に合致した場合は、この規則で要求する標札に加え副次危険性腐食性を表す標札を添付しなければならない。(5.2.2.2.2 参照)」	賛成	採択	
07/26 (AHS) 4	少量危険物の表示の 改正	少量危険物の輸送に関しては、モード間で規定に差があり、混乱を生じている。昨年の会議で適用除外物質の規定が採択され改善は認められるが、未だ問題は残っている。特に化粧品、香水、エアゾール、マニキュア、排水クリナー、接着剤、ヘアカラー等の消費財である。従って、少量危険物の消費財という新エントリーを追加し、輸送される包装に少	適宜	次期新提案 ワーキンググループで纏められた問題点を関係機関に提示し、コメント等を	

07/27 (オーストリア) 6	少量危険物の上向き表示	少量危険物の上向き表示	量危険物表示をするよう提案する。 オーストリアで少量危険物に上向き表示がなかったために漏えい事故が生じた。従って、少量危険物規定の3.4.8に「5.2.1.7に従って上向き表示をし、表示に従ってハンドリングすること。」を追加することを提案する。	適宜	不採択 現在の規定で明確であるとして不採択となった。
07/28 (Eurobitume) 3(b)	ピチューメンの分類	ピチューメンにはピチューメン接合材(舗装用ピチューメン)、硬化舗装用ピチューメン、ポリマーピチューメン、酸化ピチューメン、硬化工業用ピチューメンがあり、UNI1999、3256又は3257のエントリとして輸送している。しかし、ピチューメンとは米国等で使用されているアスファルトのことで引火性の輸送基準には合致しない。ピチューメンは輸送される温度によりUN3256又は3257で運送されるべきで、1999の正式品名にアスファルトやピチューメンが含まれているのは適切でない。従って、1999の正式品名を改訂する必要があり、1999の正式品名を「TAR, LIQUID, including road oils, and cutbacks」とすることを提案する。	ピチューメンにはピチューメン接合材(舗装用ピチューメン)、硬化舗装用ピチューメン、ポリマーピチューメン、酸化ピチューメン、硬化工業用ピチューメンがあり、UNI1999、3256又は3257のエントリとして輸送している。しかし、ピチューメンとは米国等で使用されているアスファルトのことで引火性の輸送基準には合致しない。ピチューメンは輸送される温度によりUN3256又は3257で運送されるべきで、1999の正式品名にアスファルトやピチューメンが含まれているのは適切でない。従って、1999の正式品名を改訂する必要があり、1999の正式品名を「TAR, LIQUID, including road oils, and cutbacks」とすることを提案する。	適宜	修正の上採択
07/29 (カナダ) 3(a)	1.4Sの分類に関する追加試験	1.4Sの分類を決定するための試験を追加するべきとの提案を昨年行ったが、火薬類作業部会は試験及び判定基準のマニュアルに加える本文を作成し、再提案するよう要請したので、再提案を作成した。提案する追加試験の概要は次のとおり。 シリーズ6の試験に非密閉単一包装試験を追加する。 試験で次の証拠により、物質又は物品が機能して生じるいかなる危険結果も包装品内に限定されていることが確認できれば隔離区分をSとする。(以下の証拠がないことを確認する。) ・ 包装品真下の証拠板の損傷 ・ 包装品から1mを超えて広がる火柱又は火炎噴出 ・ 包装品及びその内容物の破裂、散乱 ・ 距離 質量関係によって評価した8Jを超える運動エネルギーを有する金属製の噴出物	1.4Sの分類を決定するための試験を追加するべきとの提案を昨年行ったが、火薬類作業部会は試験及び判定基準のマニュアルに加える本文を作成し、再提案するよう要請したので、再提案を作成した。提案する追加試験の概要は次のとおり。 シリーズ6の試験に非密閉単一包装試験を追加する。 試験で次の証拠により、物質又は物品が機能して生じるいかなる危険結果も包装品内に限定されていることが確認できれば隔離区分をSとする。(以下の証拠がないことを確認する。) ・ 包装品真下の証拠板の損傷 ・ 包装品から1mを超えて広がる火柱又は火炎噴出 ・ 包装品及びその内容物の破裂、散乱 ・ 距離 質量関係によって評価した8Jを超える運動エネルギーを有する金属製の噴出物	適宜	条件付で採択 火薬類ワーキンググループの報告書の一部を修正したが、採択内容の検討は今年次も可能であるとすると条件が付された。
07/30 (英国) 3(a)	国連試験シリーズ7の見直し	国連試験シリーズ7は、極めて鈍感な爆発物とそれを内蔵する物品の試験として使用され、主に軍用火薬類を対象としている。しかし、軍用火薬類は試験シリーズ7の要件全てに合致しないため危険区分1.6から除外される。これはテスト7a雷管試験と7bギヤップテストにあると考えられる。これらのことを踏まえ軍需品を対象とする試験シリーズ7の検討を提案する。	国連試験シリーズ7は、極めて鈍感な爆発物とそれを内蔵する物品の試験として使用され、主に軍用火薬類を対象としている。しかし、軍用火薬類は試験シリーズ7の要件全てに合致しないため危険区分1.6から除外される。これはテスト7a雷管試験と7bギヤップテストにあると考えられる。これらのことを踏まえ軍需品を対象とする試験シリーズ7の検討を提案する。	適宜	次期新提案 試験の見直しは賛成され、英国がWGを開催し、議論を進めることとなった
07/31 (英国) 3(a)	煙火分類表 (Table 2.1.3.5.3)の改正	この提案には次の内容を含む。 前回の30回会合で煙火無試験分類表の注記の閃光組成物の定義修正が採択された。修正された内容をこの提案の付属書に記載した。 英国の煙火業界は煙火の一般的なタイプである「Comet」(彗星)が表2.1.3.5.5の煙火無試験分類表から削除されているのに気付いたので、表に彗星のエントリー-I.G.	この提案には次の内容を含む。 前回の30回会合で煙火無試験分類表の注記の閃光組成物の定義修正が採択された。修正された内容をこの提案の付属書に記載した。 英国の煙火業界は煙火の一般的なタイプである「Comet」(彗星)が表2.1.3.5.5の煙火無試験分類表から削除されているのに気付いたので、表に彗星のエントリー-I.G.	適宜	新提案 閃光組成物評価のための時間/圧力試験に関する追加情報を提供し、提案の根拠を明確にする新提案が

07/32 (IATA) 7	副次性危険のある L 型輸送物	1.2G、1.3G を挿入することを提案する。 英国は、閃光組成物の評価のための時間/圧力試験結果の標準偏差を小さくして、閃光組成物のカットオフ値を見直す研究を進めている。現在研究は進行中であるが、研究に関する情報論文を会合に提出する予定である。	賛成	2008 年 7 月に提出される こととなった。
07/33 (AEROBOL) 2	エアゾールの容器検査	L 型輸送物 UN2908、2909、2910、2911 には特別要件 SP290 が割当てられており、物質が他のクラス又は危険区分の分類基準に合致し、そのクラス又は危険区分が優先する危険性であれば、優先するクラス又は危険区分で正式品名を決定すべきであるとしている。又 SP290 は危険物リストの第 2 欄にある放射性物質に該当する品名である場合は、L 型輸送物であることを表示するよう規定している。 輸送書類にこのように品名を明記することは明らかであるが、P290 は容器包装にも同様の品名を記載することも要求しているのか、又、少量危険物にもかわらず、放射性物質を含む場合は、緊急対応のための情報提供として容器包装に追加表示をすべきなのかは明確でない。従って、これらのことを検討するよう提案する。	適宜	提案取り下げ
07/34 (IDGCA) 6	危険物輸送の 10m <sup>3</sup> 大型バッグ使用の可能性	最近、エアゾール用の温浴槽試験について代替試験を認めるような規定の改正が始まっている。しかし、現在考えられている代替試験は、3 片構造であるブリキ缶には適合しているが、1 片構造で継ぎ目のないアルミニウムエアゾール缶には適していないし、全量の空缶試験は経済的な負担を増加させる。従って、AEROBOL は現在考えられている代替試験はブリキ缶のみに適用し、アルミニウム缶のための適当な代替試験を検討していくことを提案する。	適宜	新提案 提案内容については、支持が得られなかったが、大型バッグ使用の可能性については、検討を続けることとなった。

\*\*\*

## 付録 2.2 第 31 回国連危険物輸送専門家小委員会議事概要

### 1. 会期、参加国、議題及び議長等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 19 年 7 月 2 日 ~ 6 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

(1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国(出席 : 22 カ国)

(2) オブザーバー国 : ブルガリア、アイルランド、ケニア、大韓民国、ルーマニア、スロバキア及びスイス

(3) 国連機関及び政府間機関 : IMO 及び OTIF

非政府国際機関 : AHS、AISE、CEPE、CGA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EIGA、EMPAC、EUFIAS、EUROBITUME、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IFALPA、IFDI、ISO、RCMASA、SAAMI、USFCC、VOHMA、及び WNTI

##### 1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

中島紀昭(産業技術総合研究所)

濱田高志(日本海事検定協会)

三宅庸雅(国連危険物輸送専門家小委員会委員、日本海事検定協会)

#### 1.3 議題の採択

第 31 回会合の予定議題(ST/SG/AC.10/C.3/61)は、期限後送付された Informal Documents を今回合文書に含めることを承認して採択された。

### 2. IBC 容器を含む容器性能

#### 2.1 エアゾールの容器試験

エアゾールの容器試験に関する提案は、取り下げられ、次期会合に新たな提案がなされることとなった。

#### 2.2 落下試験の合格基準

パラグラフ 6.1.5.3.6.3 の容器合格基準が曖昧で容器試験機関等において混乱を起こしているため、同パラグラフを明確化すべきとする提案は、修正の上採択された。

#### 2.3 大型容器の落下試験基準

大型容器の落下試験方法及び合格基準が試験準備と試験条件の両パラグラフに記載されており試験方法が明確でないため、パラグラフを整理して新しいパラグラフを作成することにより試験の実施方法をより明確化すべきとする提案は、修正の上採択された。

### 3. 危険物リスト、分類及び容器包装

#### 3.1 クラス 1 関連の提案

火薬類の輸送に関する提案は、各提案趣旨が本会議において説明され、それに対する総括的な議論を行った後、詳細な検討が火薬類 W/G で行なわれた。その検討結果の概要は次のとおりである。

##### 3.1.1 点火・点爆装置付又は同梱されている爆発物

RID/ADR には点火・点爆装置付の爆発物の隔離区分規定があるが国連勧告にはないので、調和を図るため 2.1.2 表（隔離区分表）に RID/ADR と同様の注記を追加すべきとする提案は、若干の修正の上採択された。

##### 3.1.2 無煙火薬の新エントリー

無煙火薬に 1.4C の新しいエントリーを設けるとする提案は、採択された。

##### 3.1.3 電気雷管の正式品名の改正

電気雷管の正式品名を電子雷管を含む品名に改正する提案は、雷管の定義変更等を再度検討する必要があるとの意見で一致し、SAAMI（狩猟用武器弾薬製造者協会）は次期会合に新提案することを申し出た。

##### 3.1.4 爆発性物質の正味量による分類

爆薬正味量による危険性の増大が考えられるため、煙火に対して輸送単位の分類や輸送単位の数量の制限等を議論すべきとする提案は、受け入れられた。英国とフランスは次期会合に具体的内容を含む提案を提出することを申し出た。

##### 3.1.5 UN3474(1-HOBt)の正式品名の改正

1-HOBt 水塩を UN3474 に含めるという提案は、内容の趣旨は受け入れられたが、問題点も多いとして次期会合に改めて提案するよう決定された。

##### 3.1.6 1.4S の分類に関する追加試験

1.4S の分類を決定するため、非密閉単一包装試験を追加すべきとする提案は、ワーキンググループ内で意見が分かれたが、議論の末、提案を条件付で認めるという結論に達し、小委員会に報告された。しかし、小委員会は、ワーキンググループは統一見解に達していないとして議論を重ね、ワーキンググループの報告書の一部を修正した内容で提案を条件付で認め、ワーキンググループに参加しなかった火薬類の専門家も含め、決定内容の議論を進めていくこととした。

##### 3.1.7 国連試験シリーズ 7 の見直し

試験シリーズ 7 の見直しは賛成され、英国はさらなる見直しをしていくため会期外ワーキンググループを開催することを申し出た。

##### 3.1.8 煙火無試験分類表（2.1.3.5.3 表）の改正

煙火無試験分類表に Comets のエントリーを追加し、閃光組成物の評価のための時間/圧力試験に関する新しい情報を含む提案は、2008 年 7 月の会合に改めて提出されることとなった。

#### 3.2 その他の提案

##### 3.2.1 危険物リストに記載された物質の分類

リストにある危険物が分類基準に適合しない場合は規則から除くとする SP223 を一般要件として規定すべきとする提案は、多くの問題点が指摘された。ICCA は出されたコメントを考慮して、次期会合に改めて提案することを申し出た。

##### 3.2.2 容器包装要件 P099 の割り当て

P099（主管庁許可）に関し、国連勧告と ADR/49CFR/ICAO TI との整合性を図るべきとす



る提案は、一部採択され、ADR 及び ICAO TI で輸送禁止、IMDG コードで輸送禁止又は P099 が割当てられている物質に関しては、さらなる検討をすることとなった。

### 3.2.3 マニキュアの分類

マニキュアの分類を UN1266 とするための SP198 の改正及び関連規定の修正をする提案は、採択された。

### 3.2.4 UN1744 (臭素) の容器要件 P804

29 回会合で、P804 の容器要件からガラス製内装容器と外装容器の間に中間容器を使用するとする要件を誤って削除してしまったので、テキストを修正すべきとする提案は、採択時十分な注意を払わなかったことにより生じた結果なので、15 訂版の正誤表として復活させるべきとして、修正の上採択された。

### 3.2.5 容器包装要件 P620 の改正

感染性物質に規定される容器要件 P620 には、クラス 3、8、9 の 30ml 以下の物質は同梱できるとする診断用標本に規定されている P650 のような緩和規定がなく、緩和規定を追加すべきとする提案は、採択された。

### 3.2.6 吸入毒性液体の副次危険性

吸入毒性液体のエントリーには、エントリーにない副次危険性を持つ物質が存在するので、これらのエントリーに副次危険性を表示する要件を示した SP313 及び SP329 を追加すべきとする提案は、採決の上賛成多数で採択された。

### 3.2.7 ビチューメンの分類

UN1999 (タール) の正式品名にアスファルト等が含まれるのは適切ではなく、品名を訂正する必要があるとする提案は、修正の上採択された。

## 4. 少量危険物 (モード間の調和)

4.1 少量危険物及び日用品の規定の全モードへの調和に関する問題は、問題点を絞り、ワーキンググループで議論されるべきであるとして意見が一致した。ワーキンググループは昼食時休憩に開催され、議論内容がレポートとして報告された。小委員会はレポートを確認後、次回会合により良い提案ができるようレポートを関係国際機関に送付し、意見やコメントを得るよう事務局に要請した。

## 5. 電子データを使用した文書作成・提出

5.1 危険物輸送書類の電子データ化 (EDI) を認めるべきとする提案は、多くの国で未だ電子データが輸送契約の証拠として認められていないため、危険物輸送書類を強制要件から外すことができるかどうかを検討していくこと、EDI システムが国により異なり、画一性に欠けているため、システムの調和を目指し UN/CEFACT (貿易簡易化とビジネスのための国連センター) と協力していく必要があるとの意見で一致し、継続審議とされた。

## 6. モデル規則改正に関するその他の提案

### 6.1 教育訓練規定

教育訓練に関する規定の一部を「危険物輸送従事者は教育訓練を受けた者でなければならない」と改正すべきとする提案は、現在の規定も同様な趣旨ではあるが、提案内容は趣旨をより明確化できるとして採択された。

## 6.1 開放型低温容器の要件

開放型低温容器の要件を検討するよう求めた提案は、小委員会に受け入れられた。英国は、提案中に示した議論すべき問題点に対しコメントを出すよう要請し、次期会合に改めて提案すると申し出た。

## 6.3 容器の定期検査及び試験

ガス容器の水圧試験に関する規定に新しい同等試験を追加し、「水圧試験」を「水圧試験又は音波放出/超音波試験」とする提案は、新しい技術を認めるべきとする原則は支持されたが、合格基準等が明確でないとして問題も指摘された。EIGA は寄せられたコメントを考慮して次期会合に改めて提案すると申し出た。

## 6.4 輸送ユニットの定義

輸送ユニットの定義に関する提案は、非開放型貨物輸送ユニットと貨物輸送ユニットの定義を IMDG コードに整合させることとし、若干の修正を加えて採択された。

## 6.5 少量危険物の容器包装及び表示

少量危険物の容器に中間包装という概念を取り入れて外装を明確化し、オーバーパックとの混乱を避けるとする提案は、修正の上採択された。

## 6.6 容器等級 の固体用ポータブルタンク

危険区分 4.2 及び 4.3 の PG の固体貨物用ポータブルタンクに底部排出口を認めるべきとする提案は、全会一致で採択された。

## 6.7 少量危険物の上向き表示

少量危険物規定の 3.4.8 に上向き表示規定を明記すべきとする提案は、現在の規定で少量危険物にも上向き表示が必要であることは明確であり、規定の修正は必要ないとして不採択となった。

## 6.8 10 m<sup>3</sup>大型バッグ

10 m<sup>3</sup>大型バッグを容器等級 の固体用フレキシブル IBC 容器に加えるとする提案は、このような大型容器を IBC 容器に含めることはできないし、国際輸送に需要があるかどうか疑問であるとして支持は得られなかった。しかし、大型バック使用の可能性（特に特別な要件や容器試験方法等）については議論していくことで意見が一致した。

## 6.9 国連勧告にある ISO 規格の参照

国連勧告に参照として記載されている ISO 規格を適切な最新版にすべきとする提案は、内容をチェックする時間が必要であるとして、次期会合に改めて正式文書で提出するよう要請された。

## 7. IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

### 7.1 放射性物質の輸送拒否について

放射性物質の輸送拒否や遅延については、各種の障害の詳細な分析や問題がどこに存在するのか等の特定を進めていくことで意見が一致した。

## 7.2 副次危険性のある L 型輸送物

L 型輸送物が他のクラスの危険性を有する場合は、特別要件 SP290 に従って正式品名を決定することとなるが、品名の特定、容器の表示及び輸送書類への記入事項等に関し混乱を生じているので検討の必要があるとする提案は、まず IAEA で議論されるべきとの意見で一致し、IAEA の結論を待ち議論していくこととなった。

## 8. 国連モデル規則による危険物輸送規則の地球規模での調和

8.1 事務局から提出された INF18 に従い、他の危険物輸送規則との調和を図る改正及び問題点の検討方法について討議がなされ、提案項目の全てが採択された。

## 9. モデル規則の策定基本指針

9.1 この議題に関する書類の提出はなく、議論されなかった。

## 10. GHS に関する問題

### 10.1 化学的不安定ガス

10.1.1 ドイツ代表より第 1 回ワーキンググループの議事内容が報告され、第 2 回ワーキンググループの開催を準備している旨が伝えられた。

10.1.2 議長は、ワーキンググループの参加者が少なく、報告書にあったとおりワーキンググループが米国基準と同様の取り組を行うのであれば、ワーキンググループを召集することなく、小委員会で議論していくよう提言した。ドイツ代表はこの見解に賛成した。

### 10.2 爆発性を有する物質及び鈍感化爆薬

10.2.1 鈍感化火薬類に関する提案は、火薬類ワーキンググループで検討され、GHS の Part2 に鈍感化火薬類に関する新しい章を設けることが決定された。又、ドイツがワーキンググループで指導的役割を果たし、検討を進めていくことが決定された。ワーキンググループの決定は、小委員会で了承された。

### 10.3 その他

#### 10.3.1 GHS 引火性液体類の物理化学的危険性の明確化

引火性液体類の物理化学的危険性を明確化するため GHS テキストを改正とする提案は、提案項目ごとに議論された。議論の概要は次のとおりである。

##### 10.3.1.1 引火性液体類の判定基準

引火性液体類の判定基準に関する注記 2 を訂正する提案は、燃焼継続試験は GHS 区分 4 の引火性液体類に適切でないことは認識されたが、さらなる検討が必要であるとして継続審議していくこととなった。

##### 10.3.1.2 混合物の引火点の計算

混合物の引火点計算の手引きに関するパラグラフ 2.6.4.2.2 にある「関連する分類基準」を「関連する分類基準 (23 及び 60 )」に改正する提案は、採択された。

##### 10.3.1.3 引火点測定方法の標準規格

引火性液体類の引火点測定方法の標準規格に ISO2719 及び ISO13736 を追加する提案は、採択された。

#### 10.3.1.4 初留点測定方法

初留点測定方法を規定する新パラグラフを追加し、国際標準規格（ISO3924 等）及び各国標準規格（ASTMD86 等）を明記する提案は、採択された。

### 11. その他

#### 11.1 オブザーバー参加要請

11.1.1 EUFIAS(ヨーロッパ煙火協会)から提出されたオブザーバー参加要請は、工業会の代表は、専門知識の面で助言を求められる機会が与えられるべきとして、参加要請に賛成する意見と EUFIAS の申請は、安全面の改善をしようとするのではなく、火薬類輸送の安全に関する先の 2 年間の決定を元に戻そうとする意思が感じられ反対であるとする意見に別れ、採決の結果、参加要請は承認されなかった。

### 12. 次回会合

32SCETDG	2007 年 12 月 3 日～12 日(AM)
14SCEGHS	2007 年 12 月 12 日(PM)～14 日

\* \* \*

付録 2.3 第 32 回 危険物輸送専門家小委員会個別提案概要(対応及び結果)

持ち越し提案

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
07/6 (IATA) 3	容器包装要件 P099 の割当	容器包装要件 P099 (管轄官庁許可) に関し、国連勧告と ADR、49CFR、ICAO TI の整合が取れていないので、整合性を図るために次の提案をする。 ADR と整合させ、P099 から P001 又は P002 に改正する。 UN1194, 1222, 1261, 1865, 3094, 3095, 3096, 3124, 3301 ADR、ICAO TI、49CFR 整合させ、次のように改正する。 UN3123: P099 P601 UN3125: P099 P002 ADR、ICAO TI で輸送禁止、IMDG コードで輸送禁止又は P099 が割当てられている物質に関しては、さらなる検討をする。 UN2186, 2249, 3097, 3100, 3121, 3127, 3133, 3137, 3255	適宜	は前回会合で採択  容器包装要件を変更する必要がないことを採択  輸送禁止にする必要がなく、現規定どおりとすることを採択
07/32 (IATA) 7	副次性危険のある L 型輸送物	L 型輸送物 UN2908, 2909, 2910, 2911 には特別要件 SP290 が割当てられており、物質が他のクラス又は危険区分の分類基準に合致し、そのクラス又は危険区分が優先する危険性であれば、優先するクラス又は危険区分で正式品名を決定すべきであるとしている。又 SP290 は危険物リストの第 2 欄にある放射性物質に該当する品名である場合は、L 型輸送物であることを表示するよう規定している。 輸送書類にこのように品名を明記することは明らかであるが、SP290 は容器包装にも同様の品名を記載することも要求しているのか、又、少量危険物にもかかわらず、放射性物質を含む場合は、緊急対応のための情報提供として容器包装に追加表示をすべきなのは明確でない。従って、これらのことを検討するよう提案する。	賛成	IAEA CS 会議で示された P290 に参考例を示す改正案を仮採択。IAEA の最終決定待ち。
07/33 (AEROBOL) 2	エアゾールの容器検査	最近、エアゾール用の温浴試験について代替試験を認めるような規定の改正が始まっている。しかし、現在考えられている代替試験は、3 片構造であるブリキ缶には適合しているが、1 片構造で継ぎ目のないアルミニウムエアゾール缶には適していないし、全量の空缶試験は経済的な負担を増加させる。従って、AEROBOL は現在考えられている代替試験はブリキ缶のみに適用し、アルミニウム缶のための適当な代替試験を検討していくことを提案する。	適宜	FEA と検討し再提案することとして提案取り下げ。
INF5 (IATA) 5	危険物輸送電子データ	文書での危険物輸送書類を強制要件から外し、電子データによる制度を認めることが可能かどうか検討するよう求める。又、事務局を通じ UN/CEFACT (貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター) と協力をしていくことを提案する。	適宜	継続審議していくことで意見が一致。
INF48 (WG) 4	少量危険物ワーキンググループの報告	ワーキンググループは輸送モード毎の規定を分析し、調和に関する提案を展開することとした。小委員会は各モードの関係機関の幅広い協議が必要であることに賛成し、ワーキンググループのレポートを関係国際機関に送付し、次回会合により良い提案をするためのフィードバックを得るよう事務局に要請する。	適宜	WG の協議内容を踏まえ、次回新提案することとなった。

今回の提案

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
07/35 (英国) 6	国連勧告にあるISO標準の引用	国連勧告に参照として記載されているISO規格を適切な最新版にすべきとする提案で、次の通り。 4.1.6.1.8 中のISO10297:1999をISO10297:2006とする。 5.2.1.7.1 中のISO780:1985をISO780:1997とする。 6.2.2.3 中のISO10297:1999をISO10297:2006とする。 6.4.6.1、6.4.6.2及び6.4.6.4中のISO7195:1993をISO7195:2005とする。	適宜	採択
07/36/Rev.1 (IATA) 3	容器包装要件 P620及びP650	容器包装要件P620及びP650の要件の中に「他の危険物は病毒をつつしやすい物質の生育を維持したり、危険性の退化を防ぎ、危険性を中和する必要がある場合、危険区分6.2として同一の容器に包装してはならない。クラスクラス3、8、9を含む危険物で容量が30ml以下であれば、病毒をつつしやすい物質が入った一次容器と同梱できる。これらの少量の危険物がこの要件に従って梱包された場合は、他の要求事項に合致しなくてもよい。」とあるが、危険性を中和すれば規則に依る必要はないとの専門家の指摘を受けたので、危険性を中和するという文言を削除することを提案する。	適宜	WHOの専門家にアドバイスを受けて再検討した。後新提案されることとなった。
07/37 (IMO) 11	放射性物質輸送の促進	放射性輸送物の輸送拒否や遅延が問題になっているので、IMOはIMO事務局内で取り組んでいる放射性物質輸送の困難解決法及び放射性物質の輸送で実際に困難が生じた場合の報告書書式を紹介し、国連危険物輸送専門小委員会を検討するよう要請するとする提案。	賛成	IMOの取り組みを参考に他のモード機関も内容を検討することとなった。
07/38 (IMO) 9	危険物輸送規則の基本原則	国連勧告の危険物輸送規則の基本原則には「勧告は、全ての輸送モードに対するものである。単一の輸送モードのみに緩和された要件は、明示されている場合を除きこの勧告には規定されていない。航空輸送にあっては、より厳しい要件が適用されることがある。」とあるが、より厳しい要件を課するのは航空輸送ばかりでなく、海上輸送においても同様である。従って、今年次に内容を検討するよう提案する。	賛成	「危険物輸送規則は事業内容により他の要件が適用される場合がある。」と改正することで採択された。
07/39 (ベルギー) 3	吸入毒性液体の副次性危険	前回会合で吸入毒性液体（水反応性のもの）及び吸入毒性液体（腐食性のもの）の物質で引火点が60以下のもの、又、吸入毒性液体（引火性のもの）の物質で腐食性の危険性があるものがあるあり、これらに副次危険性を表示する要件を示したSP313とSP329を各工ントリーに追加することが決定された。しかし、特別要件で対応するより新しい工ントリーを作った方がわかりやすいので、SP329とSP313を削除し、新工ントリー-11物質を追加することを提案する。対象物質は次の通り。 SP313 関連：UN1748, 2208, 2880, 3383, 3384 SP329 関連：UN1391, 1649, 3385, 3386, 3389, 3390	適宜	採決の上採択された。
07/40 (ベルギー) 6	非開放型貨物輸送ユニットの定義	前回会合で非開放型貨物輸送ユニットの定義が次のとおり決定された。 「耐久構造により内容物が完全に閉鎖されるユニットをいい、側面や上部が布製である貨物輸送ユニットは非開放型輸送ユニットとは考えられない。」	賛成	提案に「側面や上部が布製である貨物輸送ユニットは、非開放型貨物輸送ユニット

07/41 (英国) 6	2.9 章の改正案	しかし、この定義ではプラスチック製のものが使用できると考えられるので、次のような定義に訂正することを提案する。 「非開放型貨物輸送ユニットとは、全てが堅牢な耐久構造により内容物が完全に閉鎖されるユニットをいう。」 2.9 章を全面改正する提案で概略は次のとおり。 2.9.1 定義 2.9.2 クラス 9 への割当 以下の危険性により国連番号及び品名を明記する。 ・ 微粉未吸入により健康有害を引き起こす物質 ・ 引火性蒸気が発生する物質 ・ リチウム及びリチウムイオン電池 ・ 救命器具 ・ 他のクラスに属さないが輸送中に危険性を現す物質及び物品 ・ 火災時にダイオキシンを発生する物質及び物品 ・ 高温輸送物質 ・ 環境有害物質 ・ 遺伝子組み換え微生物及び生物	適宜	一部は考えられない。」を追加することと採択された。 一部の危険性の定義を修正の上採択された。
07/42 (英国) 6	開放型低温容器要件に関する提案	前回会合で提案された開放型低温容器要件（07/8）に各国のコメントを考慮して作成された改正提案であり、概略は次のとおり。 開放型低温容器の定義を「連続通気することにより圧力を大気圧に維持できる深冷液化ガス輸送用の断熱容器」として、新しい容器要件 P204 を制定し、深冷液化ガスとしてエントリーされている物質に同容器要件を割当てる。	賛成	提案内容は基本的に合意されたが、容器要件については検討する必要があると指摘がなされた。次回新提案。
07/43 (IFALPA) 3	リチウム金属電池の再分類	リチウム金属電池は、電池内にクラス 4.3 のリチウムが入っているにもかかわらず、主危険は電池のショートによるものであるとしてクラス 9 に分類されている。事故はショートにより起きているが、ほとんどの場合は金属が燃えて火災となり消火活動に問題を生じている。従って、リチウム金属電池はリチウムと同じに分類されるべきで、クラス 4.3 とするよう提案する。	適宜	全く賛成が得られず、提案は取り下げられた。
07/44 (カナダ) 6	ポータブルタンク及びMEGCsの衝撃試験	ポータブルタンク及びMEGCsの衝撃試験は、2004年の第26回会合で採択された。その際、ISO基準は策定中であったが、2006年2月にUNの規定と同様な内容を含んだISO1496-3として標準化された。ISO基準にはUNに規定のないデザイン変更についての規定があるので、国連の試験方法及び判定基準に取り入れるることを提案する。概要は次のとおり。 41.2 試験を合格した原型容器から次のデザイン変更は追加試験することなく認められる。 41.2.1 ポータブルタンク (a) 容積を90%から120%までとする。 (b) 最大許容総質量の減少 (c) 板厚の増加、設計圧力と温度 (d) 試験済みタンクの強度が同等か又はそれ以上の材質への変更	適宜	提案には多くの問題があるとして賛成が得られなかった。 それにより提案は取り下げられた。

07/45 (ドイツ) 3	クラス8の乾電池の適用除外規定	(e) ノズルとマンホールの位置及び型の変更 41.2.2 MEGCs (a) 10%を超えない個々の要素による容量の変更 (b) 10%を超えない自重の変更 (c) 10%を超えない最大許容総質量の変更 UN3028 乾電池の特別要件 SP304 には、「アルカリマンガン乾電池、亜鉛炭素電池、ニッケル金属水和物電池及びニッケルカドミウム電池は、危険物に該当しない。」とあるが、ニッケル金属水和物電池が海上輸送中ヒートインテグされたタンクに接して積載され火災となった事故が生じた。従って、新しいエントリーを追加し、SP304 を改正することを提案する。概要は次のとおり。 ・ UNxxxx 乾電池、水酸化カルシウムを内蔵するもの（ニッケル水和物携帯蓄電池） ・ UNxxxx に特別要件を追加し、海上輸送のみ危険物とする。 ・ SP304 を「このエントリーは、元の乾燥状態で工場から出荷され、乾燥アルカリを含む固体の水酸化カルシウムを内蔵する蓄電池とする。水は最初の使用前に電池に加えらるるものとする。」に訂正する。	適宜	乾電池の危険性を含め更なる検討をして、次回新提案されることとなった。
07/46 (ドイツ) 6	包括、N.O.S エントリーの正式品名及び化学名	包括、N.O.S エントリーには特別要件 SP274 があり、化学名を付記するよう規定されている。しかし、病毒をつつしやすしい物質や遺伝子組み換え微生物には不明瞭な場合があるので、生物学上の品名も使用できるよう 3.1.2.8.1.1 に「もし適切であれば、生物学上の品名」を追記するよう提案する。	賛成	採択。
07/47 (英国) 6	くん蒸中及び冷媒用ドライアイスの入った貨物輸送ユニット	現 5.5 章「特別要件」全体を削除し、新 5.5 章を「くん蒸中の貨物輸送ユニット(UN3359)及び冷媒用のドライアイス(UN1845)の入った輸送ユニット」を挿入しようとする提案で、概要は次のとおり。 ・ 貨物輸送ユニットに国連番号は表示しない。 ・ くん蒸中の貨物輸送ユニットには図 5.5.1 に示すくん蒸注意用表示をする。 ・ 冷媒用としてドライアイスの入った貨物輸送ユニットには図 5.5.2 の示すドライアイス注意用表示をする。 ・ 貨物輸送ユニットへのクラス9の標識は必要としない。 ・ 運送書類には、国連番号、正式品名及び分類を記載する。 ・ 関連文書、特別要件 SP297、SP302 及び容器包装要件 P620、P650 等を改正する。	適宜	提案には多くの問題点があるとして賛同が得られなかった。問題点や指摘事項を書類で提出するよう各国に要請がなされた。次回新提案。
07/48 (IATA) 3	冷媒用ドライアイスの容認	ICAO の DGP で UN3316 化学検査キット又は救急キットの外装内にドライアイスを同梱することができることを提案が採択された。これらのキットを冷却するためにドライアイスを必要とすることは明らかであるので、UN3316 の容器包装要件 P901 に「外装容器の許容量にドライアイスの重量は含まないこと。」「ドライアイスが入っている外装容器は圧力による損傷を防ぐため二酸化炭素が放出できる構造であること。」を追記する。	賛成	編集上の修正をして採択された。
07/49 (ISO/EIGA) 6	ISO 標準の引用	前回会合で提案したガス容器の水圧試験に関する規定は、賛成が得られなかったもので、指摘された点を考慮して次の新提案を作成した。 UN 高圧容器要件の設計、構造並びに初回の検査及び試験中の 6.2.2.1.1 に次の ISO 標準	適宜	ISO20703:2006 及び ISO18172-1:2007 のみ採択。



			を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO20703:2006 (再充填可能アルミニウム製溶接シリンダー)</li> <li>ISO18172-1:2007 (再充填可能ステンレス製溶接シリンダー、試験圧力 6Mpa 以下)</li> <li>ISO18172-2:2007 (再充填可能ステンレス製溶接シリンダー、試験圧力 6Mpa 超)</li> </ul> 高圧容器の定期検査に関する要件 6.2.1.6.1(d)の注記中の「超音波試験」を「ISO16148:2006 は音波放出試験方法の手引きとして使用できる。」に訂正する。 初回の検査及び試験中の 6.2.1.5.1 に注記 3「水圧試験は ISO10461:2005+A1:2006 及び ISO6406:2005 に従って実施する超音波試験に替えることができる。」を加える 腐食性物質の容器等級を決定する場合の規定を示す 2.8.2.4 には「2.8.2.2の規定に従って容器等級を決定する場合、偶発的暴露における人の経路を考慮しなければならぬ。人の経路が無い場合は、その決定は OECD ガイドライン 404 に従った実験で得られたデータに基づいて行わなければならない。」とある。近年 OECD は新しいガイドラインを作成したの で、次の新しいガイドラインを 2.8.2.4 に追加することを提案する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>OECD-Guideline 430 (In vitro 皮膚腐食性試験、経皮電気抵抗試験)</li> <li>OECD-Guideline 431 (In vitro 皮膚腐食性試験、皮膚モデル試験)</li> <li>OECD-Guideline 435 (In vitro 皮膚腐食性皮膜試験法)</li> </ul>	ISO18172-1:2007 に ついては提案を取り 下げ。 採択 仮採択
07/50 (ICCA) 3	皮膚腐食性試験	賛成	賛成	金属腐食性試験も考慮に 入れるべきとする INF49 (米国の提案内容で仮採 択された。
07/51 (ICCA) 6	有機金属化合物用 ポータブルタンク 圧力安全装置の可 溶性の任意使用	適宜	適宜	可溶性の作動温度範囲を 100 から 149 とするこ と及び条件を設定する提 案は採択された。
07/52 (カナダ) 6	UN ポータブルタン ク及び MEGCs の銘 板	賛成	賛成	表示項目の明確化は基本 的に台意されたが、その詳 細については検討の上、新 提案がなされることとな った。
07/53 (IEGA) 10	混合ガスに関する 酸化性の分類基準 の改正	賛成	賛成	仮採択し、GHS 小委員会 へ送られた。

07/54 (DGAC/VOH MA) 6	教育訓練規定	<p>前回の会合で、危険物輸送に携わる者は、教育訓練を受けた者でなければならぬと規定され、教育訓練を受けていない者が教育訓練期間中訓練を受けた人の監督の下、労働に従事することを妨げるものではないとの認識で一致した。従って、1.3.1 にこの旨を明記する次の規定を追加することを提案する。</p> <p>「従業員は雇用後90日以内に訓練を受けなくてはならない。この間は、訓練を受けた人の監督の下、労働に従事することができる。」</p> <p>標識に描かれている線やシンボルマークが黒で背景とのコントラストが悪く、消火時に危険性が適切に伝わらないことがあった。以上より、背景が黒、緑、赤及び青の場合はシンボルは白で表示することを提案する</p>	<p>適宜</p>	<p>期間を特定して訓練を受けるときとする規定を削除して採択された。</p>
07/55 (CTIF) 10	絵表示に関する体系的アプローチ	<p>ポータブルタンクの充填率に関する4.2.1.9.6 a)に「20 における粘度が2,680 センチストーク未満の液体については、容量7,500リットル以下の区画に仕切り又はサージ板によって区分けされていない場合は、充填率は20%を超え80%未満であること。」とあるが、充填する者にとっては、現在の銘板の表示だけでは、タンクが仕切り板やサージ板で仕切られているかどうか判断できない。従って、タンクが仕切り板やサージ板で容量7,500リットル以下に区分けされている場合は、容量を示す欄に「S」を表示するよう提案する。</p>	<p>反対</p>	<p>支持が得られず提案は取り下げられた。</p>
07/56 (ベルギー) 6	ポータブルタンクの充填率	<p>ポータブルタンクの充填率に関する4.2.1.9.6 a)に「20 における粘度が2,680 センチストーク未満の液体については、容量7,500リットル以下の区画に仕切り又はサージ板によって区分けされていない場合は、充填率は20%を超え80%未満であること。」とあるが、充填する者にとっては、現在の銘板の表示だけでは、タンクが仕切り板やサージ板で仕切られているかどうか判断できない。従って、タンクが仕切り板やサージ板で容量7,500リットル以下に区分けされている場合は、容量を示す欄に「S」を表示するよう提案する。</p>	<p>適宜</p>	<p>猶予期間を設定し、採択された。</p>

\*\*\*

## 付録 2.4 第 32 回国連危険物輸送専門家小委員会議事概要

### 1. 会期、参加国、議題及び議長等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 19 年 12 月 3 日 ~ 7 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国(出席 : 21 カ国)
- (2) オブザーバー国 : ケニア、ルーマニア、スイス及びチュニジア
- (3) 国連機関及び政府間機関 : EC、OTIF、IAEA、ICAO、IMO 及び WHO  
非政府国際機関 : AEGPL、AEROBAL、AHS、AISE、CEPE、CGA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EBSA、ECMA、EIGA、EMPAC、FEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFALPA、IFDI、IME、IPPIC、ISO、RCMASA、RECHARGE、SAAMI、USFCC、VOHMA、及び WNTI

##### 1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

安部青吾(国土交通省海事局検査測度課)

大野泰啓(ウシオ電機株式会社)

中島紀昭(産業技術総合研究所)

野上光造(電池工業会)

濱田高志(日本海事検定協会)

三宅庸雅(国連危険物輸送専門家小委員会委員、日本海事検定協会)

IEC メンバーとして出席

森脇 和郎(三洋電機株式会社)

西村 耐辞(松下電池工業株式会社)

#### 1.3 議題の採択

第 33 回会合の予定議題(ST/SG/AC.10/C.3/63)は、期限後送付された Informal Documents を今回合文書に含めることを承認して採択された。

### 2. IBC 容器を含む容器性能

#### 2.1 エアゾールの容器試験

エアゾール用温浴槽試験の代替試験に関し、提案を提出した AEROBAL の代表は、FEA(欧州エアゾール同盟)がエアゾール容器の代替試験の問題に取り組む特別委員会を設立し、AEROBAL もその作業に参加するとして、提案を取下げた。

### 3. 危険物リスト、分類及び容器包装

### 3.1 容器包装要件 P099 の割当

容器包装要件 P099 が割当てられている危険物に関し、国連勧告と ADR、49CFR、ICAO TI との整合性を図るとする提案は、UN3123 及び UN3125 の容器包装要件を訂正する必要がないこと、又、UN2186、2249、3097、3100、3121、3127、3133、3137 及び 3255 は輸送禁止にする必要はなく、現状どおり P099 を割当てることが採択された。

### 3.2 容器包装要件 P620 及び P650

容器包装要件 P620 及び P650 の要件の中にある「危険性を中和する」という文言を削除するとする提案は、WHO の専門家等のアドバイスを受けて再度検討した上、新提案がなされることとなった。

### 3.3 吸入毒性液体の副次性危険

吸入毒性液体の副次性危険を特別要件で対応するよりも新しいエントリーで対応する方が問題の解決となるとする提案は、採決の上採択された。

### 3.4 リチウム金属電池の再分類

リチウム金属電池はリチウムと同様クラス 4.3 に分類すべきとする提案は、4.3 への分類は電池が示す危険性を反映したものでないという理由で、全く賛成が得られず、IFALPA は提案を取下げた。

### 3.5 クラス 8 の乾電池の適用除外規定

水酸化カルシウムを内蔵する乾電池を危険物とし、特別要件 SP304 を改正するとする提案は、提案の根拠となっている事故が通常輸送であったかどうかで意見が分かれ、乾電池の危険性を含めさらなる議論をすべきとの結論に達し、ドイツは次期会合に新提案をすることを申し出た。

### 3.6 冷媒用ドライアイスの容認

UN3316 化学検査キット又は救急キットの外装内にキットを冷却するためのドライアイスを同梱できるとする提案は、編集上の修正を加え採択された。

### 3.7 皮膚腐食性試験

腐食性物質の容器等級を決定する場合の規定に OECD の新しいガイドライン IN Vitro 皮膚腐食性試験を追加するとする提案は、仮採択され、GHS 小委員会に送られた。

## 4. 少量危険物（モード間の調和）

4.1 小委員会は、RID/ADR/AND 合同部会及び IMO DSC 小委員会が少量危険物規定の輸送モード間の調和に妥協案を見つけるとする意思を表明したことを受け、表示と書類に関する問題を検討する Lunch-Time ワーキンググループを設置し、協議した。協議内容を踏まえワーキンググループの議長国であるフランスが次期会合に正式提案を準備することとなった。

## 5. 電子データ (EDI) を使用した文書作成・提出

5.1 書類に替わる EDI 技術の使用は、克服すべき問題点（電子書類及び電子サインの法的承認等）が存在するにもかかわらず、コンテナによる危険物の複合輸送の発達を促し、現在生じ

ている遅延や混雑等の問題を減少させているので、小委員会はこの分野に関するさらなる取り組みを行うことを基本的に合意した。又、UN/CEFACT（貿易簡易化とビジネスのための国連センター）による通知事項の標準化手順が UNECE の担当者により説明がなされた後、小委員会は、多年にわたるプロジェクトとして検討する必要があることを確認した。

## 6. モデル規則改正に関するその他の提案

### 6.1 国連勧告にある ISO 標準の引用

国連勧告に参照と記載されている ISO 規格を最新版にすべきとする提案は、採択された。

### 6.2 非開放型貨物輸送ユニットの定義

非開放型貨物輸送ユニットの定義に関する提案は、若干の修正を加え、「非開放型貨物輸送ユニットとは、全てが堅牢な耐久構造により内容物が完全に閉鎖されるユニットをいう。側面や上部が布製である貨物輸送ユニットは、非開放型貨物輸送ユニットとは考えられない。」とすることで採択された。

### 6.3 2.9 章の改正案

2.9 章を全面改正する提案は、他のクラスに属さないが輸送中に危険性を現す物質及び物品、高温輸送物質、遺伝子組み換え微生物及び生物に関する定義を一部修正の上採択された。

### 6.4 開放型低温容器要件に関する提案

開放型低温容器の定義等提案内容については基本的には同意が得られたが、新しい容器要件については、更なる検討が必要であるとの指摘がなされた。提案国である英国は、次期会合に各国のコメントを考慮し、訂正をした新しい提案をすることを申し出た。

### 6.5 ポータブルタンク及び MEGCs の衝撃試験

ポータブルタンク及び MEGCs の衝撃試験に合格した容器に追加試験をすることなく ISO 標準で認めているデザイン変更を国連の試験方法及び判定基準に取り入れるとする提案は、多くの問題があるとして賛同が得られず、提案国であるカナダは、ISO がデザイン変更を認めている理論的根拠を示した後に検討をすることとして、提案を取り下げた。

### 6.6 包括、N.O.S エントリーの正式品名及び化学名

包括、N.O.S エントリーに化学名を付記するとする特別要件 SP274 に生物学上の品名も使用できるようにする提案は、採択された。

### 6.7 くん蒸中及び冷媒用ドライアイスの入った貨物輸送ユニット

くん蒸中及び冷媒用ドライアイスの入った貨物輸送ユニットの表示、標識、運送書類、特別要件及び容器包装要件の改正に関する提案は、問題があるとして賛同が得られなかった。提案国である英国は、次期会合に新提案ができるよう現提案の問題点、指摘事項等を書類で提出するよう各国代表に要請した。

### 6.8 ISO 標準の引用

UN 高圧容器要件の設計、構造並びに初回の検査及び試験の規定に ISO 規格を追加とする提案は、再充填可能ステンレス溶接シリンダー（試験圧力 6Mpa 以上）の規格は安全

面からの検討が不十分であるとして認められなかったことを除き、採択された。

#### 6.9 有機金属化合物用ポータブルタンク圧力安全装置の可溶栓の任意使用

可溶栓の作動範囲 110 から 149 を 100 から 149 とすること及び可溶栓は設置環境の熱から遮断されてはならないとする規定に可溶栓が主の逃がし弁として設置されている場合はどの条件を設定する提案は、採択された。しかし、新しいタンク要件を設ける提案は、必要がないとして採択されなかった。

#### 6.10 UN ポータブルタンク及び MEGCs の銘板

タンク銘板に要求される表示項目を明確化し合理化とする提案は、基本的に合意されたが、表示項目等の詳細についてはさらなる検討が必要であるとして、小委員会はカナダに対し猶予期間の設定等を含めた再提案をするよう要請した。

#### 6.11 教育訓練規定

教育訓練を受けていない者は、教育訓練を受けた者の監督下においては危険物輸送に従事することができるとする提案は、修正の上採択された。

#### 6.12 ポータブルタンクの充填率

ポータブルタンクの充填率に関し、タンクの容量がサージ板により 7500 リットル以下の区画に仕切られた場合はタンク銘板に S を表示するとする提案は、採択された。又、猶予期間を設けることも採択された。

### 7. IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

#### 7.1 IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

小委員会は、事務局が準備した 2007 年 9 月 26-28 日にウィーンで行われた国連モデル規則と IAEA 輸送規則の調和に関する IAEA CS 会議 (CS-72) の報告書(INF13)の内容を検討した。この報告書には国連モデル規則と IAEA 規則を調和するための多くの改正が含まれているが、現在までに採択されている改正は、未だ IAEA 参加国の協議如何であり、2008 年 12 月の委員会による最終的な採択は、IAEA 規則 2009 年度版発行のために行う IAEA の実質的な決定によることを確認した。

#### 7.2 副次危険性のある L 型輸送物

L 型輸送物が他のクラスの危険性を有する場合は、特別要件 SP290 に従って正式品名を決定することとなるが、品名の特定、容器の表示及び輸送書類への記入事項等に関し混乱を生じているので検討の必要があるとする提案は、IAEA CS 会議 (CS-72) の報告書に示された SP290 に参考例を追加するとする改正案を仮採択し、IAEA の最終決定を待つこととした。

### 8. 国連モデル規則による危険物輸送規則の地球規模での調和

#### 8.1 この議題に関する書類の提出はなく、議論されなかった。

## 9. モデル規則の策定基本指針

### 9.1 危険物輸送規則の基本原則

危険物輸送規則の基本原則に航空輸送にあってはより厳しい要件が適用されることがあるとしているのは適切ではなく、海上輸送においても同様であり検討を要するとする提案は、危険物輸送規則は事業内容により他の要件が適用される場合があると改正することで採択された。

## 10. GHS に関する問題

### 10.1 混合ガスに関する酸化性の分類基準の改正

非引火性非毒性ガスの定義の一つ「空気よりも、一般的に酸素を供給することにより他の物質を燃焼させ又は燃焼を助長させる酸化性ガス」の規定に注記を加え定義を明確化するとする提案は、「空気よりも酸素を供給するとは、窒素ガス中の酸素の割合が 23%以上、又は、ISO10156 により決定された酸化力が 23.5%であるガス中の酸化性ガス濃度が同量(23.5%)で混合ガス」とする注記を加えることで仮採択された。採択事項は検討のため GHS 小委員会へ回された。

### 10.2 絵表示に関する体系的アプローチ

黒、緑、赤及び青の背景の標札及び標識は、白の絵表示及び数字のみを使用するとする提案は、支持が得られず、取り下げられた。

## 11. その他

### 11.1 放射性物質輸送の促進

小委員会は放射性物質の輸送拒否の問題を克服するために IMO がとった行動を確認し、他のモードの機関もこの提案を検討するよう要請した。

## 12. 次回会合

33SCETDG	2008年6月30日～9日(AM)
15SCEGHS	2008年7月9日(PM)～11日

\*\*\*

付録 2.5 第 13 回 国連分類調和小委員会個別提案概要(対応及び結果)

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
07/1 (ドイツ) (2a)	GHS 未規定の爆発性	火薬類の暫定入手順により爆発性を示した物質でも次の手順が包装されたものの試験で あるため火薬類から除外される可能性がある。GHS は生産、貯蔵、輸送等全ての領域に適 応されるので、物質が爆発性を有しているかどうかの情報伝達することは大切である。 従って、通常の分類手順結果ではなく、先行試験として爆発性を有しているかどうかを評 価する次の試験を提案する。 熱感度試験 衝撃感度試験 摩擦感度試験	適宜	検討継続
07/2 (ドイツ) (2a)	GHS 引火性液体類 の物理化学的危険 性の明確化	引火性液体類の物理化学的危険性の明確化については、2005 年の会合に提案したが、より 詳細な提案をすよう要請されたので、GHS テキストを改正する案を作成した。改正案の 概要は次のとおりである。 分類基準のパラグラフ 2.6.2 の燃焼継続試験に関する注記 2「引火点が 35 を超える液 体は」を「引火点が 35 を超え 60 以下の液体は」に改正する。 混合物の引火点計算の手引きのパラグラフ 2.6.4.2.2 の「関連する分類基準より 5 以 上高い場合には次の各項を満たすことを条件にその引火点を実験で測定する必要は ない。」を「関連する分類基準（23 及び 60）・・・」と改正する。 パラグラフ 2.6.4.2.5 を「引火点測定方法は次による。」と改正し、国際標準に ISO2719、 ISO13736 を追加する。 初留点測定方法が明記されていないので、初留点測定方法を規定する新しいパラグラ フ 2.6.4.2.5 を追加し、国際標準 ISO3924, ISO4626, ISO3405、各国基準 ASTM D86, ASTM D 1078 等を明記する。	適宜	一部採択 は新提案 は採択 は採択 は採択
07/3 (SAAMI) (2a)	GHS2.1 章の改訂	SAAMI は、危険区分 1.4 の GHS 表示を爆発している爆弾の絵表示にした決定は、1.4S の 危険物に関しては、その定義及び航空輸送可能であることから、行き過ぎた警告であり、 再考するよう昨年の会議で提案したが、反対意見や 1.4S の製品にのみ除外を設ける案が出 され、問題を整理して再度提案するよう依頼を受けたので、次の提案をする。 GHS 附属書 1 の火薬類の表に 1.4S の欄を設け、爆弾絵表示から 1.4S 記号に変更する。 GHS 表 2.1.2 を同上とする。	適宜	新提案 火薬類ワーキンググルー プが開催される 2008 年 7 月に新提案が提出される こととなった。
07/4 (FEA) (2a)	引火性エアゾール	国連勧告の試験及び判定基準には「このサブセクションによる引火性の分類方法によらな いエアゾール容器は非常に危険性が高いものとして分類されるべきである。」とする注意書 きがあるが、GHS テキストにはない。従って、GHS テキストの 2.3.2.1 又は 2.3.2.2 にこの 注を追記することを提案する。	適宜	編集上の修正を行なった 上、2.3.2.2 に注記を加える ことが採択された。



07/5 (CEFIC) (3)	極小容器の表示	CEFIC は 11 回会合で極小容器の表示に関する提案をして、次 2 年間の継続審議することが採択された。ワーキンググループを立ち上げ、検討を行なってきたが各国の意見が異なり統一見解に至っていない。従って、14 回会合で新提案ができるよう更なる検討をしていくことを提案する。	適宜	検討を継続していくことが同意された。
------------------------	---------	--	----	--------------------

\*\*\*

## 付録 2.6 第 13 回国連分類調和専門家小委員会審議概要

### 1. 会期、参加国、議題等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 19 年 7 月 9 日 ~ 10 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、セネガル、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国
- (2) オブザーバー国 : カンボジア、ジャマイカ、ケニア、ラオス、ナイジェリア、韓国、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スイス及びタイ
- (3) 国連機関及び政府間機関 : UNITAR、ILO、WHO 及び OECD
- (4) 非政府国際機関 : AEGPL、AISE、CGA、CEFIC、EIGA、FEA、IFPCM、ICCA、ICPP、IPIECA、IPPIC、IPIECA、ISO、RCMASA、SAAMI 及び SDA

##### 1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

蔵方 美佐子(経済産業省製造産業局化学物質管理課)

城内 博(日本大学大学院理工学研究科)

中島 紀昭(独立行政法人産業技術総合研究所)

濱田 高志(社団法人日本海事検定協会)

三宅庸雅(社団法人日本海事検定協会)

森田 健(国立医薬品食品衛生研究所安全情報部)

#### 1.3 議題の採択

- 1.3.1 第 13 回小委員会の予定議題(ST/SG/AC.10/C.4/25)は、期限後送付された INF. Paper を含めて今回会合文書とすることを承認して採択された。

### 2. GHS 勧告第 2 訂版の最新化

#### 2.1 物理化学的危険性

- 2.1.1 爆発性を有しているかどうかの評価方法に熱感度試験、衝撃感度試験及び摩擦感度試験を設けるとする提案は、各国に持ち帰り検討することが必要であるとして次回会合に継続して審議していくこととなった。
- 2.1.2 引火性液体類の物理化学的危険性を明確化するとする提案は、混合物の引火点の計算、引火点測定方法の標準規格及び初留点測定方法に関する規定については採

扱されたが、引火性液体類の判定基準については、さらなる検討が必要であるとして継続審議していくこととなった。

2.1.3 GHS2.1 章の改正に関する提案は、更なる検討が必要であるとして、2008 年 7 月に開催される TDG 火薬類ワーキンググループに検討及び新提案をするよう要請した。

2.1.4 引火性エアゾールの判定基準に「規定され分類方法によらないエアゾール容器は非常に危険性が高いものとして分類されるべきである。」とする注意書きを追加すべきとする提案は、編集上の修正を行なった上、採択された。

2.2 健康有害性、環境有害性等の評価に関する検討の進捗状況が OECD により報告された。

### 3. ハザードコミュニケーション

3.1 極小容器の表示に関する提案は、ワーキンググループを立ち上げ検討を重ねたが、各国の意見が異なり統一見解に至っていないので、継続審議していくこととなった。

### 4. GHS 基準の適用に関する指針策定

#### 4.1 石油製品に関する GHS 基準

4.1.1 IPIECA より石油製品の GHS 基準に関するガイドラインを作成中であり、2008 年に提案をする予定であることが報告された。

#### 4.2 GHS 基準に従った混合物の分類

4.2.1 米国より GHS 基準に従って混合物を分類する場合の問題点等が指摘され、検討するよう要請がなされた。

### 5. GHS の実施

5.1 GHS の採り入れの進捗状況及びこれに関連する事項について、EC、OECD、UNITAR、WHO、南アフリカ、ブラジル、オーストラリアから報告がなされた。

### 6. キャパシティ・ビルディング

6.1 UNITAR は管理能力強化に関する活動報告をし、活動への継続的な財政援助を要請した。

\* \* \*

付録 2.7 第 14 回 国連分類調和小委員会個別提案概要(対応及び結果)

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
07/6 (事務局) (2a)	爆発性状を有する物質	TDG 小委員会で採択された GHS2.1 章の改正を提案する。改正内容の概要は次のとおりである。 新パラグラフ 2.1.2.2 「試験シリーズ 2 において鈍感性があるため爆発性が出ない場合は、試験シリーズ 1 に従って等級及び隔離区分を決定すること。」を挿入し、現 2.1.2.2 を 2.1.2.3 とする。 2.1.1 表の爆発性の定義を「国連試験シリーズ 1 及び 2 によること。爆発させるために作製された火薬類はこれらの試験の適用外である。」に改正する。 2.2.2.1(b) 非引火性非毒性ガスの定義の一つに「空気よりも、一般的に酸素を供給することにより他の物質を燃焼させ又は燃焼を助長させる酸化性ガス」とあるが、規定が曖昧で混乱を起しているため、次の注記を追加することを提案する。 (注) 空気よりも酸素を供給するとは、窒素中の容積が 23.5% 以上の酸素、又は、ISO10156 の最新版により決定された酸化力が 23.5% より大きいガスに酸化性ガスと同等の濃度を有する混合ガスをいう。	適宜	更なる検討が必要であるとして TDG に検討要請することとなった。
07/7 (EIGA) (2a)	混合ガスに関する酸化性の分類基準の改正	水生環境有害性に関する 4.1 章の改正提案で、主な改正は次のとおり。 4.1.1 定義 長期間の危険性、NOEC (濃縮影響なし) の追加 4.1.2 物質の分類基準 慢性毒性の区分の追加 4.1.3 混合物の分類基準 慢性毒性の区分の追加 4.1.5 判断論理 上記追加事項に関する判断論理の追記	適宜	採択
07/8 (OECD) (2c)	4.1 章の改正 (環境有害)	07/8 にて提案されている改正に伴う附属書 1、2 及び 3 の改正	適宜	採択
07/9 (OECD) (2c)	4.1 章改正に伴う附属書 1, 2 及び 3 の改正	07/8 にて提案されている改正に伴う附属書 9 及び付属資料の改正	適宜	採択
07/10 (OECD) (2c)	4.1 章改正に伴う附属書 9 及び付属資料の改正	豪州、カナダ、南アフリカ、タイ、英国、米国及び WHO の GHS 進捗状況及び問題点等の報告	適宜	報告
07/11 (豪州他) 5c	GHS 実施状況の報告		適宜	報告

07/12 (CEFIC) 3	極小容器の表示	<p>極小容器の表示に関するワーキンググループ検討した結果、次のような問題点があることが明らかになったので、小委員会の議論を要請する。</p> <p>(a) 小容器のサイズとは、又、極小容器の定義が必要か。選択肢として次がある。</p> <p>    最小サイズを規定しない。</p> <p>    250ml 以下を小容器とする。</p> <p>    10ml 以下を極小容器とする。</p> <p>    30ml 以下を極小容器とする。</p> <p>    18cm<sup>2</sup> 以上のラベル添付可能面積をもったものを小容器とする。</p> <p>(b) 小容器の表示に関する詳細なガイダンスを導入すべきか又は大まかな原則だけにすべきか。選択肢として次がある。</p> <p>    大まかな原則のみとする。</p> <p>    表示項目全てを記載できない場合は、表示項目の優先順位を規定して、できる限り多くの表示項目を記載することとする。</p> <p>    人の健康と環境保護を優先するよう専門家に委ねる。</p>	適宜	各国の意見が異なり統一見解には達しなかった。継続的に検討することとなった。
07/13 (CTIF) 3	絵表示に関する体系的アプローチ	<p>標識に描かれている線やシンボルマークが黒で背景とのコントラストが悪く、消火時に危険性が適切に伝わらないことがあった。以上より、背景が黒、緑、赤及び青の場合はシンボルは白で表示することを提案する</p>	反対	支持が得られず提案は取り下げられた。

\*\*\*

## 付録 2.8 第 14 回国連分類調和専門家小委員会審議概要

### 1. 会期、参加国、議題等

#### 1.1 会期及び開催場所

- 会期 : 平成 19 年 12 月 12 日 ~ 14 日  
場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、カタール、セルビア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国
- (2) オブザーバー国 : カンボジア、ケニア、ラオス、ルーマニア、ロシア、スイス及びウルグアイ
- (3) 国連機関及び政府間機関 : UNEP/SAICM UNITAR、IMO、WHO 及び OECD
- (4) 非政府国際機関 : AISE、CGA、CEFIC、DGAC、EIGA、FEICA、IFPCM、ICCA、IME、IPIECA、IPPIC、RCMASA、SAAMI 及び SDA

##### 1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

- 蔵方 美佐子(経済産業省製造産業局化学物質管理課)  
城内 博(日本大学大学院理工学研究科)  
中島 紀昭(独立行政法人産業技術総合研究所)  
三宅庸雅(社団法人日本海事検定協会)  
森田 健(国立医薬品食品衛生研究所安全情報部)

#### 1.3 議題の採択

- 1.3.1 第 14 回小委員会の予定議題(ST/SG/AC.10/C.4/27)は、期限後送付された INF. Paper を含めて今回合文書とすることを承認して採択された。

### 2. GHS 勧告第 2 訂版の最新化

#### 2.1 物理化学的危険性

- 2.1.1 爆発性の評価は試験シリーズ 1 及び 2 で行なうこととする GHS2.1 章の改正提案は、さらなる検討が必要であるとして、TDG 小委員会に再度検討するよう要請した。
- 2.1.2 混合ガスに関する酸化性の分類基準が曖昧であり、注記を加えて明確化するとする提案は、採択された。
- 2.1.3 鈍感化火薬及び化学的不安定ガスに関するワーキンググループの活動内容が報

告された。

2.1.4 オランダは、火薬の量による分類基準も必要であることを提起し、この問題を検討する会議が 2008 年に開催されるので、参加するよう各国に要請した。

## 2.2 健康有害性

2.2.1 急性毒性点推定値への変換値の使用についての非公式提案は、各国の専門家が十分検討できるよう正式文書で提案をするべきとする意見で一致した。

2.2.2 吸引性呼吸器有害性は液体のみに限定すべきとする非公式提案は、多くの支持が得られが問題も指摘されたため、次回会合に正式提案されることとなった。

2.2.3 試験管内皮膚腐食性試験に OECD のガイドラインを導入すべきとする提案は、各国の専門家の意見を聞く必要があるとして結論を出すことを見送った。

2.2.4 強弱を考慮した感作性の分類についての検討状況が OECD より報告された。

## 2.3 環境有害性

2.3.1 水生環境有害性に関する 4.1 章の改正案は、判定基準が複雑で実行可能性に乏しいとの指摘はあったものの多くの指示が得られ、採択された。

2.3.2 土壌環境有害性に関する検討状況が OECD により報告された。

## 3. ハザードコミュニケーション

### 3.1 極小容器の表示

3.1.1 極小容器の表示に関する提案は、極小容器のサイズの定義、表示項目等について議論がなされたが、統一した見解には至らず、継続審議していくこととなった。

### 3.2 絵表示に関する体系的アプローチ

3.2.1 背景が黒、緑、赤及び青の標識のシンボルは白のみにすべきとする提案は、全く支持が得られず、提案は取り下げられた。

## 4. GHS 基準の適用に関する指針策定

### 4.1 石油製品に関する GHS 基準

4.1.1 IPIECA は石油製品の GHS 基準に関する問題点を提起し、2008 年 7 月に提案をする予定であることを報告した。

### 4.2 高生産量化学品への GHS 判定基準の適用

4.2.1 OECD より高生産量化学品への GHS 判定基準の適用に関する検討状況が報告された。

## 5. GHS の実施

- 5.1 GHS の採り入れの進捗状況及びこれに関連する事項について、EC、UNEP/SAICM、WHO、ブラジル、日本、カンボジア、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、南アフリカ、ウルグアイ、カタール、オーストラリア、カナダ、タイ、英国及び米国から報告がなされた。

## 6. キャパシティ・ビルディング

- 6.1 UNITAR は管理能力強化に関する活動報告をし、活動への継続的な財政援助を要請した。

## 7. その他

### 7.1 参加要請

- 7.1.1 IME ( Institute of Makers of Explosives ) から提出されたオブザーバー参加要請は承認された。

### 7.2 会議の日程

- 7.2.1 小委員会の開催を年 2 回から 2 年間で 3 回とする提案は、現行スケジュールの変更は他の輸送に関連した会議や機関に影響があるため他の国際機関と協議しながら進めるべきとして、継続して検討していくこととなった。

\* \* \*



## 付録3 第12回DSC小委員会への日本提出文書



SUB-COMMITTEE ON DANGEROUS  
GOODS, SOLID CARGOES AND  
CONTAINERS  
12th session  
Agenda items 4 & 5

DSC 12/4/18  
27 July 2007  
Original: English

**AMENDMENTS TO THE BC CODE, INCLUDING EVALUATION OF PROPERTIES  
OF SOLID BULK CARGOES**

**MANDATORY APPLICATION OF THE BC CODE**

**Comments on the draft revised BC Code**

**Submitted by Japan**

**SUMMARY**

**Executive summary:** This document proposes some amendments to the draft revised texts in Appendix 1 to the mandatory BC Code prepared by the correspondence group

**Action to be taken:** Paragraph 18

**Related documents:** DSC 12/4/8, DSC 12/4/9 and DSC 12/4/10

1 This document is submitted in accordance with paragraph 4.10.5 of the Guidelines on the organization and method of work of the Maritime Safety Committee and the Marine Environment Protection Committee and their subsidiary bodies (MSC-MEPC.1/Circ.1) and contains comments on the documents DSC 12/4/8, DSC 12/4/9 and DSC 12/4/10, i.e., parts 5 to 7 of the report of the correspondence group on amendments to the BC Code and its mandatory application.

**STOWAGE & SEGREGATION for COAL**

2 The Correspondence Group prepared the following amendment to clause 5 in the section for STOWAGE & SEGREGATION in the appendix to the individual schedule for BROWN COAL BRIQUETTES (DSC 12/4/10, annex 4):

~~The briquette cargo~~ **This cargo** shall not be stowed adjacent to ~~hot areas~~ **sources of heat**.

3 Japan concurs with the proposed amendment for the reason of clarity. Japan proposes the following amendment to the similar sentence in clause 4 in the section for “Segregation and stowage requirements” in the appendix to the individual schedule for COAL for clarification:

~~The master shall ensure that the coal~~ **This cargo** is ~~shall~~ **shall** not ~~be~~ stowed adjacent to ~~hot areas~~ **sources of heat**.

For reasons of economy, this document is printed in a limited number. Delegates are kindly asked to bring their copies to meetings and not to request additional copies.

4 Japan further proposes to replace the heading of the section “Segregation and stowage requirements” by “STOWAGE & SEGREGATION” for consistency.

### **Sealing hatches for COAL**

5 The sentence “The hatch covers can also be additionally sealed with a suitable sealing tape” in clause 8 in the section for LOADING in the appendix to the individual schedule for BROWN COAL BRIQUETTES was deleted in the draft revised text prepared by the correspondence group (DSC 12/4/10, annex 4). Japan supports the deletion. Meanwhile, the same sentence has been retained, with a slight amendment, in clause .1 in the sub-section for “Self-heating coals” in the section for “Special Precautions” in the appendix to the individual schedule for COAL. Japan considers the sentence should be deleted to avoid unnecessary variety of requirements for similar cargoes.

### **Prohibition of pumping for AMMONIUM NITRATE and AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZERS**

6 The sentence “Bunkering or pumping of fuel oil shall not be allowed” is included in the draft revised text in the sections for LOADING and DISCHARGE in the individual schedules for the following cargoes, (DSC 12/4/8, annex 8 and DSC 12/4/10, annex 2):

AMMONIUM NITRATE UN 1942;  
AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER UN 2067;  
AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER UN 2071; and  
AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER (non-hazardous).

7 The sentence may be interpreted that all pumping of fuel oil including those to electric generators in the engine room shall be prohibited. To prevent such an unrealistic interpretation, the sentence should be revised to clarify the scope of prohibition of bunkering or pumping. Japan proposes to replace the sentence “Bunkering or pumping of fuel oil shall not be allowed” by the following:

“Bunkering of fuel oil shall not be allowed. Pumping of fuel oil in spaces adjacent to the cargo spaces for this cargo, other than machinery spaces, shall not be allowed.”

### **Temperature monitoring during voyage for AMMONIUM NITRATE UN 1942**

8 Temperature monitoring during voyage is required for AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZERS (UN 2067, UN 2071 and non-hazardous) (DSC 12/4/10, annex 1, paragraph 2). Japan considers that the same requirement should apply to AMMONIUM NITRATE UN 1942.

### **Approval procedure of gas-tightness of bulkheads**

9 Gas-tightness of bulkheads to the engine rooms are referred to in the draft revised text as follows:

- “The bulkheads between the cargo spaces and the engine-room shall be gastight and shall be inspected and approved by the competent authority” in the section for PRECAUTIONS in the individual schedules for ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN 1395 and ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED UN 1398 (DSC 12/4/9, annex 1);

- “Bulkheads between the cargo spaces and the engine-room shall be gastight” in the section for PRECAUTIONS in the individual schedule for ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS OR ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCT UN 3170; and
- “Prior to loading, the bulkheads to the engine room shall be inspected and approved by the competent authority as gastight and the safety of the bilge pumping arrangements shall be approved by the competent authority” in the section for DETAILED REQUIREMENTS in the appendices to the individual schedules for FERROSILICON UN 1408 and FERROSILICON (MHB).

10 The sentence for UN 3170 does not provide for a concrete requirement, while the sentences for UN 1395 & UN 1398 and for UN 1408 and FERROSILICON (MHB) set out substantially the same requirements. Japan considers that clarification is necessary for these sentences for the implementation and enforcement of the requirements. Thus, Japan invites the Sub-Committee to review the above mentioned sentences. In general, bulkheads between cargo spaces and the engine-room are gastight and the integrity of the bulkheads is certified by a flag State. To ensure the integrity of the bulkheads, visual inspection is reasonable and practicable. Thus, Japan prepared the following text for consideration by the Sub-Committee:

“The bulkheads between the cargo spaces and the engine-room shall be gastight. The condition of the bulkheads shall be inspected visually by [the master/the competent authority]. Openings of the bulkhead, if exist, shall be certified by a test to ensure gas-tightness.”

#### **Temperature monitoring during loading for FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN 2793**

11 The second sentence in draft revised text in the section for PRECAUTIONS in the individual schedule for FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN 2793 is “The temperature shall be measured at points between 200 mm and 350 mm from the surface of the cargo pile” (DSC 12/4/9, annex 1, paragraph 33). Japan proposes the following amendment to the second sentence for clarification:

“The temperature **of the cargo in the stock yard** shall be measured at points between 200 mm and 350 mm from the surface of the cargo pile.”

#### **Prevention of corrosion for PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites)**

12 The sentence “The tanktop on which this cargo is to be loaded shall be covered with lime before loading” is included in the draft revised text in the section for PRECAUTIONS in the individual schedule for PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites) (DSC 12/4/9, annex 1, paragraph 46). Taking into account the agreement of the correspondence group on the similar requirement for SALT (DSC 12/4/9, paragraph 22), Japan proposes the following amendment to the sentence for PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites):

The tanktop on which this cargo is to be loaded shall be ~~covered with lime~~ **washed or coated with paint to prevent corrosion** before loading.

### **Mechanical ventilation for PIG IRON**

13 The draft revised ventilation requirement in the individual schedule for PIG IRON is “Mechanical surface ventilation shall be conducted during the voyage, as necessary, for the cargo spaces carrying this cargo” (Standard\_Ventilation\_Text\_4). On the other hand, no hazard is pointed out in the section for HAZARD in the schedule. Furthermore, based on the experience of Japanese shipping companies, this cargo is merely heavy but no chemical reaction has been reported. Thus, Japan is of the opinion that the text for the section for VENTILATION in the schedule should be replaced by “No special requirements”.

### **Editorial corrections**

14 The cargo names in the sections for DESCRIPTION in the individual schedules for ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS OR ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTUN 3170 and for SAND are expressed in capital letters, while these names are not BCSNs. Change these cargo names to appear in plain print.

15 The amendment set out in paragraph 9 in annex 2 to the document DSC 12/4/8 should be deleted, because “the existing text” does not exist in the section for DESCRIPTION in the schedule for AMMONIUM NITRATE UN 1942. The last sentence in the prepared amendment to the text in the section for HAZARD in the individual schedule, as set out in paragraph 4 in annex 4 to the document, should be replaced by the sentence “Ammonium nitrate dust might be irritating to skin and mucous membranes”.

16 The text in the section for CARRIAGE in the schedule for LINTED COTTON SEED should be replaced by “Standard\_WT\_Text”, i.e., “Hatches of the cargo spaces carrying this cargo shall be weathertight to prevent the ingress of water” (c.f. paragraph 2 in the document DSC 12/4/10).

17 The sentences “Do not ventilate” in the sections for VENTILATION in the schedules for CEMENT and CEMENT CLINKERS should be replaced by “Standard\_Ventilation\_Text\_1”, i.e., “The cargo spaces carrying this cargo shall not be ventilated during voyage” (DSC 12/4/9, paragraph 30).

### **Action requested of the Sub-Committee**

18 The Sub-Committee is invited to consider the proposed amendments and take action as appropriate.



SUB-COMMITTEE ON DANGEROUS  
GOODS, SOLID CARGOES AND  
CONTAINERS  
12th session  
Agenda item 5

DSC 12/5  
27 July 2007  
Original: English

## **MANDATORY APPLICATION OF THE BC CODE**

### **Requirements for cargoes not listed in the BC Code**

**Submitted by Japan**

#### **SUMMARY**

- Executive summary:** This document proposes an amendment to a sentence in draft revised sub-section 1.2.2 and provides the draft new text for sub-section 1.3 in the mandatory BC Code
- Action to be taken:** Paragraph 7
- Related documents:** DSC 11/19, DSC 11/4/1, DSC 11/5, DSC 11/5/1 and DSC 12/4/5

1 This document is submitted in accordance with paragraph 4.10.5 of the Guidelines on the organization and method of work of the Maritime Safety Committee and the Marine Environment Protection Committee and their subsidiary bodies (MSC-MEPC.1/Circ.1) and contains comments on document DSC 12/4/5, which is the second part of the report of the correspondence group on amendments to the BC Code and its mandatory application.

#### **Introduction**

2 The Sub-Committee, at its eleventh session, established a correspondence group on amendments to the BC Code and its mandatory application. The group prepared most of the draft text in the revised BC Code. However, the group could not reach agreement on the requirements for cargoes not listed in the BC Code and has not prepared the draft text for new sub-section 1.3. Then, Japan prepared the draft requirements for cargoes not listed in the BC Code to facilitate discussion in the Sub-Committee. We further examined the provisions on the status of appendix 1 to the BC Code and prepared the draft revised sentence in sub-section 1.2.2.

#### **Requirements for cargoes listed in the BC Code**

3 We examined the proposed text in chapter 1 in the document DSC 12/4/5, i.e., part 2 of the reports of the correspondence group. To follow is the draft revised sub-section 1.2.2 prepared by the group:

“1.2.2 The master shall consult the appropriate cargo schedule in this Code and observe all necessary precautions. The master shall consider to consult the authorities at the ports of loading and discharge, as necessary, concerning the requirements which may be in force and applicable for the carriage.”

4 We found that the first sentence in sub-section 1.2.2 was not appropriate as a mandatory requirement. Thus we propose to replace the sentence by the following sentence (sub-chapter 3.1.1.2 in the IMDG Code):

“Where a solid bulk cargo is specifically listed in appendix 1 to this Code (schedules for individual solid bulk cargoes), it shall be transported in accordance with the provisions in its schedule in addition to the provisions in sections 1 to 10 of this Code.”

### **Requirements for cargoes not listed in the BC Code**

5 Japan is of the opinion that solid dangerous goods not listed in the BC Code should not be carried in bulk, in principle, for the reason of safety. We, therefore, consider that stringent requirements are necessary to accept the carriage of solid dangerous goods not listed in the Code in bulk. Thus, we propose to require a tripartite agreement for the carriage of solid dangerous goods not listed in the Code, as set out in the next paragraph in this document (sub-section 1.1.6 in the IBC Code).

6 Taking into account the discussion in the correspondence group (DSC 12/4/5, paragraphs 6 to 8), we consider that the carriage of solid cargo, other than dangerous goods, in bulk may be accepted by a notification of the carriage to the competent authority of port of loading of the cargo, not to impede smooth carriage. For safety, the properties of the cargo and necessary safety precautions for the carriage of the cargo should be clarified prior to loading. For the clarification of the properties and safety precautions, we consider that a blank form of appendix 1 may be used. Furthermore, we consider that the inclusion of a schedule for the cargo should be prescribed in the Code. Thus we propose the following requirements (Note to sub-chapter 4.1.3.7 in the IMDG Code):

#### **“1.3 Cargoes not listed in this Code**

1.3.1 If a solid dangerous good which is not listed in the appendix 1 to this Code is proposed for carriage in bulk, the competent authorities of the port of loading, the port of discharge and the flag State involved in such carriage shall prescribe the preliminary suitable conditions for the carriage, having regard to the hazard evaluation of the dangerous good. The competent authority of the port of loading shall notify the Organization of the conditions for consideration for inclusion of the product in appendix 1 to this Code.

1.3.2 If a solid cargo which is not listed in appendix 1 to this Code and not a dangerous good is proposed for carriage in bulk, the shipper shall, prior to loading, inform the competent authority of the port of loading and the master of the properties of the cargo and suitable conditions for the carriage using the format in sub-section 1.3.3. The competent authority shall take action to amend appendix 1 to this Code to include the schedule for the cargo.

**1.3.3 Format for the properties of cargoes not listed in this Code and conditions of the carriage**

Tentative Bulk Cargo Shipping Name (in capital letters)

**DESCRIPTION** (Describe the cargo)

**CHARACTERISTICS** (fill the following table)

<b>ANGLE OF REPOSE</b>	<b>BULK DENSITY (kg/m<sup>3</sup>)</b>	<b>STOWAGE FACTOR (m<sup>3</sup>/t)</b>
<b>SIZE</b>	<b>CLASS</b>	<b>GROUP</b>

**HAZARD** (Clarify the hazard of carriage of the cargo.)

(Determine the following types of requirements. If no requirement is necessary, write "No special requirements".)

**STOWAGE & SEGREGATION**

**HOLD CLEANLINESS**

**WEATHER PRECAUTIONS**

**LOADING**

**PRECAUTIONS**

**VENTILATION**

**CARRIAGE**

**DISCHARGE**

**CLEAN UP**

(Specify the emergency procedures for the cargo, if necessary.)

**EMERGENCY PROCEDURES**

<b><u>SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED</u></b>
<b><u>EMERGENCY PROCEDURES</u></b>
<b><u>EMERGENCY ACTION IN THE EVENT OF FIRE</u></b>
<b><u>MEDICAL FIRST AID</u></b>



**Action requested of the Sub-Committee**

7 The Sub-Committee is invited to consider the proposed amendment to sub-section 1.2.2, paragraph 4, and draft text for sub-section 1.3, paragraph 6, and take action as appropriate.

---

平成 2 0 年 3 月 発行

発行者 **社団法人 日本海事検定協会**

〒104-0032 東京都中央区八丁堀一丁目九番七号  
03 - 3552 - 0149 ( 海事ビル )

( 本書は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成したものです。 )